

各都道府県介護保険担当課（室）
各市町村介護保険担当課（室）
各 介 護 保 險 関 係 団 体 御 中
← 厚生労働省 老健局総務課介護保険指導室

介 護 保 險 最 新 情 報

今回の内容

介護保険施設等運営指導マニュアルの 一部改正について（通知）

※今般の改正は、前回の一部改正通知（R4.12.28 老健局長通知：介護保険最新情報 Vol.1120）以後に発出された事務連絡等に基づき、更新が必要な部分を改正するものです。令和6年度報酬改定に基づく一部改正通知は、あらためて発出しますのでご承知ください。

計46枚（本紙を除く）

Vol.1211

令和6年3月11日

厚生労働省老健局総務課介護保険指導室

〔 貴関係諸団体に速やかに送信いただきますよう
よろしくお願ひいたします。 〕

連絡先 TEL : 03-5253-1111(内線 3957、3958)
FAX : 03-3592-1281

老発0311第5号
令和6年3月11日

都道府県知事
各 殿
市（区）町村長

厚生労働省老健局長
(公印省略)

介護保険施設等運営指導マニュアルの一部改正について（通知）

介護保険施設等運営指導マニュアルについては、令和4年3月31日付け老発0331第7号当職通知によりお示ししていますが、その後、関係事務連絡等が発出されたことに伴い、当該マニュアル別添3「各種加算・減算適用要件等一覧」について別添により所要の改正を行いましたので通知いたします。

各自治体等におかれては、管内関係団体、介護保険施設等への周知をお願いするとともに、運営指導にあたっての参考にしていただくようお願いいたします。

なお、改正した別添3「各種加算・減算適用要件等一覧」については、以下の厚生労働省ホームページに掲載していますので参照してください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/shidou/index.html

○介護保険施設等運営指導マニュアル 別添3「各種加算・減算適用要件等一覧」の主な改正概要一覧

【報酬改定関係の改正箇所について】

サービス種別	改正内容
介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員等ベースアップ等支援加算対象の全サービス (訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、福祉用具貸与、居宅介護支援、介護予防訪問看護、介護予防訪問リハビリテーション、介護予防居宅療養管理指導、介護予防福祉用具貸与、介護予防支援は対象外)	介護保険最新情報Vol.1159 (介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員等ベースアップ等支援加算に関するQ & Aの送付について)に基づき、「各種加算・減算適用要件等一覧」に該当部分を記載
	介護保険最新情報Vol.1167 (介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員等ベースアップ等支援加算に関するQ & A(vol.2)の送付について)に基づき、「各種加算・減算適用要件等一覧」に該当部分を記載

【報酬改定関係以外の改正箇所について】

サービス種別番号	サービス種別	改正内容
106	通所介護	
107	通所リハビリテーション	
603	認知症対応型通所介護	介護保険最新情報Vol.1127「令和3年度介護報酬改定に関するQ & A(Vol.13)(令和5年2月15日)に基づき、「各種加算・減算適用要件等一覧」に「感染症又は災害の発生を理由とする利用者数の減少が一定以上生じている場合の基本報酬への加算」Q&Aを追記。
609	地域密着型通所介護	
701	介護予防認知症対応型通所介護	
104	訪問リハビリテーション	介護保険最新情報Vol.1157 (「令和3年度介護報酬改定に関するQ & A Vol. 14)(令和5年7月4日)」に基づき、「各種加算・減算適用要件等一覧」に「事業所の医師が診療せずにリハビリテーションを提供した場合の減算」Q&Aを追記。
403	介護予防訪問リハビリテーション	

新				旧			
102 訪問入浴介護費				102 訪問入浴介護費			
加算・減算名	実施	体制	加算・減算	加算・減算名	実施	体制	加算・減算
3人の介護職員による場合	○	減算	95／100	3人の介護職員による場合	○	減算	95／100
利用者に対して、入浴により当該利用者の身体の状況等に支障を生ずるおそれがないと認められる場合に、その主治の医師の意見を確認した上で、指定訪問入浴介護事業所の介護職員3人が、指定訪問入浴介護を行った場合	<平成12年老企36号 第2の3(2)> 訪問入浴介護の提供に当たる3人の職員のうち、看護職員が含まれている場合であっても所定単位数に100分の95を乗じて得た単位数が算定されることには変わりがないものであること。	<平成12年老企36号 第2の3(2)> 訪問入浴介護の提供に当たる3人の職員のうち、看護職員が含まれている場合であっても所定単位数に100分の95を乗じて得た単位数が算定されることには変わりがないものであること。					
介護職員等ベースアップ等支援加算	○	加算	11／100	介護職員等ベースアップ等支援加算	○	加算	11／100
介護職員等ベースアップ等支援加算の取扱いは介護職員処遇改善 支援 扶助金の 取扱いに倣えよいか。 介護職員等ベースアップ等支援加算について、加算額 以上の 賃金改善を 実施しているものの、結果として、基本給又は決まって毎月支払われる手当 による賃金改善額が、全体の賃金改善額の三分の二以上にならなかった場合、 加算額を返還させる必要はあるか。	厚生労働大臣が定めた基準(平成27年厚生労働省告示第95号)に適合している介護職員の賃金改収等を実施しているものとして都道府 県知事に届出した指定訪問介護事業所が、利用者に対し、指定訪問介護を行った場合。 <平成27年厚生労働省告示第95号4の3> イ 介護職員等他の職員の賃金改善について、賃金改善に要する費用の見込額が介護職員等ベースアップ等支援加算の算定見込額を上 回り、かつ、介護職員及びその他の職員のそれぞれについて賃金改善に要する費用の見込額の三分の二以上を基本給又は決まって毎月支 払われる手当に充てる賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。 ホ 訪問介護費における介護職員処遇改善加算(1)から(IV)までのいずれかを算定していること。	厚生労働大臣が定めた基準(平成27年厚生労働省告示第95号)に適合している介護職員の賃金改収等を実施しているものとして都道府 県知事に届出した指定訪問介護事業所が、利用者に対し、指定訪問介護を行った場合。 <平成27年厚生労働省告示第95号4の3> イ 介護職員等他の職員の賃金改善について、賃金改善に要する費用の見込額が介護職員等ベースアップ等支援加算の算定見込額を上 回り、かつ、介護職員及びその他の職員のそれぞれについて賃金改善に要する費用の見込額の三分の二以上を基本給又は決まって毎月支 払われる手当に充てる賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。 ホ 訪問介護費における介護職員処遇改善加算(1)から(III)までのいずれかを算定していること。					
介護職員等ベースアップ等支援加算 Q&A				介護職員等ベースアップ等支援加算(以下「ベース加算」という。)については、加算額以上の 賃金改善の実施に加えて、厚生労働大臣が定める基準(平成27年厚生労働大臣告 示第95号)において、介護職員及びその他の職員のそれぞれについて、賃金改善に要 する費用の額の三分の二以上を基本給又は決まって毎月支払われる手当(以下「ベ ースアップ等」という。)に充てる賃金改善計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じ ることを要件としている。このため、加算額 以上の 賃金改善を実施するものと利 用者の増加による加算額の算定見込額の増加を考慮して、加算額を上回り、 ベースアップ等による賃金改善額が、全体の賃金改善額の三分の二以上になら ない場合には、速やかに賃金規程を改正し、ベースアップ等の増額を図るべきであり、こ した措置が取られなかつた場合、原則として、ベース加算の要件を満たさないため、加 算額の全額返還が必要となる。ただし、賃金改善期間の終了前に予見できない事 情でベース加算の加算額が賃金改善計画書で想定していた額を上回り、賃金規程の改定 によるベースアップ等の増額が間に合わなかつたなど、合理的な事情が認められる場合 は、この限りではない。この場合、翌年度以降、同様の事態が生じないよう、賃金改善計 画を立てる段階で、ベースアップ等による賃金改善見込額が、全体の賃金改善見込額の 三分の二を大きく超えるよう設定することが適当である。なお、いずれの場合であっても、 加算額以上の賃金改善が実施されることは必要である。(令和5年度 VOL1 間1)			

新							旧						
104 訪問リハビリテーション費							104 訪問リハビリテーション費						
加算・減算名	実施	体制	加算・減算	加算・減算適用要件			加算・減算名	実施	体制	加算・減算	加算・減算適用要件		
集合住宅減算	○	減算	1回につき 90／100	指定訪問リハビリテーション事業所の所在する建物と同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物若しくは指定訪問リハビリテーション事業所と同一の建物(以下「同一敷地内建物等」という。)に居住する利用者(指定訪問リハビリテーション事業所における1月あたりの利用者が同一敷地内建物等に50人以上居住する建物に居住する利用者を除く。)又は指定訪問リハビリテーション事業所における1月当たりの利用者が同一の建物に20人以上居住する建物(同一敷地内建物等を除く。)に居住する利用者に対し、指定訪問リハビリテーションを行った場合	集合住宅減算	○	減算	1回につき 90／100	指定訪問リハビリテーション事業所の所在する建物と同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物若しくは指定訪問リハビリテーション事業所と同一の建物(以下「同一敷地内建物等」という。)に居住する利用者(指定訪問リハビリテーション事業所における1月あたりの利用者が同一敷地内建物等に50人以上居住する建物に居住する利用者を除く。)又は指定訪問リハビリテーション事業所における1月当たりの利用者が同一の建物に20人以上居住する建物(同一敷地内建物等を除く。)に居住する利用者に対し、指定訪問リハビリテーションを行った場合				
			1回につき 85／100	指定訪問リハビリテーション事業所における1月当たりの利用者が同一敷地内建物等に50人以上居住する建物の利用者に対し、指定訪問リハビリテーションを行った場合				指定訪問リハビリテーション事業所における1月当たりの利用者が同一敷地内建物等に50人以上居住する建物の利用者に対し、指定訪問リハビリテーションを行った場合					
事業所の医師がり ハビリテーション計 画の作成に係る診 療を行わなかった 場合 Q&A				月の途中に、集合住宅に対する減算の適用を受ける建物に入居した又は当該建物から退去了した場合、月の全てのサービス提供分が減算の対象となる。	集合住宅減算について、利用者が減算対象となる建物に入居した日から退居した日までの間に受けたサービスについてのみ減算の対象となる。	月の途中に、集合住宅に対する減算の適用を受ける建物に入居した又は当該建物から退去了した場合、月の全てのサービス提供分が減算の対象となる。	集合住宅減算について、利用者が減算対象となる建物に入居した日から退居した日までの間に受けたサービスについてのみ減算の対象となる。						
				別の医療機関の医師から計画的な医学的管理を受けている患者に対し、指定訪問リハビリテーション事業所等の医師が、自らは診療を行わず、当該別の医療機関の医師から情報提供を受けてリハビリテーションを計画、指示してリハビリテーションを実施する場合において、当該別の医療機関の医師から提供された情報等の医師の指示に基づいてリハビリテーションを計画し、事務所の医師の指示に基づいてリハビリテーションを行う必要がある。(平30.3版 VOL1 間59)	指定訪問リハビリテーション等を開始する前に、例えば当該指定訪問リハビリテーション事業所等の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士に利用者が訪問させ、その状態についての評価を報告させる等の手段によって、必要な情報を適宜入手した上で医師及び理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が共同してリハビリテーションを計画し、事務所の医師の指示に基づいてリハビリテーションを行う必要がある。(平30.3版 VOL1 間59)	別の医療機関の医師から計画的な医学的管理を受けている患者に対し、指定訪問リハビリテーション事業所等の医師が、自らは診療を行わず、当該別の医療機関の医師から情報提供を受けてリハビリテーションを計画、指示してリハビリテーションを実施する場合において、当該別の医療機関の医師が指定訪問リハビリテーション事業所等の医師に情報提供をする際には、指定訪問リハビリテーション事業所等の医師に「適切な研修の修了等」に、日本医師会の「日医かかりつけ医機能研修制度」の応用研修の単位を取得した場合は含まれるか。	別の医療機関の医師から計画的な医学的管理を受けている患者に対し、指定訪問リハビリテーション事業所等の医師が、自らは診療を行わず、当該別の医療機関の医師から情報提供を受けてリハビリテーションを計画、指示してリハビリテーションを実施する場合において、当該別の医療機関の医師が適切な研修の修了等をしていれば、基本報酬から50単位を減じて上級訪問リハビリテーション料等を算定できることとされている。この「適切な研修の修了等」旨を伝達することが望ましい。						
事業所の医師がり ハビリテーション計 画の作成に係る診 療を行わなかった 場合 Q&A				含まる。なお、別の医療機関の医師が応用研修のすべての単位を取得している必要はない、指定訪問リハビリテーション事業所等の医師に情報提供を行いう日が属する月から前36月の間に合計6単位以上を取得しているか、又は令和6年3月31日までに取得を予定している(※)。また、別の医療機関の医師が指定訪問リハビリテーションを実施した場合、当該別の医療機関の医師が適切な研修の修了等をしていれば、基本報酬から50単位を減じて上級訪問リハビリテーション料等を算定できることとされている。この「適切な研修の修了等」旨を伝達することが望ましい。	(※)応用研修における以下単位のうち、いずれか1単位以上を含むこと ○令和5年度 ・介護保険制度における医療提供と生活期リハビリテーション ・口腔・栄養・リハビリテーションの多職種協働による一體的取組 ○令和4年度 ・フレイル予防・対策 ・地域リハビリテーション ○令和3年度 ・かかりつけ医に必要な生活期リハビリテーションの実際 ・リハビリテーションと栄養管理・栄食嚥下障害 ・在宅リハビリテーション症例 (参考)「令和3年度介護報酬改定に関するQ&A(Vol.12) (令和4年7月20日)」問1を一部修正した。(令和3年度 VOL14 問1)	含まる。なお、別の医療機関の医師が応用研修のすべての単位を取得している必要はない、事業所の医師に情報提供を行いう日が属する月から前36月の間に合計6単位以上(応用研修のうち、「フレイル予防・対策」「地域リハビリテーション」「かかりつけ医に必要な生活期リハビリテーションの実際」「在宅リハビリテーション症例」「リハビリテーションと栄養管理・栄食嚥下障害」)のうち、いずれか1単位以上を含むこと。)を取得又は取得を予定していればよい。また、別の医療機関の医師が訪問リハビリテーション事業所等の医師に情報提供をする際に下記を参考とした記載をすることが望ましい。「適切な研修の修了等」を示す。(令和4年度 VOL12 問1)	含まる。なお、応用研修のすべての単位を取得している必要はない、事業所の医師に情報提供を行いう日が属する月から前36月の間に合計6単位以上(応用研修のうち、「フレイル予防・対策」「地域リハビリテーション」「かかりつけ医に必要な生活期リハビリテーションの実際」「在宅リハビリテーション症例」「リハビリテーションと栄養管理・栄食嚥下障害」)のうち、いずれか1単位以上を含むこと。)を取得又は取得を予定していればよい。また、別の医療機関の医師が訪問リハビリテーション事業所等の医師に情報提供をする際に下記を参考とした記載をすることが望ましい。「適切な研修の修了等」を示す。(令和4年度 VOL12 問1)						

新

106 通所介護費

【通所介護の加算・減算に関する要件 概要】

- 加算・減算に関する要件については、基本的に以下の3つにおいて規定しています。

報酬告示は加算・減算の基本的要件を示すもの、留意事項通知・Q&Aはこれを補足するものとして定められています。

① 報酬告示	「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準」(平成12年2月10日厚生省告示第19号)
② 留意事項通知	「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分)及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」(平成12年3月1日老企第36号)
③ Q&A	—

- 加算・減算によっては、以下において要件の詳細を規定しているものもあります。

④ 通所介護費等の算定方法	「厚生労働大臣が定める利用者等の数の基準及び看護職員等の員数の基準並びに通所介護費等の算定方法」(平成12年2月10日厚生省告示第27号)
⑤ 利用者等告示	「厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者等」(平成27年3月23日厚生労働省告示第94号)
⑥ 大臣基準告示	「厚生労働大臣が定める基準」(平成27年3月23日厚生労働省告示第95号)
⑦ 区分支給限度基準額外告示	「介護保険法施行規則第六十八条第三項及び第八十七条第三項に規定する厚生労働大臣が定めるところにより算定した費用の額」(平成12年2月10日厚生省告示第38号)
⑧ 3%加算解釈通知	「通所介護等において感染症又は災害の発生を理由とする利用者数の減少が一定以上生じている場合の評価に係る基本的な考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」(令和3年3月16日老認発0316第4号・老老発0316第3号)
⑨ 個別機能訓練加算等解釈通知	「リハビリテーション・個別機能訓練、栄養管理及び口腔管理の実施に関する基本的な考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」(令和3年3月16日老認発0316第3号・老老発0316第2号)

- 上記通知等のうち、令和3年度介護報酬改定により改正があった要件等については、厚生労働省HP(以下URL)に掲載しています。

令和3年度介護報酬改定について https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000188411_00034.html

旧

106 通所介護費

【通所介護の加算・減算に関する要件 概要】

- 加算・減算に関する要件については、基本的に以下の3つにおいて規定しています。

報酬告示は加算・減算の基本的要件を示すもの、留意事項通知・Q&Aはこれを補足するものとして定められています。

① 報酬告示	「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準」(平成12年2月10日厚生省告示第19号)
② 留意事項通知	「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分)及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」(平成12年3月1日老企第36号)
③ Q&A	—

- 加算・減算によっては、以下において要件の詳細を規定しているものもあります。

令和3年度介護報酬改定について https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000188411_00034.html

加算・減算名	実施	体制	加算・減算	実施	体制	加算・減算	実施	体制	加算・減算	実施	体制	加算・減算		
定員超過利用減算	—	—	減算 70/ 100	【報酬告示】別表6 注1 イからハまでについて、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定通所介護事業所において、指定通所介護(指定居宅サービス基準第92条に規定する指定通所介護をいいます。以下同じ。)を行った場合に、当該施設基準に掲げる区分に従い、利用者の要介護状態区分に応じて、現に要した時間ではなく、通所介護計画(指定居宅サービス基準第99条第1項に規定する通所介護計画をいいます。以下同じ。)に位置付けられた内容の指定通所介護を行うに要する標準的な時間で、それぞれ所定単位数を算定する。ただし、利用者の数又は看護職員若しくは介護職員の員数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合は、別に厚生労働大臣が定めるところにより算定する。 ●平均の利用延長時間 ●業者が第一回 ●業者が第二回 ●ビス等の事務 ●開設及び ●終了	定員超過利用減算	—	—	減算 70/ 100	【報酬告示】別表6 注1 イからハまでについて、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定通所介護事業所において、指定通所介護(指定居宅サービス基準第92条に規定する指定通所介護をいいます。以下同じ。)を行った場合に、当該施設基準に掲げる区分に従い、利用者の要介護状態区分に応じて、現に要した時間ではなく、通所介護計画(指定居宅サービス基準第99条第1項に規定する通所介護計画をいいます。以下同じ。)に位置付けられた内容の指定通所介護を行うに要する標準的な時間で、それぞれ所定単位数を算定する。ただし、利用者の数又は看護職員若しくは介護職員の員数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合は、別に厚生労働大臣が定めるところにより算定する。 ●平均の利用延長時間 ●業者が第一回 ●業者が第二回 ●ビス等の事務 ●開設及び ●終了	定員超過利用減算	—	—	減算 70/ 100	【報酬告示】別表6 注1 イからハまでについて、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定通所介護事業所において、指定通所介護(指定居宅サービス基準第92条に規定する指定通所介護をいいます。以下同じ。)を行った場合に、当該施設基準に掲げる区分に従い、利用者の要介護状態区分に応じて、現に要した時間ではなく、通所介護計画(指定居宅サービス基準第99条第1項に規定する通所介護計画をいいます。以下同じ。)に位置付けられた内容の指定通所介護を行うに要する標準的な時間で、それぞれ所定単位数を算定する。ただし、利用者の数又は看護職員若しくは介護職員の員数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合は、別に厚生労働大臣が定めるところにより算定する。 ●平均の利用延長時間 ●業者が第一回 ●業者が第二回 ●ビス等の事務 ●開設及び ●終了
既往歴又は災害の発生を理由とする利用者数の減少が一定以上生じている場合の基本報酬への加算				●場合に ●同様に ●上記定 ●算定	既往歴又は災害の発生を理由とする利用者数の減少が一定以上生じている場合にのみ、再度同加算を算定することが可能である。この場合、令和4年度の算定にあたっては、減少月の利用延長人員数が、令和3年度の1月当たりの平均利用延長人員数から100分の5以上減少していることが必要である。算定方法の具体例は別添(感染症や災害の影響により利用延長人員数が減少した場合の基本報酬への3%加算 令和4年度の取扱い)を参照されたい。(令和3年度介護報酬改定に関するQ&A(vol.11問2)) ※令和3年度介護報酬改定に関するQ&A(vol.11問2) (令和3年3月26日)問21	既往歴又は災害の発生を理由とする利用者数の減少が一定以上生じている場合にのみ、再度同加算を算定することが可能である。この場合、令和4年度の算定にあたっては、減少月の利用延長人員数が、令和3年度の1月当たりの平均利用延長人員数から100分の5以上減少していることが必要である。算定方法の具体例は別添(感染症や災害の影響により利用延長人員数が減少した場合の基本報酬への3%加算 令和4年度の取扱い)を参照されたい。(令和3年度介護報酬改定に関するQ&A(vol.11問2)) ※令和3年度介護報酬改定に関するQ&A(vol.11問2) (令和3年3月26日)問21	既往歴又は災害の発生を理由とする利用者数の減少が一定以上生じている場合にのみ、再度同加算を算定することが可能である。この場合、令和4年度の算定にあたっては、減少月の利用延長人員数が、令和3年度の1月当たりの平均利用延長人員数から100分の5以上減少していることが必要である。算定方法の具体例は別添(感染症や災害の影響により利用延長人員数が減少した場合の基本報酬への3%加算 令和4年度の取扱い)を参照されたい。(令和3年度介護報酬改定に関するQ&A(vol.11問2)) ※令和3年度介護報酬改定に関するQ&A(vol.11問2) (令和3年3月26日)問21							

加算・減算名	実施	体制	加算・減算	加算・減算適用要件			加算・減算名	実施	体制	加算・減算	加算・減算適用要件										
介護職員等ベースアップ等支援加算	○	加算	11／1000	厚生労働大臣が定める基準(平成27年度厚生労働省告示第95号)に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届出した指定訪問介護事業所が、利用者に対し、指定訪問介護を行った場合。 <平成27年度厚生労働省告示第95号の4(3)> イ 介護職員等他の職員の賃金改善に要する費用の見込額が介護職員等ベースアップ等支援加算の算定見込額を上回り、かつ、介護職員及び他の職員のそれについて賃金改善に要する費用の見込額の三分の二以上を基本給又は決まって毎月支払われる手当に充てる賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。 ホ 訪問介護費における介護職員処遇改善加算(Ⅰ)から(Ⅲ)までのいずれかを算定していること。	厚生労働大臣が定める基準(平成27年度厚生労働省告示第95号)に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届出した指定訪問介護事業所が、利用者に対し、指定訪問介護を行った場合。 <平成27年度厚生労働省告示第95号の4(3)> イ 介護職員等他の職員の賃金改善について、賃金改善に要する費用の見込額が介護職員等ベースアップ等支援加算の算定見込額を上回り、かつ、介護職員及び他の職員のそれについて賃金改善に要する費用の見込額の三分の二以上を基本給又は決まって毎月支払われる手当に充てる賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。 ホ 訪問介護費における介護職員処遇改善加算(Ⅰ)から(Ⅲ)までのいずれかを算定していること。	介護職員等ベースアップ等支援加算	○	加算	11／1000												
介護職員等ベースアップ等支援加算 Q&A				<p>[Q&A]</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th style="background-color: #cccccc;">Q</th> <th style="background-color: #cccccc;">A</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>① 介護職員等ベースアップ等支援加算 の取扱いは介護職員処遇改善 支援 補助金の 取扱いに倣えばよいのか。</td> <td>貴見のとおり。 介護職員等ベースアップ等支援加算の取扱いについては、介護職員処遇改善支援補助金に関するQ&A vol. 1～4)を参照すること。(令和5年度 VOL1 間1)</td> </tr> <tr> <td>② 介護職員等ベースアップ等支援加算について、加算額以上の賃金改善を実施しているものの、結果として、基本給又は決まって毎月支払われる手当による賃金改善額が、全体の賃金改善額の三分の二以上にならなかった場合、加算額を返させる必要はあるか。</td> <td>介護職員等ベースアップ等支援加算(以下「ペア加算」という。)については、加算額以上の賃金改善の実施に加えて、厚生労働大臣が定める基準(平成27年度厚生労働大臣告示第95号)において、介護職員及び他の職員のそれについて、賃金改善に要する費用の額の三分の二以上を基本給又は決まって毎月支払われる手当(以下「ベースアップ等」という。)に充てる賃金改善計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じることを要件としている。このため、加算額以上の賃金改善を実施しているものの、利用者数の増加等によりペア加算の加算額が賃金改善額が、全体の賃金改善額の三分の二以上にならなかった場合には、速やかに賃金規程を改定しベースアップ等の増額を図るべきであり、こうした措置が图られなかった場合、原則として、ペア加算の要件を満たさないため、加算額の全額返還が必要と考えられる。ただし、賃金改善期間の終盤に、予見できない事情でペア加算の加算額が賃金改善計画書で想定していた額を上回り、賃金規程の改定によるベースアップ等の増額が間に合わなかつたなど、合理的な事情が認められる場合は、この限りではない。この場合、翌年度以降、同様の事態が生じないよう、賃金改善計画を有する施設でベースアップ等による賃金改善見込額が、全体の賃金改善見込額の三分の二を大きく超えるよう設定することが適当である。なお、いずれの場合であっても、加算額以上の賃金改善が実施されることが必要である。(令和5年度 VOL2 間1)</td> </tr> </tbody> </table>	Q	A	① 介護職員等ベースアップ等支援加算 の取扱いは介護職員処遇改善 支援 補助金の 取扱いに倣えばよいのか。	貴見のとおり。 介護職員等ベースアップ等支援加算の取扱いについては、介護職員処遇改善支援補助金に関するQ&A vol. 1～4)を参照すること。(令和5年度 VOL1 間1)	② 介護職員等ベースアップ等支援加算について、加算額以上の賃金改善を実施しているものの、結果として、基本給又は決まって毎月支払われる手当による賃金改善額が、全体の賃金改善額の三分の二以上にならなかった場合、加算額を返させる必要はあるか。	介護職員等ベースアップ等支援加算(以下「ペア加算」という。)については、加算額以上の賃金改善の実施に加えて、厚生労働大臣が定める基準(平成27年度厚生労働大臣告示第95号)において、介護職員及び他の職員のそれについて、賃金改善に要する費用の額の三分の二以上を基本給又は決まって毎月支払われる手当(以下「ベースアップ等」という。)に充てる賃金改善計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じることを要件としている。このため、加算額以上の賃金改善を実施しているものの、利用者数の増加等によりペア加算の加算額が賃金改善額が、全体の賃金改善額の三分の二以上にならなかった場合には、速やかに賃金規程を改定しベースアップ等の増額を図るべきであり、こうした措置が图られなかった場合、原則として、ペア加算の要件を満たさないため、加算額の全額返還が必要と考えられる。ただし、賃金改善期間の終盤に、予見できない事情でペア加算の加算額が賃金改善計画書で想定していた額を上回り、賃金規程の改定によるベースアップ等の増額が間に合わなかつたなど、合理的な事情が認められる場合は、この限りではない。この場合、翌年度以降、同様の事態が生じないよう、賃金改善計画を有する施設でベースアップ等による賃金改善見込額が、全体の賃金改善見込額の三分の二を大きく超えるよう設定することが適当である。なお、いずれの場合であっても、加算額以上の賃金改善が実施されることが必要である。(令和5年度 VOL2 間1)											新設
Q	A																				
① 介護職員等ベースアップ等支援加算 の取扱いは介護職員処遇改善 支援 補助金の 取扱いに倣えばよいのか。	貴見のとおり。 介護職員等ベースアップ等支援加算の取扱いについては、介護職員処遇改善支援補助金に関するQ&A vol. 1～4)を参照すること。(令和5年度 VOL1 間1)																				
② 介護職員等ベースアップ等支援加算について、加算額以上の賃金改善を実施しているものの、結果として、基本給又は決まって毎月支払われる手当による賃金改善額が、全体の賃金改善額の三分の二以上にならなかった場合、加算額を返させる必要はあるか。	介護職員等ベースアップ等支援加算(以下「ペア加算」という。)については、加算額以上の賃金改善の実施に加えて、厚生労働大臣が定める基準(平成27年度厚生労働大臣告示第95号)において、介護職員及び他の職員のそれについて、賃金改善に要する費用の額の三分の二以上を基本給又は決まって毎月支払われる手当(以下「ベースアップ等」という。)に充てる賃金改善計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じることを要件としている。このため、加算額以上の賃金改善を実施しているものの、利用者数の増加等によりペア加算の加算額が賃金改善額が、全体の賃金改善額の三分の二以上にならなかった場合には、速やかに賃金規程を改定しベースアップ等の増額を図るべきであり、こうした措置が图られなかった場合、原則として、ペア加算の要件を満たさないため、加算額の全額返還が必要と考えられる。ただし、賃金改善期間の終盤に、予見できない事情でペア加算の加算額が賃金改善計画書で想定していた額を上回り、賃金規程の改定によるベースアップ等の増額が間に合わなかつたなど、合理的な事情が認められる場合は、この限りではない。この場合、翌年度以降、同様の事態が生じないよう、賃金改善計画を有する施設でベースアップ等による賃金改善見込額が、全体の賃金改善見込額の三分の二を大きく超えるよう設定することが適当である。なお、いずれの場合であっても、加算額以上の賃金改善が実施されることが必要である。(令和5年度 VOL2 間1)																				

新				旧										
107 通所リハビリテーション費				107 通所リハビリテーション費										
加算・減算名	実 施 制	加算・減算	加算・減算適用要件				加算・減算名	実 施 制	加算・減算	加算・減算適用要件				
定員超過利用減算		○ 減算 70／100	利用者の数又は医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員若しくは介護職員(以下「医師等」という。)の員数が別に厚生労働大臣が定める基準(平成12年度厚生省告示第27号)に該当する場合	<平成12年度厚生省告示第27号> イ 指定通所リハビリテーションの月平均の利用者の数が介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号)第120条の規定に基づき都道府県知事(指定都市又は中核市の中核市長)に提出した運営規程に定められている利用定員を超えること。	定員超過利用減算	○ 減算 70／100	利用者の数又は医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員若しくは介護職員(以下「医師等」という。)の員数が別に厚生労働大臣が定める基準(平成12年度厚生省告示第27号)に該当する場合	<平成12年度厚生省告示第27号> イ 指定通所リハビリテーションの月平均の利用者の数が介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号)第120条の規定に基づき都道府県知事(指定都市又は中核市の中核市長)に提出した運営規程に定められている利用定員を超えること。						
感染症等発生で利用者数減少が一定以上生じている場合の加算 Q&A			感染症等によって利用延人員数の減少する場合にあっては、基本的に一度3%加算を算定した際とは別の感染症や災害を事由とする場合にのみ、再度同加算を算定することが可能であるとされている(※)が、令和3年度中の利用延人員数の減少に基づき同加算を算定した事業所が、令和4年度に再び同加算を算定することはできるか。	(※)令和3年度介護報酬改定に関するQ&A(vol.3)(令和3年3月26日)問	感染症等によって利用延人員数の減少する場合にあっては、基本的に一度3%加算を算定した際とは別の感染症や災害を事由とする場合にのみ、再度同加算を算定することが可能であるとされている(※)が、令和3年度中の利用延人員数の減少に基づき同加算を算定した事業所が、令和4年度に再び同加算を算定することはできるか。	(※)令和3年度介護報酬改定に関するQ&A(vol.3)(令和3年3月26日)問	感染症等によって利用延人員数の減少する場合にあっては、基本的に一度3%加算を算定した際とは別の感染症や災害を事由とする場合にのみ、再度同加算を算定することが可能であるとされている(※)が、令和3年度中の利用延人員数の減少に基づき同加算を算定した事業所が、令和4年度に再び同加算を算定することはできるか。	(※)令和3年度介護報酬改定に関するQ&A(vol.3)(令和3年3月26日)問						
介護職員等ベースアップ等支援加算	○ 加算 10／100	介護職員等の配置等要件に対する対応として、疾患吸引を必要とする利用者に対する利用の割合に関する連続支援加算	入居継続支援加算における連続支援加算の算定見込額を算定する場合に	介護職員等の配置等要件に対する対応として、疾患吸引を必要とする利用者に対する利用の割合に関する連続支援加算	入居継続支援加算における連続支援加算の算定見込額を算定する場合に	介護職員等ベースアップ等支援加算	○ 加算 10／100	介護職員等の配置等要件に対する対応として、疾患吸引を必要とする利用者に対する利用の割合に関する連続支援加算	入居継続支援加算における連続支援加算の算定見込額を算定する場合に	介護職員等ベースアップ等支援加算				
介護職員等ベースアップ等支援加算 Q&A			介護職員等ベースアップ等支援加算について、介護職員処遇改善支援補助金の取扱いが介護職員処遇改善支	費用見込みの記載	費用見込みの記載	介護職員等ベースアップ等支援加算の取扱いについて、介護職員処遇改善支援補助金に関するQ&A(vol.1~4)を参照すること。(令和5年度 VOL1 問1)		介護職員等ベースアップ等支援加算について、介護職員の賃金改善による賃金見込額が介護職員等ベースアップ等支援加算の算定見込額を上回り、かつ、介護職員及びその他の職員のそれについて賃金改善による賃金見込額の三分の二以上を基本給又は決まって毎月支払われる手当に充当する賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていていること。	費用見込みの記載	費用見込みの記載	介護職員等ベースアップ等支援加算			

(適用要件一覧)

108 短期入所生活介護費

【短期入所生活介護の加算・減算に関する要件 概要】

- 加算・減算に関する要件については、基本的に以下の3つにおいて規定しています。
報酬告示は加算・減算の基本的要件を示すもの、留意事項通知・Q&Aはこれを補足するものとして定められています

① 報酬告示	「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準」(平成12年2月10日厚生省告示第19号)
② 留意事項通知	「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準・短期入所サービス及び特定施設入居者生活介護に係る部分)及び指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」(平成12年3月8日老企第40号)
③ Q & A	—

- 加算・減算によっては、以下において要件の詳細を規定しているものもあります

④ 通所介護費等の算定方法	「厚生労働大臣が定める利用者等の数の基準及び看護職員等の員数の基準並びに通所介護費等の算定方法」(平成12年2月10日厚生省告示第21号)
⑤ 施設基準告示	「厚生労働大臣が定める施設基準」(平成27年3月23日厚生労働省告示第96号)
⑥ 利用料等告示	「厚生労働大臣が定める基準に適合する利用料等」(平成27年3月23日厚生労働省告示第94号)
⑦ 大臣基準告示	「厚生労働大臣が定める基準」(平成27年3月23日厚生労働省告示第95号)
⑧ 区分割引限度基準額外告示	「介護保険法施行規則第六十九条第三項及び第八十七条第三項に規定する厚生労働大臣が定めるところにより算定した費用の額」(平成12年2月10日厚生省告示第38号)
⑨ 個別機能訓練加算等解説通知	「リハビリテーション、個別機能訓練、栄養管理及び口腔管理の実施に関する基本的な考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」(令和3年3月16日老健発0316第3号・老健発0316第2号)

- 上記通知等のうち、令和3年度介護報酬改定により改正があった要件等については、厚生労働省HP(以下URL)に掲載しています。

令和3年度介護報酬改定について https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000188411_00034.html

加算・減算名	実施	体制	加算・減算	加算・減算適用要件
夜勤減算			減算 97／100	<p>【朝顔告白】別添8 第1 厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準(平成12年厚生省告示第29号)を満たさない場合</p> <p>【留意事項通知】第2の1 (6) 夜勤体制による減算について ① 短期入所生活介護、短期入所看護介護、介護福祉施設サービス、介護保健施設サービス及び介護療養施設サービスについては、夜勤を行う職員の員数が基準に満たない場合の所定単位数の減算に係る規定(厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準(平成12年厚生省告示第29号。以下「夜勤職員基準」という。))を置いているところであるが、これらの規定は、夜間の安全の確保及び利用者等への対応し、適正なサービスの提供を確保するための規定であり、夜勤を行う看護職員又は介護職員の員数不足の未然防止を認めるよう努めています。</p> <p>この員数が基準に満たない場合は、原則として減算を行います。</p>
介護職員等ベースアップ等支援加算	○	加算 16／100	<p>口 夜勤時、 ① 職員の賃金改善に ② 夜勤を行う。 ③ における利用者の数。 「小数点以下」読み替えるものとすること。</p> <p>この員数が夜勤時、 この職員の賃金改善に この利用者の数。 このを準用すること。この。 この点第2位以下」とあるの。</p>	

介護職員等ベー
アップ等支援加
Q&A

Q	A
介護職員等ベイスアップ等支援加算の取扱いは介護職員処遇改善支援補助金の取扱いに倣えよいか。	<p>貴見のとおり。 介護職員等ベイスアップ等支援加算の取扱いについては、介護職員処遇改善支援補助金に関するQ&A vol. 1~4)を参照すること。(令和5年度 VOL.1問1)</p>

② 介護職員等ベースアップ等支援加算について、加算額以上の賃金改善を実施しているものの、結果として、基本給又は決まって毎月支払われる手当による賃金改善額が、全体の賃金改善額の三分の二以上にならなかつた場合、加算額を削減する。ア、イ、ウ

を返す必要はあるか。えらぶる。(ただし、賃金改善問題の終盤、予見きない事態でペア加算額と賃金改善額で画面で想定している額を上回り、賞金規定の改定によるベースアップ分の増額が合わなかつたなど、合理的な事情が認められる場合に、この限りではない。この場合、翌年度以降、同事態が生じないよう、賞金改善画面に立てる範囲で、ベースアップ等による賞金改善見込額が、全体の賞金見込額の三分の二大きさを超える設定することができる。なお、いすゞの場合はであっても、加算額以上の賞金改善が実施されることは必要である。(令和5年度 VOL2問1)

108 短期入所生活介護費

【短期入所生活介護の加算・減算に関する要件 概要】

- 加算・減算に関する要件については、基本的に以下の3つにおいて規定しています。
報酬告示は加算・減算の基本的要件を示すもの、留意事項通知・Q&Aはこれを補足するものとして定められています

① 報酬表示	「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準」(平成12年2月10日厚生省告示第19号)
② 留意事項通知	「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(短期入所サービス及び特定施設入居者生活介護に係る部分)及び指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」(平成12年3月8日老企第40号)
③ Q & A	—

- 加算・減算によっては、以下において要件の詳細を規定しているものもあります。

④ 通所介護費等の算定方法	「厚生労働大臣が定める利用者等の数の基準及び看護職員等の員数の基準並びに通所介護費等の算定方法」(平成12年2月10日厚生省告示第27号)
⑤ 施設基準告示	「厚生労働大臣が定める施設基準」(平成27年3月23日厚生労働省告示第96号)
⑥ 利用者等告示	「厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者等」(平成27年3月23日厚生労働省告示第94号)
⑦ 大臣基準告示	「厚生労働大臣が定める基準」(平成27年3月23日厚生労働省告示第95号)
⑧ 区分給付限度基準額外告示	「介護保険法実行規則第六十八条第三項及び第八十七条第三項に規定する厚生労働大臣が定めるところにより算定した費用の額」(平成12年2月10日厚生省告示第38号)
⑨ 各別機能訓練加算等解説通知	「ハイパーション」個別機能訓練、栄養管理及び口腔管理の実施に関する基本的な考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」(令和3年3月16日老認第0163号・老老認第0163号)

- 上記通知等のうち、令和3年度介護報酬改定により改正があった要件等については、厚生労働省HP（以下URL）に掲載しています。

令和3年度介護報酬改定について https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000188411_00034.html

加算・減算名	実施	体制	加算・減算	加算・減算適用要件
夜勤減算			減算 97/100	<p>【標準回元】別表8 第1 厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準(平成12年厚生省告示第29号)を満たさない場合</p> <p>【審査事項追加】第2の1 (6) 夜勤休制による減算について ① 短期入所生活介護、短期入所療養介護、介護保健施設サービス、介護保健施設サービス及び介護養生施設サービスについては、夜勤を行なう職員の員数が基準に満たない場合の所定単位数の減算に係る規定(厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準(平成12年厚生省告示第29号。以下「夜勤職員基準」という。))を適用しているところであるが、これらの規定は、時間の安全の確保及び利用者等に対する対応に、適切なサービスの提供を確保するための規定であり、夜勤を行なう職員又は介護職員の員数不足の実績防止を図るよう努めている。</p> <p>○職員の員数 ○いついて ○のいぢわ ○のいぢわ</p>
介護職員等ベースアップ等支援加算	○	加算 16/100	<p>口 夜勤 ○職員の員数が夜勤の登録における利用者等に満たない場合に、(5)(2)を準用すること。 ○小数点第2位以下」とある。は「小数点以下」読み替えるものとすること。</p> <p>厚生労働大臣が定める基準(平成27年厚生労働省告示第95号)に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指名訪問介護事業所等が、利用者に対し、指定訪問介護を行った場合。 ○基準(平成27年厚生労働省告示第95号)の(3) ○介護職員等の他の職員の賃金改善について、賃金改善が必要する費用の見込額が介護職員等ベースアップ等支援加算の算定見込額を上回り、かつ、介護職員及びその他の職員のそれそれについて賃金改善に要する費用の見込額の三分の二以上を基本給又は決まって毎月支払われる手当に充てる賃金改善に関する計画を策定し、当該計画にに基づき適切な措置を講じていること。 ホ 訪問介護における介護職員遇遇改善算(I)から(I)までのいずれかを算定していること。</p>	

新

新			旧		
109 短期入所療養介護費			109 短期入所療養介護費		
加算・減算名	実施 体制	加算・減算	加算・減算名	実施 体制	加算・減算
療養病床を有する病院における短期入所療養介護費					
夜勤について		減算 25単位	夜勤について		減算 25単位
① 短期入所生活介護、短期入所療養介護、介護福祉施設サービス、介護保健施設サービス及び介護療養施設サービスについては、夜勤を行う職員の員数が基準に満たない場合の所定単位数の減算に係る規定(厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準)平成12年厚生省告示第40号第1の(略)を置いているところであるが、これらの規定は、夜間の安全の確保及び利用者等のニーズに対応し、適正なサービスの提供を確保するための規定であり、夜勤を行う看護職員又は介護職員の員数不足の未然防止を図るよう努めるものとする。 ② 夜勤を行う職員の員数が基準に満たない場合の減算については、ある月(暦月)において以下のいずれかの事態が発生した場合に、その翌月において利用者等の全員について、所定単位数減算されることとする。 イ 夜勤時間帯(午後10時から翌日の午前5時までの時間帯を含めた連続する16時間)をいい、原則として事業所又は施設ごとに設定するものとする。において夜勤を行う職員が夜勤職員基準に定める員数に満たない事態が2日以上連続して発生した場合 ロ 夜勤時間帯において夜勤を行う職員が夜勤職員基準に定める員数に満たない事態が日以上発生した場合 ③ 夜勤を行う職員の員数が算定における利用者等の数については、(5)(2)を準用すること。この場合において「小数点第二位以下」とあるのは「小数点以下」と読み替えるものとする。 ④ 夜勤職員基準に定められる夜勤を行う職員の員数は、夜勤時間帯を通じて配置されるべき職員の員数であり、複数の職員が交代で勤務する、などにより当該基準を満たして居ないものとする。また、夜勤職員基準に定められる員数に小数が生じる場合は、整数部の員数の配置に加え、小数部の員数を他の職員の員数の配置に加えて得た小数部の員数を16で除して得た商の小数部の員数を除して得た小数部の員数を別の職員の員数の配置に加えることとする。	厚生労働大臣が定める夜勤を行なう職員の勤務条件に関する基準(平成12年厚生省告示第29号)を満たさない場合 <平成12年厚生省告示第29号2(1)(2)> (略) <平成12年老人老号第40号第1の> (6) 夜勤休制による減算について ① 短期入所生活介護、短期入所療養介護、介護福祉施設サービス、介護保健施設サービス及び介護療養施設サービスについては、夜勤を行う職員の員数が基準に満たない場合の所定単位数の減算に係る規定(厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準)平成12年厚生省告示第40号第2の1)を置いているところであるが、これらの規定は、夜間の安全の確保及び利用者等のニーズに対応し、適正なサービスの提供を確保するための規定であり、夜勤を行う看護職員又は介護職員の員数不足の未然防止を図るよう努めるものとする。 ② 夜勤を行う職員の員数が基準に満たない場合の減算については、ある月(暦月)において以下のいずれかの事態が発生した場合に、その翌月において利用者等の全員について、所定単位数減算されることとする。 イ 夜勤時間帯(午後10時から翌日の午前5時までの時間帯を含めた連続する16時間)をいい、原則として事業所又は施設ごとに設定するものとする。において夜勤を行う職員が夜勤職員基準に定める員数に満たない事態が2日以上連続して発生した場合 ロ 夜勤時間帯において夜勤を行う職員が夜勤職員基準に定める員数に満たない事態が日以上発生した場合 ③ 夜勤を行う職員の員数が算定における利用者等の数については、(5)(2)を準用すること。この場合において「小数点第二位以下」とあるのは「小数点以下」と読み替えるものとする。 ④ 夜勤職員基準に定められる夜勤を行う職員の員数は、夜勤時間帯を通じて配置されるべき職員の員数であり、複数の職員が交代で勤務する、などにより当該基準を満たして居ないものとする。また、夜勤職員基準に定められる員数に小数が生じる場合は、整数部の員数の配置に加え、小数部の員数を他の職員の員数の配置に加えて得た小数部の員数を16で除して得た商の小数部の員数を除して得た小数部の員数を別の職員の員数の配置に加えることとする。				
介護職員等ベースアップ等支援加算	O	加算 5／1000	介護職員等ベースアップ等支援加算	O	加算 5／1000
介護職員等ベースアップ等支援加算の取扱いは介護職員処遇改善支援補助金の取扱いに倣えよいか。	貴見のとおり。 介護職員等ベースアップ等支援加算の取扱いについては、介護職員処遇改善支援補助金に関するQ&A v.1～4)を参照すること。(令和5年度 VOL1 間1)	厚生労働大臣が定める基準(平成27年厚生労働省告示第95号)に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届出した指定訪問介護事業所が、利用者に対し、指定訪問介護を行った場合。 <平成27年厚生労働省告示第95号403> イ 介護職員その他の職員の賃金改善について、賃金改善に要する費用の見込額が介護職員等ベースアップ等支援加算の算定見込額を上回り、かつ、介護職員及びその他の職員のそれぞれについて賃金改善に要する費用の見込額の三分の二以上を基本給又は決まって毎月支払われる手当に充てる賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。 ホ 訪問介護費における介護職員処遇改善加算(I)から(III)までのいずれかを算定していること。			
介護職員等ベースアップ等支援加算		介護職員等ベースアップ等支援加算の取扱いは介護職員処遇改善支援補助金の取扱いに倣えよいか。	介護職員等ベースアップ等支援加算(以下「ペア加算」という。)については、加算額以上の賃金改善を実施しているものの、結果として、基本給又は決まって毎月支払われる手当による賃金改善額が、全体の賃金改善額の三分の二以上にならなかつた場合、加算額を返送させる必要はあるか。	介護職員等ベースアップ等支援加算(以下「ペア加算」という。)については、加算額以上の賃金改善の実施に加えて、厚生労働大臣が定める基準(平成27年厚生労働大臣告示第85号)において、介護職員及びその他の職員のそれぞれについて、賃金改善に要する費用の見込額の三分の二以上にならなかつた場合、当該計画に基づき適切な措置を講じることとする。このたま、加算額以上の賃金改善を実施していないもの、利用者の増加等によりペア加算の加算額と賃金改善計画で想定している額と同一のペアアップ等による賃金改善額、合計の賃金改善額の三分の二以上にならなかつた場合は、差額が生じる場合、原則として、ペア加算の要件を満たさないため、加算額の全額返送が必要と考えられる。ただし、賃金改善期間の終盤に、手易きない事情でペア加算の算定見込額が賃金改善計画で想定していた額を上回り、賃金規程の改定によるペアアップ等の増額が間合わなかつたなど、合理的な事情が認められる場合には、この限りではない。この場合、要件以下限、同様の事態が生じないよう、賃金改善額を立てる段階で、ペースアップ等による賃金改善見込額が、全体の賃金改善見込額の三分の二を大きく超えるよう設定することが適当である。なお、いずれの場合であっても、加算額以上の賃金改善が実施されることは必要である。(令和5年度 VOL2 間1)	新設

新			旧				
109 短期入所療養介護費			109 短期入所療養介護費				
加算・減算名	実施	体制	加算・減算	実施	体制		
診療所における短期入所療養介護費			診療所における短期入所療養介護費				
定員超過利用減算		減算	70／100	定員超過利用減算	減算	70／100	
<p>利用者の数及び入院患者の数の合計数が厚生労働大臣が定める基準(平成12年厚生省告示第27号)に該当する場合</p> <p><平成12年厚生省告示第27号4ハ></p> <p>指定短期入所・療養介護の月平均の利用者の数が指定短期入所療養介護を行う病室における指定短期入所療養介護の利用者の数及び入院患者の数の合計が介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号)第122条の規定に基づき都道府県知事(指定都市又は中核市の中核市長)に提出した入院患者の定員を超えること</p>							
介護職員等ベースアップ等支援加算	○	加算	5／1000	介護職員等ベースアップ等支援加算	○	加算	5／1000
<p>厚生労働大臣が定めた基準(平成27年厚生労働省告示第95号)に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届けた指定訪問介護事業者が、利用者に対し、指定訪問介護を行った場合。</p> <p><平成27年厚生労働省告示第95号4の2></p> <p>イ 介護職員その他の職員の賃金改善について、賃金改善に要する費用の見込額が介護職員等ベースアップ等支援加算の算定見込額を上回り、かつ、介護職員及びその他の職員のそれについて賃金改善に要する費用の見込額の三分の二以上を基本給又は決まって毎月支払われる手当に充てる賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じてること。</p> <p>ウ 訪問介護費における介護職員処遇改善加算(1からⅣ)までのいずれかを算定していること。</p>							
介護職員等ベースアップ等支援加算 Q&A	<p>介護職員等ベースアップ等支援加算の取扱いは介護職員処遇改善支援補助金の取扱いに倣えよいか。</p> <p>黄見のとおり。</p> <p>介護職員等ベースアップ等支援加算の取扱いについては、介護職員処遇改善支援補助金に関するQ&A v.1～4)を参照すること。(令和5年度 VOL1 問1)</p> <p>介護職員等ベースアップ等支援加算について、加算額以上の賃金改善を実施しているものの、結果として、基本給又は決まって毎月支払われる手当による賃金改善額が、全体の賃金改善額の三分の二以上にならなかつた場合、加算額を返還させる必要はあるか。</p> <p>介護職員等ベースアップ等支援加算(以下「ベースアップ」という。)については、加算額以上の賃金改善の実施に加えて、厚生労働大臣が定める基準(平成27年厚生労働省告示第95号)において、介護職員及びその他の職員のそれぞれ二ついて、賃金改善に要する費用の額の三分の二以上を基本給又は決まって毎月支払われる手当(以下「ベースアップ等」という。)に充てる賃金改善計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じることを要件としている。このため、加算額以上の賃金改善を実施しているものの、利用者数の増加等によりベースアップ等の加算額が賃金改善計画で想定していた額を上回り、「ベースアップ等による賃金改善計画を改定しベースアップ等の増額を図るべきであり、こうした措置が图られなかった場合、原則として、ベースアップ等の要件を満たさないため、加算額の全額返還が必要と考えられる。ただし、賃金改善期間の終盤に、予見できない事情でベースアップ等の加算額が賃金改善計画で想定していた額を上回り、賃金規程の改定によるベースアップ等による賃金改善見込額が、全体の賃金改善額の三分の二以上にならなかつた場合には、速やかに賃金規程を改定しベースアップ等の増額を図るべきである。」こうした措置が图られなかった場合、原則として、ベースアップ等の要件を満たさないため、加算額の全額返還が必要と考えられる。この場合、翌年度以降、同様の事態が生じないよう、賃金改善計画を立てる段階で、ベースアップ等による賃金改善見込額が、全体の賃金改善見込額の三分の二を大きく超えるよう設定することが適当である。なお、いずれの場合であっても、加算額以上の賃金改善が実施されることは必要である。(令和5年度 VOL2 問1)</p>			<p>厚生労働大臣が定めた基準(平成27年厚生労働省告示第95号)に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届けた指定訪問介護事業者が、利用者に対し、指定訪問介護を行った場合。</p> <p><平成27年厚生労働省告示第95号4の3></p> <p>介護職員その他の職員の賃金改善について、賃金改善に要する費用の見込額が介護職員等ベースアップ等支援加算の算定見込額を上回り、かつ、介護職員及びその他の職員のそれについて賃金改善に要する費用の見込額の三分の二以上を基本給又は決まって毎月支払われる手当に充てる賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じてること。</p> <p>ウ 訪問介護費における介護職員処遇改善加算(1からⅣ)までのいずれかを算定していること。</p>			

新				旧				
109 短期入所療養介護費				109 短期入所療養介護費				
加算・減算名	実施	体制	加算・減算	加算・減算名	実施	体制	加算・減算	
老人性認知症疾患療養病棟を有する病院における短期入所療養介護費				老人性認知症疾患療養病棟を有する病院における短期入所療養介護費				
定員超過利用減算			減 70／10 0	利用者の数及び入院患者の数の合計数が厚生労働大臣が定める基準(平成12年厚生省告示第27号)に該当する場合 <平成12年厚生省告示第27号4口(1)> 指定短期入所療養介護の月平均の利用者の数が指定短期入所療養介護を行う病棟における指定短期入所療養介護の利用者の数及び入院患者の数の合計が介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号)第122条の規定に基づき都道府県知事(指定都市又は中核市の中核市長)に提出した入院患者の定員を超えること	定員超過利用減算		減 70／10 0	利用者の数及び入院患者の数の合計数が厚生労働大臣が定める基準(平成12年厚生省告示第27号)に該当する場合 <平成12年厚生省告示第27号4口(1)> 指定短期入所療養介護の月平均の利用者の数が指定短期入所療養介護を行う病棟における指定短期入所療養介護の利用者の数及び入院患者の数の合計が介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号)第122条の規定に基づき都道府県知事(指定都市又は中核市の中核市長)に提出した入院患者の定員を超えること
介護職員等ベースアップ等支援加算	○	加算	5／1000	厚生労働大臣が定める基準(平成27年厚生労働省告示第95号)に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届出した指定訪問介護事業所が、利用者に対し、指定訪問介護を行った場合。 <平成27年厚生労働省告示第95号4の3> イ 介護職員その他の職員の賃金改善について、賃金改善に要する費用の見込額が介護職員等ベースアップ等支援加算の算定見込額を上回り、かつ、介護職員及びその他の職員のそれぞれについて賃金改善に要する費用の見込額の三分の二以上を基本給又は決まって毎月支払われる手当に充てる賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。 ホ 訪問介護費における介護職員処遇改善加算(Ⅰ)から(Ⅲ)までのいずれかを算定していること。	介護職員等ベースアップ等支援加算	○	加算	5／1000 厚生労働大臣が定める基準(平成27年厚生労働省告示第95号)に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届出した指定訪問介護事業所が、利用者に対し、指定訪問介護を行った場合。 <平成27年厚生労働省告示第95号4の3> イ 介護職員その他の職員の賃金改善について、賃金改善に要する費用の見込額が介護職員等ベースアップ等支援加算の算定見込額を上回り、かつ、介護職員及びその他の職員のそれぞれについて賃金改善に要する費用の見込額の三分の二以上を基本給又は決まって毎月支払われる手当に充てる賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。 ホ 訪問介護費における介護職員処遇改善加算(Ⅰ)から(Ⅲ)までのいずれかを算定していること。
介護職員等ベースアップ等支援加算 Q&A				介護職員等ベースアップ等支援加算の取扱いは介護職員処遇改善支援補助金の取扱いに倣えよいか。 介護職員等ベースアップ等支援加算の取扱いについては、介護職員処遇改善支援補助金に関するQ&A vol. 1～4)を参照すること。(令和5年度 VOL1 間1) 介護職員等ベースアップ等支援加算について、加算額以上の賃金改善を実施しているものの、結果として、基本給又は決まって毎月支払われる手当による賃金改善額が、全体の賃金改善額の三分の二以上にならなかつた場合、加算額を返還させる必要はあるか。	介護職員等ベースアップ等支援加算			新設

新			旧					
109 短期入所療養介護費			109 短期入所療養介護費					
加算・減算名	実施	体制	加算・減算	実施	体制			
介護医療院における短期入所療養介護費								
夜勤について		減算	25単位	夜勤について	減算	25単位		
<p>厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準(平成12年厚生省告示第29号)を満たさない場合 <平成12年厚生省告示第29号2ハ(1)(2)> (略) <平成12年老人企第40号第2の1> (6) 夜勤体制による減算について ① 短期入所生活介護、短期入所療養介護、介護福祉施設サービス、介護保健施設サービス及び介護療養施設サービスについては、夜勤を行う職員の員数が基準に満たない場合の所定単位数の減算に係る規定(厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準(平成12年厚生省告示第29号)を満たさない場合の所定単位数の減算)に基づく規定(以下「夜勤職員基準」という。)を置いているところであるが、これらの規定は、夜間の安全の確保及び利用者等のニーズに対応し、適正なサービスの提供を確保するための規定であり、夜勤を行う看護職員又は介護職員の員数不足の未然防止を図るよう努めるものとする。 ② 夜勤を行う職員の員数が基準に満たない場合の減算については、ある月(暦月)において以下のいずれかの事態が発生した場合に、その翌月において利用者等の全員について、所定単位数が減算されることとする。 イ 夜勤時間帯午後10時から翌日の午前5時までの時間帯を含めた連続する16時間時間をいい、原則として事業所又は施設ごとに設定するものとする。(において夜勤を行う職員数が夜勤職員基準に定める員数に満たない事態が2日以上連続して発生した場合) ロ 夜勤時間帯において夜勤を行う職員数が夜勤職員基準に定める員数に満たない事態が4日以上発生した場合 ③ 夜勤を行う職員の員数の算定における利用者等の数については、(5)2)を準用すること。この場合において「小数点第二位以下」とあるのは「小数点以下」と読み替えるものとする。 ④ 夜勤職員基準に定められる夜勤を行う職員の員数は、夜勤時間帯を通じて配置されるべき職員の員数であり、複数の職員が交代で勤務することにより当該基準を満たして構わないものとする。また、夜勤職員基準に定められる員数に小数が生じる場合には、整数部分の員数の職員の配置に加えて、夜勤時間帯に勤務する別の職員の勤務時間数の合計を16で除して得た数が、小数部分の員数以上となるよう、職員を配置することとする。なお、この場合において、整数部分の員数の職員に加えて別の職員を配置する時間帯は、夜勤時間帯においていずれの時間でも接続する時間帯において最も多く配置する時間帯において最も多く配置する時間帯に充てることとする。</p>	<p>厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準(平成12年厚生省告示第29号)を満たさない場合 <平成12年厚生省告示第29号2ハ(1)(2)> (略) <平成12年老人企第40号第2の1> (6) 夜勤体制による減算について ① 短期入所生活介護、短期入所療養介護、介護福祉施設サービス、介護保健施設サービス及び介護療養施設サービスについては、夜勤を行う職員の員数が基準に満たない場合の所定単位数の減算に係る規定(厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準(平成12年厚生省告示第29号)を満たさない場合の所定単位数の減算)に基づく規定(以下「夜勤職員基準」という。)を置いているところであるが、これらの規定は、夜間の安全の確保及び利用者等のニーズに対応し、適正なサービスの提供を確保するための規定であり、夜勤を行う看護職員又は介護職員の員数不足の未然防止を図るよう努めるものとする。 ② 夜勤を行う職員の員数が基準に満たない場合の減算については、ある月(暦月)において以下のいずれかの事態が発生した場合に、その翌月において利用者等の全員について、所定単位数が減算されることとする。 イ 夜勤時間帯午後10時から翌日の午前5時までの時間帯を含めた連続する16時間時間をいい、原則として事業所又は施設ごとに設定するものとする。(において夜勤を行う職員数が夜勤職員基準に定める員数に満たない事態が2日以上連続して発生した場合) ロ 夜勤時間帯において夜勤を行う職員数が夜勤職員基準に定める員数に満たない事態が4日以上発生した場合 ③ 夜勤を行う職員の員数の算定における利用者等の数については、(5)2)を準用すること。この場合において「小数点第二位以下」とあるのは「小数点以下」と読み替えるものとする。 ④ 夜勤職員基準に定められる夜勤を行う職員の員数は、夜勤時間帯を通じて配置されるべき職員の員数であり、複数の職員が交代で勤務することにより当該基準を満たして構わないものとする。また、夜勤職員基準に定められる員数に小数が生じる場合には、整数部分の員数の職員の配置に加えて、夜勤時間帯に勤務する別の職員の勤務時間数の合計を16で除して得た数が、小数部分の員数以上となるよう、職員を配置することとする。なお、この場合において、整数部分の員数の職員に加えて別の職員を配置する時間帯は、夜勤時間帯においていずれの時間でも接続する時間帯において最も多く配置する時間帯に充てることとする。</p>							
介護職員等ベースアップ等支援加算	○	加算	5／1000	介護職員等ベースアップ等支援加算	○	加算	5／1000	
<p>厚生労働大臣が定めた基準(平成27年厚生労働省告示第95号)に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届けた指定訪問介護事業所が、利用者に対し、指定訪問介護を行った場合。 <平成27年厚生労働省告示第95号4の3> イ 介護職員等の他の職員の賃金改善について、賃金改善に要する費用の見込額が介護職員等ベースアップ等支援加算の算定見込額を上回り、かつ、介護職員及びその他の職員のそれについて賃金改善に要する費用の見込額の三分の二以上を基本給又は決まって毎月支払われる手当に充てる賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。 ホ 訪問介護費における介護職員処遇改善加算(Ⅰ)から(Ⅲ)までのいずれかを算定していること。</p>	<p>厚生労働大臣が定めた基準(平成27年厚生労働省告示第95号)に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届けた指定訪問介護事業所が、利用者に対し、指定訪問介護を行った場合。 <平成27年厚生労働省告示第95号4の3> イ 介護職員等の他の職員の賃金改善について、賃金改善に要する費用の見込額が介護職員等ベースアップ等支援加算の算定見込額を上回り、かつ、介護職員及びその他の職員のそれについて賃金改善に要する費用の見込額の三分の二以上を基本給又は決まって毎月支払われる手当に充てる賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。 ホ 訪問介護費における介護職員処遇改善加算(Ⅰ)から(Ⅲ)までのいずれかを算定していること。</p>							
介護職員等ベースアップ等支援加算 支援補助金の取扱いに倣えればいか。				介護職員等ベースアップ等支援加算 支援補助金の取扱いに倣えればいか。				
介護職員等ベースアップ等支援加算について、加算額以上の賃金改善を実施しているものの、結果として、基本給又は決まって毎月支払われる手当による賃金改善額が、全体の賃金改善額の三分の二以上にならなかつた場合、加算額を返還させる必要はあるか。				介護職員等ベースアップ等支援加算について、加算額以上の賃金改善を実施しているものの、結果として、厚生労働大臣が定める基準(平成27年厚生労働大臣告示第95号)において、介護職員及びその他の職員のそれについて、賃金改善に要する費用の額の三分の二以上を基本給又は決まって毎月支払われる手当に充てる賃金改善額が、全体の賃金改善額の三分の二以上にならなかつた場合、加算額を返還させる必要はあるか。				
介護職員等ベースアップ等支援加算 Q&A				介護職員等ベースアップ等支援加算について、加算額以上の賃金改善を実施しているものの、結果として、ベア加算(以下「ベア加算」という。)については、加算額以上の賃金改善の実施に加えて、厚生労働大臣が定める基準(平成27年厚生労働大臣告示第95号)において、介護職員及びその他の職員のそれについて、賃金改善に要する費用の額の三分の二以上を基本給又は決まって毎月支払われる手当に充てる賃金改善額が、全体の賃金改善額の三分の二以上にならなかつた場合、加算額を返還させる必要はあるか。				

新				旧			
110 特定施設入居者生活介護費				110 特定施設入居者生活介護費			
特定施設入居者生活介護費				特定施設入居者生活介護費			
加算・減算名	実 施 制	加算・減算	加算・減算適用要件				加算・減算名
							実 施 制
人員基準欠如減算		減 算	看護職員又は介護職員の員数が厚生労働大臣が定める基準(平成12年厚生省告示第27号)に該当する場合 <平成12年厚生省告示第27号5> イ 指定特定施設の看護職員又は介護職員の員数が、指定居宅サービス基準(平成11年厚生省令第37号)第175条に定める員数を置いていないこと。				看護職員又は介護職員の員数が厚生労働大臣が定める基準(平成12年厚生省告示第27号)に該当する場合 <平成12年厚生省告示第27号5> イ 指定特定施設の看護職員又は介護職員の員数が、指定居宅サービス基準(平成11年厚生省令第37号)第175条に定める員数を置いていないこと。
介護職員等ベースアップ等支援加算	○	加 算	厚生労働大臣が定めた、平成27年厚生労働省告示第95号に適合している介護職員の賞与、賃金改悪等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定訪問介護事業所が、利用者に対し、指定訪問介護を行った場合。 <平成27年厚生労働省告示第95号4の3> イ 介護職員その他の職員の賃金改善について、賃金改善に要する費用の見込額が介護職員等ベースアップ等支援加算の算定見込額を上回り、かつ、介護職員及びその他の職員のそれぞれについて賃金改善に要する費用の見込額の三分の二以上を基本給又は決まって毎月支払われる手当に充てる賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。 ホ 訪問介護費における介護職員処遇改善加算(ⅠからⅢ)までのいずれかを算定していること。				厚生労働大臣が定めた、平成27年厚生労働省告示第95号に適合している介護職員の賞与、賃金改悪等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定訪問介護事業所が、利用者に対し、指定訪問介護を行った場合。 <平成27年厚生労働省告示第95号4の3> イ 介護職員その他の職員の賃金改善について、賃金改善に要する費用の見込額が介護職員等ベースアップ等支援加算の算定見込額を上回り、かつ、介護職員及びその他の職員のそれぞれについて賃金改善に要する費用の見込額の三分の二以上を基本給又は決まって毎月支払われる手当に充てる賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。 ホ 訪問介護費における介護職員処遇改善加算(Ⅰ)から(Ⅲ)までのいずれかを算定していること。
介護職員等ベースアップ等支援加算 Q&A			介護職員等ベースアップ等支援加算の取扱いは介護職員処遇改善 支援補助金の取扱いに従えよいか。 黄見のとおり。 介護職員等ベースアップ等支援加算の取扱いについては、介護職員処遇改善支援補助金に関するQ & A vol 1~4)を参照すること。(令和5年度 VOL1 間1) 介護職員等ベースアップ等支援加算について、加算額以上の賃金改善を実施しているものの、結果として、基本給又は決まって毎月支払われる手当による賃金改善額が、全体の賃金改善額の三分の二以上にならなかった場合、加算額を返却させる必要はあるか。				新設

新				旧							
301 介護老人福祉施設サービス				301 介護老人福祉施設サービス							
加算・減算名	実施	体制	加算・減算	加算・減算名	実施	体制	加算・減算				
厚生労働大臣が定める基準(平成12年厚生省告示第29号)を満たさない場合。				厚生労働大臣が定める基準(平成12年厚生省告示第29号)を満たさない場合。							
夜勤について	上	減算	97／100	厚生労働大臣が定める基準(平成12年厚生省告示第29号)を満たさない場合。 <平成12年厚生省告示第29号の3> イ 介護福祉施設サービス費又はユニット型介護福祉施設サービス費を算定すべき指定介護福祉施設サービスの夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準 (1) 介護福祉施設サービス費を算定すべき指定介護福祉施設サービスの夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準 第1号口(1)の規定を準用する。 (第1号口(1)) 夜勤を行う介護職員又は看護職員の数が次のとおりであること。 a 指定短期入所生活介護の利用者の数及び当該特別養護老人ホームの入所者の数の合計数が25以下の特別養護老人ホームにあっては、1以上 b 26以上60以下は、2以上 c 61以上80以下は、3以上 d 81以上100以下は、4以上 e 101以上は、4以上、100を越えて25又是その倍数を増すごとに1を加えて得た数以上 f bからまでの規定にかかるらず、次に掲げる要件のいずれにも適合する場合は、指定短期入所生活介護の利用者の数及び当該特別養護老人ホームの入所者の数の合計数に応じてbからまでの規定に基づき算出される数に10分の8を乗じて得た数以上 i 夜勤時間帯を通じて、利用者の動向を知検できる見守り機器(以下「見守り機器」という。)を当該短期入所生活介護事業所の利用者の数以上設置していること。 ii 夜勤時間帯を通じて、夜勤を行う全ての介護職員又は看護職員が情報通信機器を使用し、職員同士の連携促進が図られていること。 iii 見守り機器及び情報通信機器(以下「見守り機器等」といいう。)を活用する際の安全性及びケアの質の確保並びに職員の負担軽減に関する次に掲げる事項を実施し、かつ、見守り機器等を安全かつ有効に活用するための委員会を設置し、介護職員、看護職員その他の職種の者と共にし 当該委員会において必要な検討等を行い、及び当該事項の実施を定期的に確認すること。 (1) 夜勤を行う職員による居室への訪問を個別に必要とする利用者への訪問及び当該利用者に対する適切なケア等による利用者の安全及びケアの質の確保 (2) 夜勤を行う職員の負担の軽減及び勤務状況への配慮 (3) 夜勤時間帯における緊急時の体制整備 (4) 見守り機器等の定期的な点検 (5) 見守り機器等を安全かつ有効に活用するための職員研修 iv 指定短期入所生活介護の利用者の数及び当該特別養護老人ホームの入所者の数の合計数が、60以下の場合は1以上、61以上の場合は v 介護職員又は看護職員の数を超過して常時配置されていること。 vi 施設サービス等を実施する場合の条件に関する基準	上	減算	97／100	厚生労働大臣が定める基準(平成12年厚生省告示第29号)を満たさない場合。 <平成12年厚生省告示第29号の5> (1) 介護福祉施設サービス費又はユニット型介護福祉施設サービス費を算定すべき指定介護福祉施設サービスの夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準 第1号口(1)の規定を準用する。 (第1号口(1)) 夜勤を行う介護職員又は看護職員の数が次のとおりであること。 a 指定期入所生活介護の利用者の数及び当該特別養護老人ホームの入所者の数の合計数が25以下の特別養護老人ホームにあっては、1以上 b 26以上60以下は、2以上 c 61以上80以下は、3以上 d 81以上100以下は、4以上 e 101以上は、4以上、100を越えて25又是その倍数を増すごとに1を加えて得た数以上 f bからまでの規定にかかるらず、次に掲げる要件のいずれにも適合する場合は、指定短期入所生活介護の利用者の数及び当該特別養護老人ホームの入所者の数の合計数に応じてbからまでの規定に基づき算出される数に10分の8を乗じて得た数以上 i 夜勤時間帯を通じて、利用者の動向を知検できる見守り機器(以下「見守り機器」という。)を当該短期入所生活介護事業所の利用者の数以上設置していること。 ii 夜勤時間帯を通じて、夜勤を行う全ての介護職員又は看護職員が情報通信機器を使用し、職員同士の連携促進が図られていること。 iii 見守り機器及び情報通信機器(以下「見守り機器等」といいう。)を活用する際の安全性及びケアの質の確保並びに職員の負担軽減に関する次に掲げる事項を実施し、かつ、見守り機器等を安全かつ有効に活用するための委員会を設置し、介護職員、看護職員その他の職種の者と共にし 当該委員会において必要な検討等を行い、及び当該事項の実施を定期的に確認すること。 (1) 夜勤を行う職員による居室への訪問を個別に必要とする利用者への訪問及び当該利用者に対する適切なケア等による利用者の安全及びケアの質の確保 (2) 夜勤を行う職員の負担の軽減及び勤務状況への配慮 (3) 夜勤時間帯における緊急時の体制整備 (4) 見守り機器等の定期的な点検 (5) 見守り機器等を安全かつ有効に活用するための職員研修 iv 指定短期入所生活介護の利用者の数及び当該特別養護老人ホームの入所者の数の合計数が、60以下の場合は1以上、61以上の場合は v 介護職員又は看護職員の数を超過して常時配置され vi 施設サービス等を実施する場合の条件に関する基準			
介護職員等ベースアップ等支援加算	○	加算	16／100	厚生労働大臣が定める基準(平成27年厚生労働省告示第95号)に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届出した指定訪問介護事業所が、利用者に対し、指定訪問介護を行った場合。 <平成27年厚生労働省告示第95号の3> イ 介護職員その他の職員の賃金改善について、賃金改善に要する費用の見込額が介護職員等ベースアップ等支援加算の算定見込額を上回り、かつ、介護職員及びその他の職員のそれぞれについて賃金改善に要する費用の見込額の三分の二以上を基本給又は決まって毎月支払われる手当に充てる賃金改善に要する計算を策定し、該計算に基づき適切な措置を講じることを要件としていること。 ホ 訪問介護費における介護職員追加改善加算(1)から(5)までのいずれかを算定していること。	○	加算	16／100	厚生労働大臣が定める基準(平成27年厚生労働省告示第95号)に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届出した指定訪問介護事業所が、利用者に対し、指定訪問介護を行った場合。 <平成27年厚生労働省告示第95号の3> イ 介護職員その他の職員の賃金改善について、賃金改善に要する費用の見込額が介護職員等ベースアップ等支援加算の算定見込額を上回り、かつ、介護職員及びその他の職員のそれぞれについて賃金改善に要する費用の見込額の三分の二以上を基本給又は決まって毎月支払われる手当に充てる賃金改善に要する計算を策定し、該計算に基づき適切な措置を講じることを要件としていること。 ホ 訪問介護費における介護職員追加改善加算(1)から(5)までのいずれかを算定していること。			
介護職員等ベースアップ等支援加算	○	新設	16／100	実見のとおり。 介護職員等ベースアップ等支援加算の取扱いについては、介護職員追加改善支援補助金に関するQ&A v ol. 1～4)を参照すること。(令和5年度 VOL1問1)							
介護職員等ベースアップ等支援加算	Q&A	新設	16／100	介護職員等ベースアップ等支援加算(以下「ベースアップ等」という。)については、加算額以上の賃金改善を実施しているもの、結果として、基本給又は決まって毎月支払われる手当による賃金改善額が、全体の賃金改善額の三分の二以上にならなかった場合、加算額を返送させる必要はあるか。 介護職員等ベースアップ等支援加算(以下「ベースアップ等」という。)については、加算額以上の賃金改善を実施しているもの、結果として、基本給又は決まって毎月支払われる手当による賃金改善額が、全体の賃金改善額の三分の二以上にならなかった場合に、は、運やがる賃金規程を改定しベースアップ等の増額を認めるべきである。こしこれに措置が取られない場合、原則として、ベースアップ等の要件を満たさないため、改定した賃金規程を適用する。但し、賃金規程の終了時に予見できない事例でベースアップ等の増額が賃金改善計画書で想定している額を上回り、賃金規程の改定によりベースアップ等の増額に間に合わなかつなど、合理的な事情が認められる場合は、この限りではない。」の場合、翌年度以降、同様の事態が生じないよう、賃金改善計画を立てて改定で、ベースアップ等による賃金改善見込額が、全体の賃金改善見込額の三分の二を大きく超えるよう設定することが適当である。なお、いずれの場合であっても、加算額以上の賃金改善が実施されることは必要である。(令和5年度 VOL2問1)							

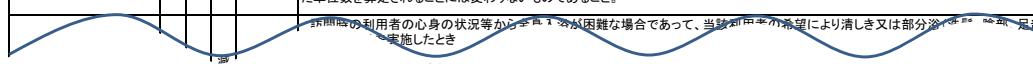
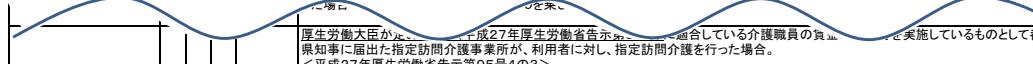
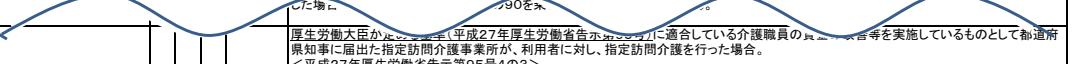
新				旧			
302 介護老人保健施設サービス				302 介護老人保健施設サービス			
加算・減算名	実施	体制	加算・減算	加算・減算名	実施	体制	加算・減算
夜勤について				夜勤について			
厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準(平成12年厚生省告示第29号6)を満たさない場合				厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準(平成12年厚生省告示第29号6)を満たさない場合			
夜勤について				夜勤について			
厚生労働大臣が定める利用者等の数の基準及び看護職員等の員数の基準並びに通所介護費等の算定方法(平成12年厚生省告示第27号13)に該当する場合				厚生労働大臣が定める利用者等の数の基準及び看護職員等の員数の基準並びに通所介護費等の算定方法(平成12年厚生省告示第27号13)に該当する場合			
<平成12年厚生省告示第27号13> 入所者の定数超過の場合				<平成12年厚生省告示第27号13> 入所者の定数超過の場合			
厚生労働大臣が定める基準(平成27年厚生労働省告示第95号)に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届出した指定訪問介護事業所が、利用者に対し、指定訪問介護を行った場合。				厚生労働大臣が定める基準(平成27年厚生労働省告示第95号)に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届出した指定訪問介護事業所が、利用者に対し、指定訪問介護を行った場合。			
<平成27年厚生労働省告示第95号4の3> イ 介護職員その他の職員の賃金改善について、賃金改善が必要な見込額が介護職員等ベースアップ等支援加算の算定見込額を上回り、かつ、介護職員及びその他の職員のそれれについて賃金改善に要する費用の見込額の三分の二以上を基本給又は決まって毎月支払われる手当に充てる賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。 ホ 訪問介護費における介護職員処遇改善加算(ⅠからⅢまで)のいずれかを算定していること。				<平成27年厚生労働省告示第95号4の3> イ 介護職員その他の職員の賃金改善について、賃金改善が必要な見込額が介護職員等ベースアップ等支援加算の算定見込額を上回り、かつ、介護職員及びその他の職員のそれれについて賃金改善に要する費用の見込額の三分の二以上を基本給又は決まって毎月支払われる手当に充てる賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。 ホ 訪問介護費における介護職員処遇改善加算(ⅠからⅢまで)のいずれかを算定していること。			
介護職員等ベースアップ等支援加算の取扱いは介護職員処遇改善 支援補助金の取扱いに倣えよいか。				介護職員等ベースアップ等支援加算の取扱いについては、介護職員処遇改善 支援補助金に関するQ&A v ol. 1～4)を参照すること。(令和5年度 VOL 1問1)			
介護職員等ベースアップ等支援加算について、加算額以上の賃金改善を実施しているものの、結果として、基本給又は決まって毎月支払われる手当による賃金改善額が、全体の賃金改善額の三分の二以上にならなかった場合、加算額を返還させる必要はあるか。				介護職員等ベースアップ等支援加算について、加算額以上の賃金改善の実施に加えて、厚生労働大臣が定める基準(平成27年厚生労働省告示第95号)において、介護職員及びその他の職員のそれれについて、賃金改善に要する費用の見込額の三分の二以上を基本給又は決まって毎月支払われる手当に充てる賃金改善計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じることを要件としている。このため、加算額以上の賃金改善が実施しているものの、利用者数の増加等によりベースアップ等による賃金改善額が、全体の賃金改善額の三分の二以上にならなかった場合には、速やかに賃金規程を改定しベースアップ等の増額を図るべきであり、こうした措置が图られなかつた場合、原則として、ベースアップ等の要件を満たさないため、加算額の全額返還が必要と考えられる。ただし、賃金改善期間の終盤に、予見できない事情でベースアップ等の増額が賃金改善計画書で想定していた額を上回り、賃金規程の改定によるベースアップ等の増額が間に合わなかつたなど、合理的な事情が認められる場合は、この限りではない。この場合、翌年度以降、同様の事態が生じないよう、賃金改善計画を立てる段階で、ベースアップ等による賃金改善見込額が、全体の賃金改善見込額の三分の二を大きく超えるよう設定することが適当である。なお、いずれの場合であっても、加算額以上の賃金改善が実施されることは必要である。(令和5年度 VOL2 問1)			
介護職員等ベースアップ等支援加算 Q&A				新設			

新				旧				
303 介護療養型医療施設サービス				303 介護療養型医療施設サービス				
加算・減算名	実施	体制	加算・減算	加算・減算名	実施	体制	加算・減算	
療養病床を有する病院における介護療養施設サービス								
夜勤について		減算	25単位	夜勤について	減算	25単位		
<p>療養病床を有する病院である指定介護療養型医療施設において、厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準(平成12年厚生省告示第29号)を満たさない場合</p> <p><平成12年厚生省告示第29号イ></p> <p>イ 療養型介護療養施設サービス費を算定すべき指定介護療養施設サービスの夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準 病院療養病床短期入所療養介護費又はユニット型病院療養病床短期入所療養介護費を算定すべき指定短期入所療養介護の夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準 (1) 指定期短期入所療養介護の利用者の数及び入院患者の数の合計が30又はその端数を増すごとに1以上であり、かつ、2以上であること。 (2) 療養病床における夜勤を行う看護職員の数が1以上であること。 (3) 療養病床における夜勤を行う看護職員又は介護職員の1人当たりの月平均夜勤時間数が64時間以下であること。</p> <p>ロ ユニット型病養型介護療養施設サービス費を算定すべき指定介護療養施設サービスの夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準 ユニット型病院療養病床短期入所療養介護費を算定すべき指定短期入所療養介護の夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準 規定を準用</p>	<p>療養病床を有する病院である指定介護療養型医療施設において、厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準(平成12年厚生省告示第29号)</p> <p><平成12年厚生省告示第29号イ></p> <p>イ 療養型介護療養施設サービス費を算定すべき指定介護療養施設サービスの夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準 病院療養病床短期入所療養介護費又はユニット型病院療養病床短期入所療養介護費を算定すべき指定短期入所療養介護の夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準 (1) 指定期短期入所療養介護の利用者の数及び入院患者の数の合計が30又はその端数を増すごとに1以上であり、かつ、2以上であること。 (2) 療養病床における夜勤を行う看護職員の数が1以上であること。 (3) 療養病床における夜勤を行う看護職員又は介護職員の1人当たりの月平均夜勤時間数が64時間以下であること。</p> <p>ロ ユニット型病養型介護療養施設サービス費を算定すべき指定介護療養施設サービスの夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準 ユニット型病院療養病床短期入所療養介護費を算定すべき指定短期入所療養介護の夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準 規定を準用</p>							
介護職員等ベースアップ等支援加算	○	加算	5／1000	介護職員等ベースアップ等支援加算	○	加算	5／1000	
<p>厚生労働大臣が定める基準(平成27年厚生労働省告示第95号)に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届出した指定訪問介護事業所が、利用者に対し、指定訪問介護を行った場合。</p> <p><平成27年厚生労働省告示第95号4の3></p> <p>イ 介護職員その他の職員の賃金改善について、賃金改善に要する費用の見込額が介護職員等ベースアップ等支援加算の算定見込額を上回り、かつ、介護職員及びその他の職員のそれぞれについて賃金改善に要する費用の見込額の三分の二以上を基本給又は決まって毎月支払われる手当に充てる賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。</p> <p>ホ 訪問介護費における介護職員処遇改善加算(Ⅰ)から(Ⅲ)までのいずれかを算定していること。</p>	<p>厚生労働大臣が定める基準(平成27年厚生労働省告示第95号)に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届出した指定訪問介護事業所が、利用者に対し、指定訪問介護を行った場合。</p> <p><平成27年厚生労働省告示第95号4の3></p> <p>イ 介護職員その他の職員の賃金改善について、賃金改善に要する費用の見込額が介護職員等ベースアップ等支援加算の算定見込額を上回り、かつ、介護職員及びその他の職員のそれぞれについて賃金改善に要する費用の見込額の三分の二以上を基本給又は決まって毎月支払われる手当に充てる賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。</p> <p>ホ 訪問介護費における介護職員処遇改善加算(Ⅰ)から(Ⅲ)までのいずれかを算定していること。</p>							
介護職員等ベースアップ等支援加算の取扱いは介護職員処遇改善 支援 補助	見のとおり。				新設			
金の取扱いに倣えばよいか。	介護職員等ベースアップ等支援加算の取扱いについては、介護職員処遇改善支援補助金に関するQ&A vol.1～4)を参照すること。(令和5年度 VOL1 問1)							
介護職員等ベースアップ等支援加算について、加算額以上の 賃金改善を実施しているものの、結果として、基本給又は決まって毎月支払われる手当による賞 金改め額が、全体の賞金改め額の三分の二以上にならなかった場合、加算額を返還させる必要はあるか。	介護職員等ベースアップ等支援加算(以下「ペア加算」という。)については、加算額以上の賞金改めの実施に加えて、厚生労働大臣が定める基準(平成27年厚生労働省告示第95号)において、介護職員及びその他の職員のそれぞれについて、賞金改めに要する費用の見込額の三分の二以上を基本給又は決まって毎月支払われる手当(以下「ベースアップ等」という。)に充てる賞金改め計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じることを要件としている。このため、加算額以上の賞金改めを実施しているものの、利用者の増加等によりペア加算の増額が賞金改め計画で想定していた額を上回り、ベースアップ等による賞金改め額が、全体の賞金改め額の三分の二以上にならなかった場合には、速やかに賞金規程を改正し、ベースアップ等の増額を図らるべきであり、こうした措置が図られなかつた場合、原則として、ペア加算の要件を満たさないため、加算額の全額返還が必要と考えられる。ただし、賞金改め期間の終盤に、予見できない事情でペア加算の加算額が賞金改め計画書で想定していた額を上回り、賞金規程の改定によるベースアップ等の増額が間に合わなかつたなど、合理的な事情が認められる場合は、この限りではない。この場合、翌年度以降、同様の事態が生じないよう、賞金改め計画を立てる段階で、ベースアップ等による賞金改め見込額が、全体の賞金改め見込額の三分の二を大きく超えるよう設定することが適当である。なお、いすゞの場合であっても、加算額以上の賞金改めが実施されることを必要である。(令和5年度 VOL2 問1)							

新				旧					
303 介護療養型医療施設サービス				303 介護療養型医療施設サービス					
加算・減算名	実施	体制	加算・減算	加算・減算名	実施	体制	加算・減算		
療養病床を有する診療所における介護療養施設サービス				療養病床を有する診療所における介護療養施設サービス					
定員超過入院減算			減算 70／100	利用者の数及び入院患者の数の合計が入院患者の定員を超える場合。	定員超過入院減算			利用者の数及び入院患者の数の合計が入院患者の定員を超える場合。	
介護職員等ベースアップ等支援加算	○	加算	5／1000	厚生労働大臣が定める基準(平成27年厚生労働省告示第95号)に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届出した指定訪問介護事業所が、利用者に対し、指定訪問介護を行った場合。 イ 介護職員等他の職員の賃金改善について、賃金改善に要する費用の見込額が介護職員等ベースアップ等支援加算の算定見込額を上回り、かつ、介護職員及びその他の職員のそれぞれについて賃金改善に要する費用の見込額の三分の二以上を基本給又は決まって毎月支払われる手当に充てる賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。 ホ 訪問介護費における介護職員処遇改善加算(Ⅰ)から(Ⅲ)までのいずれかを算定していること。	介護職員等ベースアップ等支援加算	○	加算	5／1000	厚生労働大臣が定める基準(平成27年厚生労働省告示第95号)に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届出した指定訪問介護事業所が、利用者に対し、指定訪問介護を行った場合。 イ 介護職員等他の職員の賃金改善について、賃金改善に要する費用の見込額が介護職員等ベースアップ等支援加算の算定見込額を上回り、かつ、介護職員及びその他の職員のそれぞれについて賃金改善に要する費用の見込額の三分の二以上を基本給又は決まって毎月支払われる手当に充てる賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。 ホ 訪問介護費における介護職員処遇改善加算(Ⅰ)から(Ⅲ)までのいずれかを算定していること。
介護職員等ベースアップ等支援加算 Q&A				介護職員等ベースアップ等支援加算の取扱いは介護職員処遇改善 支援補助金の取扱いに倣えればよいか。 介護職員等ベースアップ等支援加算の取扱いについては、介護職員処遇改善支援補助金に関するQ&A vol.1～4)を参照すること。(令和5年度 VOL1 間1)	介護職員等ベースアップ等支援加算について、加算額 以上の 賃金改善を実施しているものの、結果として、基本給又は決まって毎月支払われる手当による賃金改善額が、全体の賃金改善額の三分の二以上にならなかった場合、加算額を返還させる必要はあるか。			介護職員等ベースアップ等支援加算(以下「ペア加算」という。)については、加算額以上の賃金改善の実施に加えて、厚生労働大臣が定める基準(平成27年厚生労働大臣告示第95号)において、介護職員及びその他の職員のそれぞれについて、賃金改善に要する費用の額の三分の二以上を基本給又は決まって毎月支払われる手当(以下「ベースアップ等」という。)に充てる賃金改善計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じることを要件としている。このため、加算額 以上の 賃金改善を実施しているものの、利用者数の増加等によりペア加算の加算額が賃金改善計画で想定していた額を上回り、ベースアップ等による賃金改善額が全体の賃金改善額の三分の二以上にならなかった場合には、速やかに賃金規程を改定しベースアップ等の増額を図るべきであり、こうした措置が図られなかった場合、原則として、ペア加算の要件を満たさないため、加算額の全額返還が必要と考えられる。ただし、賃金改善期間の終盤に、予見できない事情でペア加算の加算額が賃金改善計画書で想定していた額を上回り、賃金規程の改定によるベースアップ等の増額が間に合わなかったなど、合理的な事情が認められる場合は、この限りではない。この場合、翌年度以降、同様の事態が生じないよう、賃金改善計画を立てる段階で、ベースアップ等による賃金改善見込額が、全体の賃金改善見込額の三分の二を大きく超えるよう設定することが適当である。なお、いずれの場合であっても、加算額以上の賃金改善が実施されることには必要である。(令和5年度 VOL2 間1)	

新							旧								
303 介護療養型医療施設サービス							303 介護療養型医療施設サービス								
加算・減算名	実施	体制	加算・減算	加算・減算適用要件			加算・減算名	実施	体制	加算・減算	加算・減算適用要件				
老人性認知症疾患療養病棟を有する病院における介護療養施設サービス															
定員超過入院減算			減算	70／100	利用者の数及び入院患者の数の合計が入院患者の定員を超える場合。			定員超過入院減算			減算	70／100	利用者の数及び入院患者の数の合計が入院患者の定員を超える場合。		
介護職員等ベースアップ等支援加算	O		加算	5／1000	<p>厚生労働大臣が定める基準(平成27年厚生労働省告示第95号)に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事が届出した指定訪問介護事業所が、利用者に対し、指定訪問介護を行った場合。</p> <p><平成27年厚生労働省告示第95号の3></p> <p>介護職員等の他の職員の賃金改善について、賃金改善に要する費用の見込額が介護職員等ベースアップ等支援加算の算定期間を上回り、かつ、介護職員及びその他の職員のそれぞれについて賃金改善に要する費用の見込額の三分の二以上を基本給又は決まって毎月支払われる手当に充てる賃金改善に関する計算を策定し、当該計算に基づき適切な措置を講じていること。</p> <p>訪問介護費における介護職員処遇改善加算(Ⅰ)から(Ⅲ)までのいずれかを算定していること。</p>			介護職員等ベースアップ等支援加算	O		加算	5／1000	<p>厚生労働大臣が定める基準(平成27年厚生労働省告示第95号)に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事が届出した指定訪問介護事業所が、利用者に対し、指定訪問介護を行った場合。</p> <p><平成27年厚生労働省告示第95号の3></p> <p>介護職員等の他の職員の賃金改善について、賃金改善に要する費用の見込額が介護職員等ベースアップ等支援加算の算定期間を上回り、かつ、介護職員及びその他の職員のそれぞれについて賃金改善に要する費用の見込額の三分の二以上を基本給又は決まって毎月支払われる手当に充てる賃金改善に関する計算を策定し、当該計算に基づき適切な措置を講じていること。</p> <p>訪問介護費における介護職員処遇改善加算(Ⅰ)から(Ⅲ)までのいずれかを算定していること。</p>		
介護職員等ベースアップ等支援加算の取扱いは介護職員処遇改善 支援補助金の取扱いに倣えよいか。	<p>貴見のとおり。 介護職員等ベースアップ等支援加算の取扱いについては、介護職員処遇改善支援補助金に関するQ&A vol.1～4)を参照のこと。(令和5年度 VOL1 間)</p>						介護職員等ベースアップ等支援加算	<p>介護職員等ベースアップ等支援加算について、加算額以上の賃金改善を実施しているものの、結果として、基本給又は決まって毎月支払われる手当による賃金改善額が、全休の賃金改善額の三分の二以上にならなかつた場合、加算額を返還させる必要はある。</p> <p>介護職員等ベースアップ等支援加算 Q&A</p>			<p>介護職員等ベースアップ等支援加算(以下「ペア加算」という。)については、加算額以上の賃金改善の実施に加えて、厚生労働大臣が定める基準(平成27年厚生労働大臣告示第95号)において、介護職員及びその他の職員のそれぞれについて、賃金改善に要する費用の額の三分の二以上を基本給又は決まって毎月支払われる手当(以下「ベースアップ等」という。)に充てる賃金改善計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じることを要件としている。このため、加算額以上の賃金改善を実施しているものの、利用者数の増加等によりペア加算の加算額が賃金改善計画で想定していた額を上回り、ベースアップ等による賃金改善額が、全休の賃金改善額の三分の二以上にならなかつた場合には、速やかに賃金規制を改定しベースアップ等の増額を図るべきであり、こうした措置が図られなかつた場合には、原則として、ペア加算の要件を満たさないため、加算額の全額返還が必要とされる。ただし、賃金改善期間の終盤に、予めできない事情でペア加算の加算額が賃金改善計画で想定していた額を上回り、賃金規制の改定によるベースアップ等の増額が間に合わなかつたなど、合理的な事情が認められる場合は、この限りではない。この場合、翌年度以降、同様の事態が生じないよう、賃金改善計画を立てる段階で、ベースアップ等による賃金改善見込額が、全休の賃金改善見込額の三分の二を大きく超えるよう設定することが適当である。なお、いずれの場合であっても、加算額以上の賃金改善が実施されることには必要である。(令和6年度 VOL2 間)</p>				

新				旧			
304 介護医療院				304 介護医療院			
加算・減算名	実施	体制	加算・減算	加算・減算名	実施	体制	加算・減算
加算・減算適用要件				加算・減算適用要件			
厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準(平成12年厚生省告示第29号)を満たさない場合 <平成12年厚生省告示第29号7の2イ・ロ> イ 型介護医療院サービス費、II型介護医療院サービス費、特別介護医療院サービス費、ユニット型I型介護医療院サービス費、ユニット型II型介護医療院サービス費又はユニット型特別介護医療院サービス費を算定すべき介護医療院サービスの夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準 イ I型介護医療院サービス費、II型介護医療院サービス費又は特別介護医療院サービス費を算定すべき介護医療院サービスの夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準 (一)指定短期入所療養介護を行う介護医療院又は介護職員の数が当該療養棟における指定短期入所療養介護の利用者の数及び入所者の数の合計数が30又はその端数を増すごとに1以上であり、かつ、2以上であること。 (二)当該介護医療院における夜勤を行う看護職員の数が1以上であること。 二路 イ 型I型介護医療院サービス費、II型II型介護医療院サービス費又はユニット型特別介護医療院サービス費を算定すべき介護医療院サービスの夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準 イ I型介護医療院サービス費、II型介護医療院サービス費又は特別介護医療院サービス費を算定すべき介護医療院サービスの夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準 (一)指定短期入所療養介護を行う介護医療院又は介護職員の数が当該療養棟における指定短期入所療養介護の利用者の数及び入所者の数の合計数が30又はその端数を増すごとに1以上であり、かつ、2以上であること。 (二)当該介護医療院における夜勤を行う看護職員の数が1以上であること。 三路 イ 型I型介護医療院サービス費、II型II型介護医療院サービス費又はユニット型特別介護医療院サービス費を算定すべき介護医療院サービスの夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準				厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準(平成12年厚生省告示第29号)を満たさない場合 <平成12年厚生省告示第29号7の2イ・ロ> I型介護医療院サービス費、II型介護医療院サービス費、特別介護医療院サービス費、ユニット型I型介護医療院サービス費、ユニット型II型介護医療院サービス費又はユニット型特別介護医療院サービス費を算定すべき介護医療院サービスの夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準 イ I型介護医療院サービス費、II型介護医療院サービス費又は特別介護医療院サービス費を算定すべき介護医療院サービスの夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準 (一)指定短期入所療養介護を行う介護医療院又は介護職員の数が当該療養棟における指定短期入所療養介護の利用者の数及び入所者の数の合計数が30又はその端数を増すごとに1以上であり、かつ、2以上であること。 (二)当該介護医療院における夜勤を行う看護職員の数が1以上であること。			
夜勤について 減算 25単位				夜勤について 減算 25卖位			
○ ○ ○ ○ ○				○ ○ ○ ○ ○			
厚生労働大臣が定める基準(平成27年厚生労働省告示第95号)に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届出した指定訪問介護事業所が、利用者に対し、指定訪問介護を行った場合。 <平成27年厚生労働省告示第95号4の3> イ 介護職員その他の職員の賃金改善について、賃金改善に要する費用の見込額が介護職員等ベースアップ等支援加算の算定見込額を上回り、かつ、介護職員及びその他の職員のそれぞれについて賃金改善に要する費用の見込額の三分の二以上を基本給又は決まって毎月支払われる手当に充てる賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。 ホ 訪問介護費における介護職員処遇改善加算(1)から(Ⅲ)までのいずれかを算定していること。				厚生労働大臣が定める基準(平成27年厚生労働省告示第95号)に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届出した指定訪問介護事業所が、利用者に対し、指定訪問介護を行った場合。 <平成27年厚生労働省告示第95号4の3> イ 介護職員その他の職員の賃金改善について、賃金改善に要する費用の見込額が介護職員等ベースアップ等支援加算の算定見込額を上回り、かつ、介護職員及びその他の職員のそれぞれについて賃金改善に要する費用の見込額の三分の二以上を基本給又は決まって毎月支払われる手当に充てる賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。 ホ 訪問介護費における介護職員処遇改善加算(1)から(Ⅲ)までのいずれかを算定していること。			
介護職員等ベースアップ等支援加算 ○ ○ ○ ○ ○				介護職員等ベースアップ等支援加算 ○ ○ ○ ○ ○			
介護職員等ベースアップ等支援加算の取扱いは介護職員処遇改善支援補助金の取扱いに倣えよいか。 介護職員等ベースアップ等支援加算の取扱いについては、介護職員処遇改善支援補助金に関するQ&A v ol. 1～4)を参照すること。(令和5年度 VOL1 間1)				介護職員等ベースアップ等支援加算(以下「ペア加算」という。)については、加算額以上の賃金改善の実施に加えて、厚生労働大臣が定める基準(平成27年厚生労働大臣告示第95号)において、介護職員及びその他の職員のそれぞれについて、賃金改善に要する費用の額の三分の二以上を基本給又は決まって毎月支払われる手当(以下「ベースアップ等」という。)に充てる賃金改善計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じることを要件としている。このため、加算額以上の賃金改善を実施しているものの、利用者の数の増加等によりペア加算の加算額が賃金改善計画で算定していく額を上回り、ベースアップ等による賃金改善額が、全体の賃金改善額の三分の二以上にならなかった場合には、速やかに賃金改善額を改定してベースアップ等の増額を図るべきであり、こうした措置が図られなかった場合、原則として、ペア加算の要件を満たさないため、加算額の全額返還が必要と考へられる。ただし、賃金改善期間の終盤に、予見できぬ事情でペア加算の加算額が賃金改善計画書で想定していた額を上回り、賃金規程の規定によるベースアップ等の増額が間に合わなかったなど、合理的な事情が認められる場合は、この限りではない。この場合、翌年度以降、同様の事態が生じないよう、賃金改善計画を立てる段階で、ベースアップ等による賃金改善見込額が、全体の賃金改善見込額の三分の二を大きく超えるよう設定することが適当である。なお、いずれの場合であっても、加算額以上の賃金改善が実施されることは必要である。(令和5年度 VOL2 間1)			
介護職員等ベースアップ等支援加算 Q&A ○ ○ ○ ○ ○				新設			

新							旧								
401 介護予防訪問入浴介護費							401 介護予防訪問入浴介護費								
加算・減算名	実施	体制	加算・減算	加算・減算適用要件			加算・減算名	実施	体制	加算・減算	加算・減算適用要件				
2人の介護職員による場合	<input type="radio"/>	減算	95／100	利用者に対して、入浴により当該利用者の身体の状況等に支障を生ずるおそれがないと認められる場合に、その主治の医師の意見を確認した上で、指定介護予防訪問入浴介護事業所の介護職員2人が、指定介護予防訪問入浴介護を行った場合 <平成18年3月17日老計発第0317001号、老振発第0317001号、老老発第0317001号 第2の2(2)> 介護予防訪問入浴介護の提供に当たる2人の職員のうち、看護職員が含まれている場合であっても所定単位数に100分の95を乗じて得た単位数を算定されることには変わりないものであること。				2人の介護職員による場合	<input type="radio"/>	減算	95／100	利用者に対して、入浴により当該利用者の身体の状況等に支障を生ずるおそれがないと認められる場合に、その主治の医師の意見を確認した上で、指定介護予防訪問入浴介護事業所の介護職員2人が、指定介護予防訪問入浴介護を行った場合 <平成18年3月17日老計発第0317001号、老振発第0317001号、老老発第0317001号 第2の2(2)> 介護予防訪問入浴介護の提供に当たる2人の職員のうち、看護職員が含まれている場合であっても所定単位数に100分の95を乗じて得た単位数を算定されることには変わりないものであること。			
介護職員等ベースアップ等支援加算	<input type="radio"/>	加算	11／100	厚生労働大臣から平成27年厚生労働省告示第95号に適合している介護職員の貢献等を実施しているものとして都道府県知事に届出した指定訪問介護事業所が、利用者に対し、指定訪問介護を行った場合。 <平成27年厚生労働省告示第95号4の3> イ 介護職員その他の職員の賃金改善について、賃金改善に要する費用の見込額が介護職員等ベースアップ等支援加算の算定見込額を上回り、かつ、介護職員及びその他の職員のそれぞれについて賃金改善に要する費用の見込額の三分の二以上を基本給又は決まって毎月支払われる手当に充てる賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。 ウ 訪問介護費における介護職員処遇改善加算(Ⅰ)から(Ⅳ)までのいずれかを算定していること。				介護職員等ベースアップ等支援加算	<input type="radio"/>	加算	11／100	厚生労働大臣から平成27年厚生労働省告示第95号に適合している介護職員の貢献等を実施しているものとして都道府県知事に届出した指定訪問介護事業所が、利用者に対し、指定訪問介護を行った場合。 <平成27年厚生労働省告示第95号4の3> イ 介護職員その他の職員の賃金改善について、賃金改善に要する費用の見込額が介護職員等ベースアップ等支援加算の算定見込額を上回り、かつ、介護職員及びその他の職員のそれぞれについて賃金改善に要する費用の見込額の三分の二以上を基本給又は決まって毎月支払われる手当に充てる賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。 ウ 訪問介護費における介護職員処遇改善加算(Ⅰ)から(Ⅳ)までのいずれかを算定していること。			
介護職員等ベースアップ等支援加算Q&A	<p>介護職員等ベースアップ等支援加算の取扱いは介護職員処遇改善支援補助金の取扱いに倣えよいか。</p> <p>介護職員等ベースアップ等支援加算の取扱いについては、介護職員処遇改善支援補助金に関するQ&A vol.1～4)を参照すること。(令和5年度 VOL1 問1)</p> <p>介護職員等ベースアップ等支援加算について、加算額以上の賃金改善を実施しているものの、結果として、基本給又は決まって毎月支払われる手当による賃金改善額が、全体の賃金改善額の三分の二以上にならなかった場合、加算額を返却させる必要はあるか。</p> <p>介護職員等ベースアップ等支援加算(以下「ペア加算」という。)については、加算額以上の賃金改善の実施に加えて、厚生労働大臣が定める基準(平成27年厚生労働大臣告示第95号)において、介護職員及びその他の職員のそれぞれについて、賃金改善に要する費用の額の三分の二以上を基本給又は決まって毎月支払われる手当(以下「ベースアップ等」という。)に充てる賃金改善計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じることを要件としている。このため、加算額以上の賃金改善を実施しているものの、利用者数の増加等によりペア加算の加算額が賃金改善計画で想定していた額を上回り、ベースアップ等による賃金改善額が、全体の賃金改善額の三分の二以上にならなかった場合には、速やかに賃金規程を改定しベースアップ等の増額を図るべきであり、こうした措置が図られなかつた場合、原則として、ペア加算の要件を満たさないため、加算額の全額返還が必要と考えられる。ただし、賃金改善期間の終盤に、予見できない事情でペア加算の加算額が賃金改善計画書で想定していた額を上回り、賃金規程の改定によるベースアップ等の増額が間に合わなかつたなど、合理的な事情が認められる場合は、この限りではない。この場合、翌年度以降、同様の事態が生じないよう、賃金改善計画を立てた段階で、ベースアップ等による賃金改善見込額が、全体の賃金改善見込額の三分の二を大きく超えるよう設定することが適当である。なお、いずれの場合であっても、加算額以上の賃金改善が実施されることは必要である。(令和5年度 VOL2 問1)</p>							新設							

新								旧																																		
403 介護予防訪問リハビリテーション費								403 介護予防訪問リハビリテーション費																																		
加算・減算名		実施 体制		加算・減算		加算・減算適用要件				加算・減算名		実施 体制		加算・減算				加算・減算適用要件																								
同一建物減算	○	減算	90／100	指定介護予防訪問リハビリテーション事業所の所在する建物と同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物若しくは指定介護予防訪問リハビリテーション事業所と同一建物(「同一敷地内建物等」という。)に居住する利用者又は指定介護予防訪問リハビリテーション事業所における1月当たりの利用者が同一の建物に20人以上居住する建物の利用者に対し、指定介護予防訪問リハビリテーションを行った場合	同一建物減算	○	減算	80	指定介護予防訪問リハビリテーション事業所における1月当たりの利用者が同一敷地内建物等に50人以上居住する建物の利用者に対し、指定介護予防訪問リハビリテーションを行った場合	同一建物減算	○	減算	90／100	指定介護予防訪問リハビリテーション事業所の所在する建物と同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物若しくは指定介護予防訪問リハビリテーション事業所と同一建物(「同一敷地内建物等」という。)に居住する利用者又は指定介護予防訪問リハビリテーション事業所における1月当たりの利用者が同一の建物に20人以上居住する建物の利用者に対し、指定介護予防訪問リハビリテーションを行った場合	同一建物減算	○	減算	80	指定介護予防訪問リハビリテーション事業所における1月当たりの利用者が同一敷地内建物等に50人以上居住する建物の利用者に対し、指定介護予防訪問リハビリテーションを行った場合																							
事業所の医師がリハビリテーション計画の作成に係る診療を行わなかった場合 Q&A										別の医療機関の医師から計画的な医学的管理を受けている者に対し、指定訪問リハビリテーション事業所等の医師が、自らは診療を行わず、当該別の医療機関の医師から情報提供を受けたリハビリテーション計画、指示してリハビリテーションを実施する場合において、当該別の医療機関の医師から提供された情報からは、環境因子や社会参加の状況等、リハビリテーションの計画、指示に必要な情報が得られない場合どのように対応すればよいか。	事業所の医師がリハビリテーション計画の作成に係る診療を行わなかった場合 Q&A									別の医療機関の医師から計画的な医学的管理を受けている者に対し、指定訪問リハビリテーション事業所等の医師が、自らは診療を行わず、当該別の医療機関の医師から情報提供を受けたリハビリテーション計画、指示してリハビリテーションを実施する場合において、当該別の医療機関の医師から提供された情報からは、環境因子や社会参加の状況等、リハビリテーションの計画、指示に必要な情報が得られない場合どのように対応すればよいか。	事業所の医師がリハビリテーション計画の作成に係る診療を行わなかった場合 Q&A									別の医療機関の医師から計画的な医学的管理を受けている者に対し、指定訪問リハビリテーション事業所等の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士に利用者を訪問させ、その状態についての評価を機会とする等の手段によって、必要な情報を直に入力した上で医師及び理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が共同してリハビリテーションを計画し、事業所の医師の指示に基づいてリハビリテーションを行う必要がある。(平30.3版VOL1 間59)	別の医療機関の医師から計画的な医学的管理を受けている者に対し、指定訪問リハビリテーション事業所等の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士に利用者を訪問させ、その状態についての評価を報告させる等の手段によって、必要な情報を直に入力した上で医師及び理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が共同してリハビリテーションを計画し、事業所の医師の指示に基づいてリハビリテーションを行う必要がある。(平30.3版VOL1 間59)									別の医療機関の医師から計画的な医学的管理を受けている者に対し、指定訪問リハビリテーション事業所等の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士に利用者を訪問させ、その状態についての評価を報告させる等の手段によって、必要な情報を直に入力した上で医師及び理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が共同してリハビリテーションを計画し、事業所の医師の指示に基づいてリハビリテーションを行う必要がある。(平30.3版VOL1 間59)	別の医療機関の医師から計画的な医学的管理を受けている者に対し、指定訪問リハビリテーション事業所等の医師が、自らは診療を行わず、当該別の医療機関の医師から情報提供を受けたリハビリテーション計画、指示してリハビリテーションを実施した場合、当該別の医療機関の医師が適切な研修の修了等をしていれば、基本報酬から50 単位を減じた上で訪問リハビリテーション事業所等の医師に情報提供をする際には、指定訪問リハビリテーション事業所等の医師に(適切な研修の修了等)を示す旨を伝達することが望ましい。 (※)応用研修における以下単位のうち、いずれか1単位以上を含むこと ○令和5年度 ・介護保険制度における医療提供と生活期リハビリテーション ・地域リハビリテーションの多職種協働による一體的取組 ○令和4年度 ・令和2、3年度 ・かかりつけ医に必要な生活期リハビリテーションの実際 ・リハビリテーションと栄養管理・摂食嚥下障害 ・在宅リハビリテーション症例 (参考)「令和3年度介護報酬改定に関するQ&A(Vol.12)(令和4年7月20日)」問1を一部修正した。(令和3年度 VOL14 問1)	別の医療機関の医師から計画的な医学的管理を受けている者に対し、指定訪問リハビリテーション事業所等の医師が、自らは診療を行わず、当該別の医療機関の医師から情報提供を受けたリハビリテーション計画、指示してリハビリテーションを実施した場合、当該別の医療機関の医師が適切な研修の修了等をしていれば、基本報酬から50 単位を減じた上で訪問リハビリテーション事業所等の医師に情報提供をする際には、指定訪問リハビリテーション事業所等の医師に(適切な研修の修了等)を示す旨を伝達することが望ましい。 (※)応用研修のすべての単位を取得している必要はないが、事業所の医師に情報提供を行った方がいる場合36ヶ月から前36ヶ月の間に合計6単位以上(応用研修のう、フレイル予防・対策、「地域リハビリテーション」かかりつけ医に必要な生活期リハビリテーションの実際」在宅リハビリテーション症例「リハビリテーションと栄養管理・摂食嚥下障害」)のうち、いずれか1単位以上を含むこと。)を取得又は取得を予定している方はよい。また、別の医療機関の医師が訪問リハビリテーション事業所等の医師に情報提供をする際に下記を参考とした記載をすることが望ましい。 (適切な研修の修了等をしている。)」(令和4年度 VOL12 問1)
事業所の医師がリハビリテーション計画の作成に係る診療を行わなかった場合 Q&A										事業所の医師がリハビリテーション計画の作成に係る診療を行わなかった場合 Q&A									事業所の医師がリハビリテーション計画の作成に係る診療を行わなかった場合 Q&A									事業所の医師がリハビリテーション計画の作成に係る診療を行わなかった場合 Q&A														

新				日						
405 介護予防通所リハビリテーション費				405 介護予防通所リハビリテーション費						
加算・減算名	実施	体制	加算・減算	加算・減算適用要件	加算・減算名	実施	体制	加算・減算	加算・減算適用要件	
定員超過利用減算			減算 70／100	利用者の数が厚生労働大臣が定める基準(平成12年厚生省告示第27号)に該当する場合(定められている利用定員を超えた場合) <平成12年厚生省告示第27号16> 利用者定員超過又は職員数が基準を満たない場合	定員超過利用減算			減算 70	利用者の数が厚生労働大臣が定める基準(平成12年厚生省告示第27号)に該当する場合(定められている利用定員を超えた場合) <平成12年厚生省告示第27号16> 利用者定員超過又は職員数が基準を満たない場合	
介護職員等ベースアップ等支援加算	○		加算 10／1000	厚生労働大臣が定める基準(平成27年厚生労働省告示第95号)に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届出した指定訪問介護事業所が、利用者に対し、指定訪問介護を行った場合。 <平成27年厚生労働省告示第95号4の3> イ 介護職員等の他の職員の賃金改悪について、賃金改悪に要する費用の見込額が介護職員等ベースアップ等支援加算の算定見込額を上回り、かつ、介護職員及びその他の職員のそれぞれについて賃金改悪に要する費用の見込額の三分の二以上を基本給又は決まって毎月支払われる手当に充てる賃金改悪に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。 ホ 訪問介護費における介護職員処遇改善加算(I)から(Ⅲ)までのいずれかを算定していること。	介護職員等ベースアップ等支援加算	○		加算 10／1000	厚生労働大臣が定める基準(平成27年厚生労働省告示第95号)に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届出した指定訪問介護事業所が、利用者に対し、指定訪問介護を行った場合。 <平成27年厚生労働省告示第95号4の3> イ 介護職員等の他の職員の賃金改悪について、賃金改悪に要する費用の見込額が介護職員等ベースアップ等支援加算の算定見込額を上回り、かつ、介護職員及びその他の職員のそれぞれについて賃金改悪に要する費用の見込額の三分の二以上を基本給又は決まって毎月支払われる手当に充てる賃金改悪に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。 ホ 訪問介護費における介護職員処遇改善加算(I)から(Ⅲ)までのいずれかを算定していること。	
介護職員等ベースアップ等支援加算 Q&A				介護職員等ベースアップ等支援加算の取扱いは介護職員処遇改善 支援補助金の取扱いに倣えばよいか。 貴見のとおり。 介護職員等ベースアップ等支援加算の取扱いについては、介護職員処遇改善支援補助金に関するQ&A vol. 1~4)を参照すること。(令和5年度 VOL1 間1) 介護職員等ベースアップ等支援加算について、加算額以上の賃金改悪を実施しているものの、結果として、基本給又は決まって毎月支払われる手当による賃金改悪額が、全体の賃金改悪額の三分の二以上にならなかった場合、加算額を返還させる必要はあるか。	介護職員等ベースアップ等支援加算(以下「ベースアップ」という。)については、加算額以上の賃金改悪の実施に加えて、厚生労働大臣が定める基準(平成27年厚生労働省告示第95号)において、介護職員及びその他の職員のそれぞれについて、賃金改悪に要する費用の額の三分の二以上を基本給又は決まって毎月支払われる手当(以下「ベースアップ等」という。)に充てる賃金改悪計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じることを要件としている。このため、加算額以上の賃金改悪を実施しているものの、利用者数の増加等によりベースアップの加算額が賃金改悪計画で想定していた額を上回り、ベースアップ等による賃金改悪額が、全体の賃金改悪額の三分の二以上にならなかった場合には、速やかに賃金規程を改定しベースアップ等の増額を図るべきであり、こうした措置が図られなかつた場合、原則として、ベースアップの要件を満たないため、加算額の全額返還が必要と考えられる。ただし、賃金改悪期間の終盤に、予見できぬ事態でベースアップの加算額が賃金改悪計画で想定していた額を上回り、賃金規程の改定によるベースアップ等の増額が間に合わなくなつたなど、合理的な事情が認められる場合は、この限りではない。この場合、翌年度以降、同様の事態が生じないよう、賃金改悪計画を立てる段階で、ベースアップ等による賃金改悪見込額が、全体の賃金改悪見込額の三分の二を大きく超えるよう設定することが適当である。なお、いずれの場合であっても、加算額以上の賃金改悪が実施されることには必要である。(令和5年度 VOL2 間1)					新設

新

406 介護予防短期入所生活介護費

旧

406 介護予防短期入所生活介護費

【介護予防短期入所生活介護の加算・減算に関する要件 概要】

- 加算・減算に関する要件については、基本的に以下の3つにおいて規定しています。

報酬告示は加算・減算の基本的要件を示すもの、留意事項通知・Q&Aはこれを補足するものとして定められています。

① 報酬告示	「指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準」(平成18年3月14日厚生労働省告示第127号)
② 留意事項通知	「指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」(平成18年3月17日老計発0317001号・老振発0317001号・老老発0317001号)
③ Q&A	-

- 加算・減算によっては、以下において要件の詳細を規定しているものもあります。

④ 通所介護費等の算定方法	「厚生労働大臣が定める利用者等の数の基準及び看護職員等の員数の基準並びに通所介護費等の算定方法」(平成12年2月10日厚生省告示第27号)
⑤ 施設基準告示	「厚生労働大臣が定める施設基準」(平成27年3月23日厚生労働省告示第96号)
⑥ 利用者等告示	「厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者等」(平成27年3月23日厚生労働省告示第94号)
⑦ 大臣基準告示	「厚生労働大臣が定める基準」(平成27年3月23日厚生労働省告示第95号)
⑧ 区分支給限度基準額外告示	「介護保険法施行規則第六十八条第三項及び第八十七条第三項に規定する厚生労働大臣が定めるところにより算定した費用の額」(平成12年2月10日厚生省告示第38号)
⑨ 個別機能訓練加算等解釈通知	「リハビリテーション・個別機能訓練、栄養管理及び口腔管理の実施に関する基本的な考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」(令和3年3月16日老認発0316第3号・老老発0316第2号)

- 上記通知等のうち、令和3年度介護報酬改定により改正があった要件等については、厚生労働省HP(以下URL)に掲載しています。

令和3年度介護報酬改定について https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/000018841_000034.html

加算・減算名	実施	体制	加算・減算		加算・減算適用要件	加算・減算名	実施	体制	加算・減算		加算・減算適用要件
			加算	減算					加算	減算	
夜勤減算			減算	97／100	【報酬告示】別表6 注1 厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準(平成12年厚生省告示第29号)を満たさない場合	夜勤減算			減算	97／100	【報酬告示】別表6 注1 厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準(平成12年厚生省告示第29号)を満たさない場合
介護職員等ベースアップ等支援加算	○	加算	16／100		厚生労働大臣が定める基準(平成27年厚生労働省告示第95号)に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届出した指定訪問介護事業所が、利用者に対し、指定訪問介護を行った場合。 <平成27年厚生労働省告示第95号4の3> イ 介護職員その他の職員に対する賃金改善に要する費用の見込額が介護職員等ベースアップ等支援加算の算定見込額を上回り、かつ、介護職員及びその他の職員のそれぞれについて賃金改善に要する費用の見込額の三分の二以上を基本給又は決まって毎月支払われる手当に充てる賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。 ホ 訪問介護費における介護職員処遇改善加算(I)から(III)までのいずれかを算定していること。	介護職員等ベースアップ等支援加算	○	加算	16／100		厚生労働大臣が定める基準(平成27年厚生労働省告示第95号)に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届出した指定訪問介護事業所が、利用者に対し、指定訪問介護を行った場合。 <平成27年厚生労働省告示第95号4の3> イ 介護職員その他の職員の賃金改善に要する費用の見込額が介護職員等ベースアップ等支援加算の算定見込額を上回り、かつ、介護職員及びその他の職員のそれぞれについて賃金改善に要する費用の見込額の三分の二以上を基本給又は決まって毎月支払われる手当に充てる賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。 ホ 訪問介護費における介護職員処遇改善加算(I)から(III)までのいずれかを算定していること。
介護職員等ベースアップ等支援加算 Q&A					介護職員等ベースアップ等支援加算の取扱いは介護職員処遇改善支援補助金の取扱いに倣えればよいか。 介護職員等ベースアップ等支援加算について、加算額以上の賃金改善を実施しているものの、結果として、基本給又は決まって毎月支払われる手当による賃金改善額が、全体の賃金改善額の三分の二以上にならなかった場合、加算額を返還させる必要はあるか。	貴見のとおり。 介護職員等ベースアップ等支援加算の取扱いについては、介護職員処遇改善支援補助金に関するQ&A vol.1～4)を参照すること。(令和5年度 VOL1 問1)					新設

新				旧				
407 介護予防短期入所療養介護費				407 介護予防短期入所療養介護費				
加算・減算名	実施	体制	加算・減算	加算・減算名	実施	体制	加算・減算	
介護老人保健施設における介護予防短期入所療養介護費								
夜勤について		減算	97／100	夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準(平成12年厚生省告示第29号9イ(1)(2))を満たさない場合		減算	97／100	
定員超過利用減算		減算	70	利用者の数が厚生労働大臣が定める基準(平成12年厚生省告示第27号)に該当する場合(利用定員を超えた場合) 医師、看護職員、介護職員、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の員数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合 <平成12年厚生省告示第27号18イ(1)> 定員超過の場合 介護職員 看護職員 医師 理学療法士 作業療法士 言語聴覚士 厚生労働大臣が定める基準	定員超過利用減算	減算	70	
介護職員等ベースアップ等支援加算	○	加算	8／1000	厚生労働大臣が定める基準(平成27年度厚生労働省告示第95号)に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届出した指定訪問介護事業所が、利用者に対し、指定訪問介護を行った場合。 <平成27年度厚生労働省告示第95号403> 介護職員等の他の職員の賃金改善について、賃金改善に要する費用の見込額が介護職員等ベースアップ等支援加算の算定見込額を上回り、かつ、介護職員及び他の職員のそれぞれについて賃金改善に要する費用の見込額の三分の二以上を基本給又は決まって毎月支払われる手当に充てる賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。 小 訪問介護費における介護職員処遇改善加算(Ⅰ)から(Ⅲ)までのいずれかを算定していること。	介護職員等ベースアップ等支援加算	○	加算	8／1000
介護職員等ベースアップ等支援加算 Q&A	<p>介護職員等ベースアップ等支援加算の取扱いは介護職員処遇改善支援補助金の取扱いに倣えよいか。</p> <p>見見のとおり。 介護職員等ベースアップ等支援加算の取扱いについては、介護職員処遇改善支援補助金に関するQ&A vol. 1～4)を参照すること。(令和5年度 VOL1 問)</p> <p>介護職員等ベースアップ等支援加算について、加算額以上の賃金改善を実施しているものの、結果として、基本給又は決まって毎月支払われる手当による賃金改善額が、全体の賃金改善額の三分の二以上にならなかつた場合、加算額を返送させる必要はあるか。</p> <p>介護職員等ベースアップ等支援加算(以下「ベースアップ」という。)については、加算額以上の賃金改善の実施に加えて、厚生労働大臣が定める基準(平成27年度厚生労働大臣告示第95号)において、介護職員及び他の職員のそれぞれについて、賃金改善に要する費用の見込額の三分の二以上を基本給又は決まって毎月支払われる手当(以下「ベースアップ等」という。)に充てる賃金改善計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じることを要件としている。このため、加算額以上の賃金改善を実施しているものの、利用者数の増加等によりベースアップの加算額が賃金改善計画で想定している額を上回り、ベースアップ等による賃金改善額が、全体の賃金改善額の三分の二以上にならなかつた場合には、速やかに賃金規程を改定しベースアップ等の増額を図るべきであり、こうして措置が図られなかつた場合、原則として、ベースアップの要件を満たさないため、加算額の全額返還が必要と考えられる。ただし、賃金改善期間の終盤に、予見できない事情でベースアップの加算額が賃金改善計画書で想定していた額を上回り、賃金規程の改定によるベースアップ等の増額が間に合わなかつたなど、合理的な事情が認められる場合は、その限りではない。この場合、翌年度以降、同様の事態が生じないよう、賃金改善計画を立てる段階で、ベースアップ等による賃金改善見込額が、全体の賃金改善見込額の三分の二を大きく超えるよう設定することが適当である。なお、いずれの場合であっても、加算額以上の賃金改善が実施されることが適当である。(令和5年度 VOL2 問)</p>				新設			

新							旧													
407 介護予防短期入所療養介護費							407 介護予防短期入所療養介護費													
加算・減算名	実施	体制	加算・減算	加算・減算適用要件			加算・減算名	実施	体制	加算・減算	加算・減算適用要件									
療養病床を有する病院における介護予防短期入所療養介護費																				
夜勤について			減算	25単位	夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準(平成12年厚生省告示第29号9回(1)(2))を満たさない場合			夜勤について			減算	25単位	夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準(平成12年厚生省告示第29号9回(1)(2))を満たさない場合							
介護職員等ベースアップ等支援加算	○	加算	5／1000	厚生労働大臣が定める基準(平成27年厚生労働省告示第95号)に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届出した指定訪問介護事業所が、利用者に対し、指定訪問介護を行った場合。 <平成27年厚生労働省告示第95号4の3> イ 介護職員その他の職員の賃金改善について、賃金改善に要する費用の見込額が介護職員等ベースアップ等支援加算の算定見込額を上回り、かつ、介護職員及び他の職員のそれぞれについて賃金改善に要する費用の見込額の三分の二以上を基本給又は決まって毎月支払われる手当に充てる賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。 ホ 訪問介護費における介護職員処遇改善加算(Ⅰ)から(Ⅲ)までのいずれかを算定していること。			介護職員等ベースアップ等支援加算	○	加算	5／1000	厚生労働大臣が定める基準(平成27年度厚生労働省告示第95号)に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届出した指定訪問介護事業所が、利用者に対し、指定訪問介護を行った場合。 <平成27年厚生労働省告示第95号4の3> イ 介護職員その他の職員の賃金改善について、賃金改善に要する費用の見込額が介護職員等ベースアップ等支援加算の算定見込額を上回り、かつ、介護職員及び他の職員のそれぞれについて賃金改善に要する費用の見込額の三分の二以上を基本給又は決まって毎月支払われる手当に充てる賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。 ホ 訪問介護費における介護職員処遇改善加算(Ⅰ)から(Ⅲ)までのいずれかを算定していること。									
介護職員等ベースアップ等支援加算 Q&A	介護職員等ベースアップ等支援加算の取扱いは介護職員処遇改善支援補助金の取扱いに倣えよいか。 介護職員等ベースアップ等支援加算の取扱いについては、介護職員処遇改善支援補助金に関するQ&A vol. 1～4)を参照すること。(令和5年度 VOL1 間1) 介護職員等ベースアップ等支援加算について、加算額以上の賃金改善を実施しているものの、結果として、基本給又は決まって毎月支払われる手当による賃金改善額が、全体の賃金改善額の三分の二以上にならなかった場合、加算額を返還させる必要はあるか。							黄見のとおり。 介護職員等ベースアップ等支援加算の取扱いについては、介護職員処遇改善支援補助金に関するQ&A vol. 1～4)を参照すること。(令和5年度 VOL1 間1) 介護職員等ベースアップ等支援加算について、加算額以上の賃金改善を実施しているものの、結果として、基本給又は決まって毎月支払われる手当による賃金改善額が、全体の賃金改善額の三分の二以上にならなかった場合、加算額を返還させる必要はあるか。												
	新設																			

新 407 介護予防短期入所療養介護費				旧 407 介護予防短期入所療養介護費			
加算・減算名	実施 体制	加算・減算	加算・減算適用要件	加算・減算名	実施 体制	加算・減算	加算・減算適用要件
診療所における介護予防短期入所療養介護費				診療所における介護予防短期入所療養介護費			
定員超過利用減算		減算	70／100 <平成12年厚生省告示第27号18ハ> 利用者定数超過の場合	定員超過利用減算		減算	70／100 <平成12年厚生省告示第27号18ハ> 利用者定数超過の場合
ユニット型診療所療養病床介護予防短期入所療養介護費について、厚生労働大臣が定める施設基準(平成27年厚生労働省告示第96号)を満たさない場合		減算	1日 <平成27年厚生労働省告示第96号18> については、ユニット型診療所の運営の状況に応じて、介護職員又は看護職員の配置を適切に実施する。 ユーニット型診療所の運営の状況に応じて、介護職員又は看護職員の配置を適切に実施する。	ユニット型診療所療養病床介護予防短期入所療養介護費について、厚生労働大臣が定める施設基準(平成27年厚生労働省告示第96号)を満たさない場合		減算	1日 <平成27年厚生労働省告示第96号18> については、ユニット型診療所の運営の状況に応じて、介護職員又は看護職員の配置を適切に実施する。 ユーニット型診療所の運営の状況に応じて、介護職員又は看護職員の配置を適切に実施する。
介護職員等ベースアップ等支援加算	○	加算	5／1000 厚生労働大臣が定める基準(平成27年厚生労働省告示第95号)に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届出した指定訪問介護事業所が、利用者に対し、指定訪問介護を行った場合。 <平成27年厚生労働省告示第95号403> イ 介護職員その他の職員の賃金改善について、賃金改善に要する費用の見込額が介護職員等ベースアップ等支援加算の算定見込額を上回り、かつ、介護職員及び他の職員のそれについて賃金改善に要する費用の見込額の三分の二以上を基本給又は決まって毎月支払われる手当に充てる賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。 ホ 訪問介護費における介護職員処遇改善加算(Ⅰ)から(Ⅲ)までのいずれかを算定していること。	介護職員等ベースアップ等支援加算	○	加算	5／1000 厚生労働大臣が定める基準(平成27年厚生労働省告示第95号)に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届出した指定訪問介護事業所が、利用者に対し、指定訪問介護を行った場合。 <平成27年厚生労働省告示第95号403> イ 介護職員その他の職員の賃金改善について、賃金改善に要する費用の見込額が介護職員等ベースアップ等支援加算の算定見込額を上回り、かつ、介護職員及び他の職員のそれについて賃金改善に要する費用の見込額の三分の二以上を基本給又は決まって毎月支払われる手当に充てる賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。 ホ 訪問介護費における介護職員処遇改善加算(Ⅰ)から(Ⅲ)までのいずれかを算定していること。
介護職員等ベースアップ等支援加算の取扱いは介護職員処遇改善支援補助金の取扱いに倣えよいか。			見直のとおり。 介護職員等ベースアップ等支援加算の取扱いについては、介護職員処遇改善支援補助金に関するQ&A(vol.1～4)を参照すること。(令和5年度 VOL1 問1)	介護職員等ベースアップ等支援加算の取扱いは介護職員処遇改善支援補助金の取扱いに倣えよいか。			見直のとおり。 介護職員等ベースアップ等支援加算の取扱いについては、介護職員処遇改善支援補助金に関するQ&A(vol.1～4)を参照すること。(令和5年度 VOL1 問1)
介護職員等ベースアップ等支援加算について、加算額以上の賃金改善を実施しているものの、結果として、基本給又は決まって毎月支払われる手当による賃金改善額が、全体の賃金改善額の三分の二以上にならなかった場合、加算額を返還させる必要はあるか。			介護職員等ベースアップ等支援加算(以下「ベースアップ」という。)については、加算額以上の賃金改善の実施に加えて、厚生労働大臣が定める基準(平成27年厚生労働大臣告示第95号)において、介護職員及びその他の職員のそれについて、賃金改善に要する費用の額の三分の二以上を基本給又は決まって毎月支払われる手当(以下「ベースアップ」という。)に充てる賃金改善計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じることを要している。そのため、加算額以上の賃金改善を実施しているものの、利用者の数の増加により、加算額の賃金改善額が決まって毎月支払われる手当による賃金改善額が、全体の賃金改善額の三分の二以上にならなかった場合には、速やかに賃金改善を改めてベースアップの額を回復すべきであり、こした措置が図られなかった場合、原則として、ベースアップの実行を満たさないため、加算額の全額返還が必要となる。ただし、賃金改善期間の終盤に、予見できない事情でベースアップの加算額が賃金改善計画書で想定していた額を上回り、賃金規程の改定によるベースアップ等の増額が間に合わなかったなど、合理的な事情が認められる場合は、この限りではない。この場合、翌年度以降、同様の事態が生じないよう、賃金改善計画を立てる段階で、ベースアップ等による賃金改善見込額が、全体の賃金改善見込額の三分の二を大きく超えるよう設定することが適当である。なお、いずれの場合であっても、加算額以上の賃金改善が実施されることには必要である。(令和5年度 VOL1 問1)	介護職員等ベースアップ等支援加算			見直のとおり。 介護職員等ベースアップ等支援加算の取扱いについては、介護職員処遇改善支援補助金に関するQ&A(vol.1～4)を参照すること。(令和5年度 VOL1 問1)

新							旧								
407 介護予防短期入所療養介護費							407 介護予防短期入所療養介護費								
加算・減算名	実施	体制	加算・減算	加算・減算適用要件			加算・減算名	実施	体制	加算・減算	加算・減算適用要件				
老人性認知症疾患療養病棟を有する病院における介護予防短期入所療養介護費				老人性認知症疾患療養病棟を有する病院における介護予防短期入所療養介護費							老人性認知症疾患療養病棟を有する病院における介護予防短期入所療養介護費				
定員超過利用減算			減算	70／100	利用者の数及び入院患者の数の合計数が厚生労働大臣が定める基準(平成12年厚生省告示第27号18口(1))に該当する場合(利用定員を超えた場合)<平成12年厚生省告示第27号18口(1)> 利用者定数超過の場合			定員超過利用減算			減算	70／100	利用者の数及び入院患者の数の合計数が厚生労働大臣が定める基準(平成12年厚生省告示第27号18口(1))に該当する場合(利用定員を超えた場合)<平成12年厚生省告示第27号18口(1)> 利用者定数超過の場合		
介護職員等ベースアップ等支援加算	○		減算	70／100 (注1)	医師、看護職員若しくは介護職員の員数が厚生大臣が定める基準(平成12年厚生省告示第27号18口(2)(3))に該当する場合(基準に定める員数を越えていない場合)<平成12年厚生省告示第27号18口(2)(3)> 職員数が基準を満たさない場合			介護職員等ベースアップ等支援加算	○		減算	70／100 (注1)	医師、看護職員若しくは介護職員の員数が厚生大臣が定める基準(平成12年厚生省告示第27号18口(2)(3))に該当する場合(基準に定める員数を越えていない場合)<平成12年厚生省告示第27号18口(2)(3)> 職員数が基準を満たさない場合		
介護職員等ベースアップ等支援加算 Q&A			加算	5／1000	厚生労働大臣が定める基準(平成27年厚生労働省告示第95号)に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届出した指定訪問介護事業所が、利用者に対し、指定訪問介護を行った場合。 <平成27年厚生労働省告示第95号4の3> イ 介護職員等他の職員の賃金改善について、賃金改善に要する費用の見込額が介護職員等ベースアップ等支援加算の算定見込額を上回り、かつ、介護職員及びその他の職員のそれぞれについて賃金改善に要する費用の見込額の三分の二以上を基本給又は決まって毎月支払われる手当に充てる賃金改善に関する計画を策定して、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。 ホ 訪問介護費における介護職員処遇改善加算(ⅠからⅢまでのいずれか)を算定していること。								厚生労働大臣が定める基準(平成27年厚生労働省告示第95号)に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届出した指定訪問介護事業所が、利用者に対し、指定訪問介護を行った場合。 <平成27年厚生労働省告示第95号4の3> イ 介護職員等他の職員の賃金改善について、賃金改善に要する費用の見込額が介護職員等ベースアップ等支援加算の算定見込額を上回り、かつ、介護職員及びその他の職員のそれぞれについて賃金改善に要する費用の見込額の三分の二以上を基本給又は決まって毎月支払われる手当に充てる賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。 ホ 訪問介護費における介護職員処遇改善加算(ⅠからⅢまでのいずれか)を算定していること。		
				介護職員等ベースアップ等支援加算の取扱いは介護職員処遇改善支援補助金の取扱いに倣えよいか。			真見のとおり。 介護職員等ベースアップ等支援加算の取扱いについては、介護職員処遇改善支援補助金に関するQ&A vol. 1～4)を参照すること。(令和5年度 VOL1 間1)			新設					
				介護職員等ベースアップ等支援加算について、加算額以上の賃金改善を実施しているものの、結果として、基本給又は決まって毎月支払われる手当による賃金改善額が、全体の賃金改善額の三分の二以上にならなかった場合、加算額を返させる必要はあるか。			介護職員等ベースアップ等支援加算(以下「ペア加算」という。)については、加算額以上の賃金改善の実施に加えて、厚生労働大臣が定める基準(平成27年厚生労働大臣告示第95号)において、介護職員及びその他の職員のそれぞれについて、賃金改善に要する費用の額の三分の二以上を基本給又は決まって毎月支払われる手当に充てる賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じることを要件としている。このため、加算額以上の賃金改善を実施しているものの、利用者数の増加等によるペア加算の加算額と賃金改善計画で想定しているものと異なる場合、あるいは、賃金改善計画で想定しているものと異なる場合、は、賃金改善計画を策定して、ペア加算の加算額を算出するべきであり、こうした加算額が図られなかつ場合は、原則として、ペア加算の要件を満たさないため、加算額の全額が返却が必要となる。ただし、賃金改善期間の終盤に、予見できない事情でペア加算の加算額が賃金改善計画書で想定していた額を上回り、賃金規程の改定によるベースアップ等の増額が間に合わなかつたなど、合理的な事情が認められる場合は、この限りではない。この場合、翌年度以降、同様の事態が生じないよう、賃金改善計画を立てる段階で、ベースアップ等による賃金改善見込額が、全体の賃金改善見込額の三分の二を大きく超えるよう設定することが適当である。なお、いずれの場合であっても、加算額以上の賃金改善が実施されることが必要である。(令和5年度 VOL2 間1)								

新							旧						
408 介護予防特定施設入居者生活介護費							408 介護予防特定施設入居者生活介護費						
加算・減算名	実施	体制	加算・減算	加算・減算適用要件			加算・減算名	実施	体制	加算・減算	加算・減算適用要件		
人員基準欠如減算			減算	70／100	看護職員又は介護職員の員数が厚生労働大臣が定める基準(平成12年厚生省告示第27号)に該当しない場合(基準に定める員数を置いていない場合) <平成12年厚生省告示第27号19> 職員数が基準を満たない場合		人員基準欠如減算			減算	70／100	看護職員又は介護職員の員数が厚生労働大臣が定める基準(平成12年厚生省告示第27号)に該当しない場合(基準に定める員数を置いていない場合) <平成12年厚生省告示第27号19> 職員数が基準を満たない場合	
身体拘束廃止未実施減算			減算	10／100	厚生労働大臣が定める基準(平成27年厚生労働省告示第95号)を満たさない場合 <平成27年厚生労働省告示第95号119の3> 指定介護予防サービス等基準第239条第2項又は第3項に規定する基準に適合していること。 <指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成18年厚生省令第35号)> 身体拘束等の禁止)		身体拘束廃止未実施減算			減算	10／100	厚生労働大臣が定める基準(平成27年厚生労働省告示第95号)を満たさない場合 <平成27年厚生労働省告示第95号119の3> 指定介護予防サービス等基準第239条第2項又は第3項に規定する基準に適合していること。 <指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成18年厚生省令第35号)> 身体拘束等の禁止)	
介護職員等ベースアップ等支援加算	○		加算	15／1000	業者に周辺の介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届出した指定訪問介護事業所が、利用者に対し、指定訪問介護を行った場合。 <平成27年厚生労働省告示第95号403> イ 介護職員その他の職員の賃金改善について、賃金改善に要する費用の見込額が介護職員等ベースアップ等支援加算の算定見込額を上回り、かつ、介護職員及びその他の職員のそれぞれについて賃金改善に要する費用の見込額の三分の二以上を基本給又は決まって毎月支払われる手当に充てる賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。 ウ 訪問介護費における介護職員処遇改善加算(ⅠからⅢ)までのいずれかを算定していること。		介護職員等ベースアップ等支援加算	○		加算	15／1000	業者に周辺の介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届出した指定訪問介護事業所が、利用者に対し、指定訪問介護を行った場合。 <平成27年厚生労働省告示第95号4の3> イ 介護職員その他の職員の賃金改善について、賃金改善に要する費用の見込額が介護職員等ベースアップ等支援加算の算定見込額を上回り、かつ、介護職員及びその他の職員のそれぞれについて賃金改善に要する費用の見込額の三分の二以上を基本給又は決まって毎月支払われる手当に充てる賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。 ウ 訪問介護費における介護職員処遇改善加算(ⅠからⅢ)までのいずれかを算定していること。	
介護職員等ベースアップ等支援加算Q&A			介護職員等ベースアップ等支援加算の取扱いは介護職員処遇改善 支援補助金の取扱いに倣えよいか。		見対見のとおり。 介護職員等ベースアップ等支援加算の取扱いについては、介護職員処遇改善支援補助金に関するQ&A vol.1～4を参照すること。(令和5年度 VOL1 問1)		介護職員等ベースアップ等支援加算について、加算額以上の 賃金改善を実施しているものの、結果として、基本給又は決まって毎月支払われる手当による 賃金改善額が、全体の 賃金改善額の三分の二以上にならなかつた場合、加算額を返還させる必要はあるか。			介護職員等ベースアップ等支援加算(以下「ベースアップ」という。)については、加算額以上の 賃金改善の実施に加えて、厚生労働大臣が定める基準(平成27年厚生労働大臣告示第9号)において、介護職員及びその他の職員のそれぞれについて、賃金改善に要する費用の額の三分の二以上を基本給又は決まって毎月支払われる手当(以下「ベースアップ等」という。)に充てる賃金改善計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じることを要件としている。このため、加算額 以上の 賃金改善を実施しているものの、利用者の数の増加等によりベースアップの加算額が 賃金改善計画で想定していた額を上回り、ベースアップ等による 賃金改善額が、全体の 賃金改善額の三分の二以上にならなかつた場合には、速やかに 賃金規程を改定し、ベースアップ等の増額を図るべきであり、こうした措置が図られなかつた場合、原則として、ベースアップの要件を満たさないため、加算額の 全額返還が必要と考えられる。ただし、賃金改善期間の終盤に、予見できない事情でベースアップの加算額が 賃金改善計画で想定していた額を上回り、賃金規程の改定によるベースアップ等の増額が間に合わなかつたなど、合理的な事情が認められる場合は、この限りではない。この場合、翌年度以降、同様の事態が生じればよう、賃金改善計画を立てる段階で、ベースアップ等による 賃金改善見込額が、全体の 賃金改善見込額の三分の二を大きく超えるよう設定することが適当である。なお、いずれの場合であっても、加算額以上の 賃金改善が実施されることは必要である。(令和5年度 VOL2 問1)			新設

新							旧								
601 定期巡回・隨時対応型訪問介護看護費							601 定期巡回・随时対応型訪問介護看護費								
加算・減算名	実施	体制	加算・減算	加算・減算適用要件			加算・減算名	実施	体制	加算・減算	加算・減算適用要件				
准看護師が訪問看護サービスを行った場合	<input type="radio"/>		減算	98／100	准看護師が訪問看護サービスを行った場合			准看護師が訪問看護サービスを行った場合	<input type="radio"/>		減算	98／100	准看護師が訪問看護サービスを行った場合		
				月に1度でも准看護師が訪問看護サービスを提供した場合、所定単位数の10 0分の98の単位数を算定するのか。	100分の98の単位数を算定する(平成24.3版VOL267 間144)						月に1度でも准看護師が訪問看護サービスを提供した場合、所定単位数の10 0分の98の単位数を算定するのか。	100分の98の単位数を算定する(平成24.3版VOL267 間144)			
准看護師が訪問看護サービスを行った場合	<input type="radio"/>		加算	24／1000	厚生労働大臣が定める基準(平成27年厚生労働省告示第95号)に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届出した指定訪問介護事業所が、利用者に対し、指定訪問介護を行った場合。 <平成27年厚生労働省告示第95号4の3>			介護職員等ベースアップ等支援加算	<input type="radio"/>		加算	24／1000	厚生労働大臣が定める基準(平成27年厚生労働省告示第95号)に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届出した指定訪問介護事業所が、利用者に対し、指定訪問介護を行った場合。 <平成27年厚生労働省告示第95号4の3>		
介護職員等ベースアップ等支援加算 Q&A				介護職員等ベースアップ等支援加算の取扱いは介護職員処遇改善支援補助金の取扱いに倣えよいか。	見直しのとおり。 介護職員等ベースアップ等支援加算の取扱いについては、介護職員処遇改善支援補助金に関するQ&A(vol.1～4)を参照すること。(令和5年度 VOL1 間1)			介護職員等ベースアップ等支援加算			見直しのとおり。 介護職員等ベースアップ等支援加算(以下「ベース加算」という。)については、加算額以上の賃金改善の実施に加えて、厚生労働大臣が定める基準(平成27年厚生労働大臣告示第95号)において、介護職員及びその他の職員のそれぞれについて、賃金改善に要する費用の額の三分の二以上を基本給又は決まって毎月支払われる手当による賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じることを要件としている。このため、加算額以上の賃金改善を実施しているものの、利用者の増加等によりベース加算の加算額が賃金改善計画で想定していた額を上回り、ベースアップ等による賃金改善額が、全体の賃金改善額の三分の二以上にならなかつた場合には、速やかに賃金規程を改定し、ベースアップ等の増額を図るべきであり、こうした措置が図られなかった場合、原則として、ベース加算の要件を満たさないため、加算額の全額返還が必要と考えられる。ただし、賃金改定期間の終盤に、予見できない事情でベースアップ等の増額が間に合わなかったなど、合理的な事情が認められる場合は、この限りではない。この場合、翌年度以降、同様の事態が生じないよう、賃金改善計画を立てる段階で、ベースアップ等による賃金改善見込額が、全体の賃金改善見込額の三分の二を大きく超えるよう設定することが適当である。なお、いずれの場合であっても、加算額以上の賃金改善が実施されることは必要である。(令和5年度 VOL2 間1)			新設	

新 602 夜間対応型訪問介護費				旧 602 夜間対応型訪問介護費				
加算・減算名	実施	体制	加算・減算	加算・減算名	実施	体制	加算・減算	
認知症専門ケア加算(Ⅰ)			厚生労働大臣が定める基準(平成27年厚生労働省告示第95号)に適合しているものとして市町村長に届け出た指定夜間対応型訪問介護事業所において、厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者等(平成27年厚生労働省告示第94号))に対して専門的な認知症ケアを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1月につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、認知症専門ケア加算(Ⅰ)を算定している場合においては、認知症専門ケア加算(Ⅱ)は算定しない。 <平成27年厚生労働省告示第94号第3号の2> 日常生活に支障を来すおそれのある症状又は行動が認められることから介護を必要とする認知症の者 <平成27年厚生労働省告示第95号第3号の2>	厚生労働大臣が定める基準(平成27年厚生労働省告示第95号)に適合しているものとして市町村長に届け出た指定夜間対応型訪問介護事業所において、厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者等(平成27年厚生労働省告示第94号))に対して専門的な認知症ケアを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1月につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、認知症専門ケア加算(Ⅰ)を算定している場合においては、認知症専門ケア加算(Ⅱ)は算定しない。 <平成27年厚生労働省告示第94号第3号の2> 日常生活に支障を来すおそれのある症状又は行動が認められることから介護を必要とする認知症の者 <平成27年厚生労働省告示第95号第3号の2>				
介護職員等ベースアップ等支援加算	○	加算	24／1000 厚生労働大臣が定める基準(平成27年厚生労働省告示第95号)に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定訪問介護事業所が、利用者に対し、指定訪問介護を行った場合。 <平成27年厚生労働省告示第95号第4号3>	厚生労働大臣が定める基準(平成27年厚生労働省告示第95号)に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定訪問介護事業所が、利用者に対し、指定訪問介護を行った場合。	○	加算	24／1000 厚生労働大臣が定める基準(平成27年厚生労働省告示第95号)に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定訪問介護事業所が、利用者に対し、指定訪問介護を行った場合。	
介護職員等ベースアップ等支援加算Q&A			介護職員等ベースアップ等支援加算の取扱いは介護職員処遇改善支援補助金の取扱いに倣えよいか。 介護職員等ベースアップ等支援加算の取扱いについては、介護職員処遇改善支援補助金に関するQ&A(文1～4)を参照すること。(令和5年度 VOL1 間1) 介護職員等ベースアップ等支援加算について、加算額以上の賃金改善を実施しているものの、結果として、基本給又は決まって毎月支払われる手当による賃金改善額が、全体の賃金改善額の三分の二以上にならなかった場合、加算額を返送させる必要はあるか。	介護職員等ベースアップ等支援加算(以下「ベースアップ」という。)については、加算額以上の賃金改善の実施に加えて、厚生労働大臣が定める基準(平成27年厚生労働大臣告示第95号)において、介護職員及びその他の職員のそれについて、賃金改善を要する費用の額の三分の二以上を基本給又は決まって毎月支払われる手当による賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じてることを要件としている。このため、加算額以上の賃金改善を実施しているものの、利用者の数等によりベースアップの加算額が賃金改善計画で想定していた額を上回り、ベースアップ等による賃金改善額が、全体の賃金改善額の三分の二以上にならなかった場合には、速やかに賃金規程を改定しベースアップ等の増額を図るべきであり、こうした措置が図られなかった場合、原則として、ベースアップの要件を満たさないため、加算額の全額返送が必要と考えられる。ただし、賃金改善期間の終盤に、予見できない事情でベースアップの加算額が賃金改善計画で想定していた額を上回り、賃金規程の改定によるベースアップ等の増額が間に合わなかったなど、合理的な事情が認められる場合は、この限りではない。この場合、翌年度以降、同様の事態が生じないよう、賃金改善計画を立てる段階で、ベースアップ等による賃金改善見込額が、全体の賃金改善見込額の三分の二を大きく超えるよう設定することが適当である。なお、いずれの場合であっても、加算額以上の賃金改善が実施されることは必要である。(令和5年度 VOL2 間1)	新設 介護職員等ベースアップ等支援加算	○	加算	24／1000 介護職員等ベースアップ等支援加算(以下「ベースアップ」という。)については、加算額以上の賃金改善の実施に加えて、厚生労働大臣が定める基準(平成27年厚生労働大臣告示第95号)において、介護職員及びその他の職員のそれについて、賃金改善を要する費用の額の三分の二以上を基本給又は決まって毎月支払われる手当による賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じてることを要件としている。このため、加算額以上の賃金改善を実施しているものの、利用者の数等によりベースアップの加算額が賃金改善計画で想定していた額を上回り、ベースアップ等による賃金改善額が、全体の賃金改善額の三分の二以上にならなかった場合には、速やかに賃金規程を改定しベースアップ等の増額を図るべきであり、こうした措置が図られなかった場合、原則として、ベースアップの要件を満たさないため、加算額の全額返送が必要と考えられる。ただし、賃金改善期間の終盤に、予見できない事情でベースアップの加算額が賃金改善計画で想定していた額を上回り、賃金規程の改定によるベースアップ等の増額が間に合わなかったなど、合理的な事情が認められる場合は、この限りではない。この場合、翌年度以降、同様の事態が生じないよう、賃金改善計画を立てる段階で、ベースアップ等による賃金改善見込額が、全体の賃金改善見込額の三分の二を大きく超えるよう設定することが適当である。なお、いずれの場合であっても、加算額以上の賃金改善が実施されることは必要である。(令和5年度 VOL2 間1)

603 認知症対応型通所介護費

【認知症対応型通所介護の加算・減算に関する要件 摘要】

- 加算・減算に関する要件については、基本的に以下の3つにおいて規定しています。

報酬告示は加算・減算の基本的要件を示すもの、留意事項通知・Q&Aはこれを補足するものとして定められています。

① 報酬告示	「指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準」(平成18年3月14日厚生労働省告示第126号)
② 留意事項通知	「指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」(平成18年3月31日老若発第0331005号・老若発第0331005号・老若発第0331018号)
③ Q&A	-

- 加算・減算によっては、以下において要件の詳細を規定しているものもあります。

④ 通所介護費	「厚生労働大臣が定める利用者等の数の基準及び看護職員等の員数の基準並びに通所介護費等の算定方法」(平成12年2月10日厚生省告示第27号)
⑤ 利用者等告示	「厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者等」(平成27年3月23日厚生労働省告示第94号)
⑥ 大臣基準告示	「厚生労働大臣が定める基準」(平成27年3月23日厚生労働省告示第95号)
⑦ 区分支給限度基準額外告示	「介護保険法施行規則第六十八条第三項及び第八十七条第三項に規定する厚生労働大臣が定めるところにより算定した費用の額」(平成12年2月10日厚生省告示第38号)
⑧ 3%加算解釈通知	「通所介護等において感染症又は災害の発生を理由とする利用者数の減少が一定以上生じている場合の評価に係る基本的な考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」(令和3年3月16日老若発0316第4号・老若発0316第3号)
⑨ 個別機能訓練加算等解釈通知	「リハビリテーション・個別機能訓練、栄養管理及び口腔管理の実施に関する基本的な考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」(令和3年3月16日老若発0316第3号・老若発0316第2号)

- 上記通知等のうち、令和3年度介護報酬改定により改正があった要件等については、厚生労働省HP(以下URL)に掲載しています。

令和3年度介護報酬改定について https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/000018841_00034.html

加算・減算名	実施	体制	加算・減算	加算・減算適用要件	加算・減算名	実施	体制	加算・減算	加算・減算適用要件
定員超過利用減算	-	-	減算 70／100	<p>【報酬告示】別表3 注1 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして市町村長に届け出た単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所(指定地域密着型サービス基準第42条第1項に規定する単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所をいう。以下同じ。)又は共用型指定認知症対応型通所介護事業所(指定地域密着型サービス基準第45条第1項に規定する共用型指定認知症対応型通所介護事業所をいう。以下同じ。)において、指定認知症対応型通所介護事業所(指定地域密着型サービス基準第45条第1項に規定する指定認知症対応型通所介護事業所をいう。以下同じ。)を行った場合に、当該施設基準に掲げた区分に従い、利用者の介護状況区分に応じて、現に要した時間ではなく、認知症対応型通所介護事業所(指定地域密着型サービス基準第52条第1項に規定する認知症対応型通所介護計画をいう。以下同じ。)に位置付けられた内容の指定認知症対応型通所介護を行なうに要する標準的な時間で、それぞれ所定単位数を算定する。ただし、利用者の数又は看護職員若しくは介護職員の員数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合は、別に厚生労働大臣が定めるところにより算定する。</p> <p>【通所介護費等の算定方法】6 イ 指定認知症対応型通所介護の月平均の利用延員数×定員超過率×定員超過料</p>	<p>【報酬告示】別表3 注1 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして市町村長に届け出た単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所(指定地域密着型サービス基準第42条第1項に規定する共用型指定認知症対応型通所介護事業所をいう。以下同じ。)又は共用型指定認知症対応型通所介護事業所(指定地域密着型サービス基準第45条第1項に規定する共用型指定認知症対応型通所介護事業所をいう。以下同じ。)において、指定認知症対応型通所介護事業所(指定地域密着型サービス基準第45条第1項に規定する指定認知症対応型通所介護事業所をいう。以下同じ。)を行った場合に、当該施設基準に掲げた区分に従い、利用者の介護状況区分に応じて、現に要した時間ではなく、認知症対応型通所介護事業所(指定地域密着型サービス基準第52条第1項に規定する認知症対応型通所介護計画をいう。以下同じ。)に位置付けられた内容の指定認知症対応型通所介護を行なうに要する標準的な時間で、それぞれ所定単位数を算定する。ただし、利用者の数又は看護職員若しくは介護職員の員数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合は、別に厚生労働大臣が定めるところにより算定する。</p> <p>【通所介護費等の算定方法】6 イ 指定認知症対応型通所介護の月平均の利用延員数×定員超過率×定員超過料</p>				
感染症又は災害によつて利用延員数の減少が生じた場合の基本報酬への加算	○	加算	3／100	<p>(14) 感染症や災害によつて利用延員数の減少が生じた場合にあっては、減少月の利用延員数が、令和3年度中の1月当たりの平均利用延員数から50分以上減少していることが必要である。算定方法の具体的例は別添「感染症や災害の影響による利用延員数が減少した場合の基本報酬への3%加算」令和4年度の取扱い)を参照されたい。(令和3年度介護報酬改定に関するQ&A(vol.3)(令和3年3月26日)問2)</p> <p>(15) 新型コロナウイルス感染症は、3%加算や現換区分の特例の対象となる感染症とされている(※)が、令和5年度も引き続き同加算や特例の対象となる感染症と考えてよいか。</p> <p>(16) 「通所介護等において感染症又は災害の発生を理由とする利用者数の減少が一定以上生じている場合の評価に係る基本的な考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」(令和3年3月16日老若発0316第4号・老若発0316第3号)別紙1</p>	<p>(14) 感染症や災害によつて利用延員数の減少が生じた場合にあっては、減少月の利用延員数が、令和3年度中の1月当たりの平均利用延員数から50分以上減少していることが必要である。算定方法の具体的例は別添「感染症や災害の影響による利用延員数が減少した場合の基本報酬への3%加算」令和4年度の取扱い)を参照されたい。(令和3年度介護報酬改定に関するQ&A(vol.3)(令和3年3月26日)問2)</p> <p>(15) 新型コロナウイルス感染症は、令和5年度も引き続き同加算や特例の対象となる感染症である。なお、同年度中に同加算や特例の対象外となることとする場合は、事務連絡により示す。(※)「通所介護等において感染症又は災害の発生を理由とする利用者数の減少が一定以上生じている場合の評価に係る基本的な考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」(令和3年3月16日老若発0316第4号・老若発0316第3号)別紙1</p> <p>(16) 令和5年度中の利用延員数の減少に基づき3%加算を算定した事業所が、令和5年度に再び同加算を算定することはできるか。</p>	<p>(14) 感染症や災害によつて利用延員数の減少が生じた場合にあっては、減少月の利用延員数が、令和3年度中の1月当たりの平均利用延員数から50分以上減少していることが必要である。算定方法の具体的例は別添「感染症や災害の影響による利用延員数が減少した場合の基本報酬への3%加算」令和4年度の取扱い)を参照されたい。(令和3年度介護報酬改定に関するQ&A(vol.3)(令和3年3月26日)問2)</p> <p>(15) 感染症や災害によつて利用延員数の減少が生じた場合にあっては、減少月の利用延員数が、令和3年度中の1月当たりの平均利用延員数から100分の5以上減少していることが必要である。算定方法の具体的例は別添「感染症や災害の影響による利用延員数が減少した場合の基本報酬への3%加算」令和4年度の取扱い)を参照されたい。(令和3年度介護報酬改定に関するQ&A(vol.11)問2)</p>	<p>可能である。この場合、令和4年度の算定にあたっては、減少月の利用延員数が、令和3年度の1月当たりの平均利用延員数から100分の5以上減少していることが必要である。算定方法の具体的例は別添「感染症や災害の影響による利用延員数が減少した場合の基本報酬への3%加算」令和4年度の取扱い)を参照されたい。(令和3年度介護報酬改定に関するQ&A(vol.11)問2)</p>		

新規

加算・減算名				実施 体制 加算・減算				加算・減算適用要件				実施 体制 加算・減算				加算・減算適用要件			
介護職員等ベースアップ等支援加算	○	加算	23／1 000	厚生労働大臣が定める基準(平成27年厚生労働省告示第95号)に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定訪問介護事業所が、利用者に対し、指定訪問介護を行った場合。 イ 介護職員等の他の職員の賃金改善に要する費用の見込額が介護職員等ベースアップ等支援加算の算定見込額を上回り、かつ、介護職員及びその他の職員のそれをついて賃金改善に要する費用の見込額の三分の二以上を基本給又は決まって毎月支払われる手当(弁てる賃金改善)に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。 ホ 訪問介護費における介護職員処遇改善加算(Ⅰ)から(Ⅲ)までのいずれかを算定していること。	介護職員等ベースアップ等支援加算	○	加算	23／1 000	厚生労働大臣が定める基準(平成27年厚生労働省告示第95号)に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定訪問介護事業所が、利用者に対し、指定訪問介護を行った場合。 イ 介護職員等の他の職員の賃金改善に要する費用の見込額が介護職員等ベースアップ等支援加算の算定見込額を上回り、かつ、介護職員及びその他の職員のそれをついて賃金改善に要する費用の見込額の三分の二以上を基本給又は決まって毎月支払われる手当(弁てる賃金改善)に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。 ホ 訪問介護費における介護職員処遇改善加算(Ⅰ)から(Ⅲ)までのいずれかを算定していること。	○	加算	23／1 000	厚生労働大臣が定める基準(平成27年厚生労働省告示第95号)に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定訪問介護事業所が、利用者に対し、指定訪問介護を行った場合。 イ 介護職員等の他の職員の賃金改善に要する費用の見込額が介護職員等ベースアップ等支援加算の算定見込額を上回り、かつ、介護職員及びその他の職員のそれをついて賃金改善に要する費用の見込額の三分の二以上を基本給又は決まって毎月支払われる手当(弁てる賃金改善)に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。	ホ 訪問介護費における介護職員処遇改善加算(Ⅰ)から(Ⅲ)までのいずれかを算定していること。					
介護職員等ベースアップ等支援加算 Q&A				【Q&A】															

新							旧								
604 小規模多機能型居宅介護費							604 小規模多機能型居宅介護費								
加算・減算名	実施	体制	加算・減算	加算・減算適用要件			加算・減算名	実施	体制	加算・減算	加算・減算適用要件				
登録者定員超過減算		<input type="radio"/>	減算	70/100	登録者の数が市町村長に提出した運営規程に定められる登録定員を超えた場合			登録者定員超過減算		<input type="radio"/>	減算	70/100	登録者の数が市町村長に提出した運営規程に定められる登録定員を超えた場合		
人員基準欠如減算				従業者が指定地域密着型サービス基準に定める員数をおいてないこと。			人員基準欠如減算				従業者が指定地域密着型サービス基準に定める員数をおいてないこと。				
小規模多機能型居宅介護事業所の介護支援専門員を非常勤として配置している場合、非常勤として配置する時間帯以外の時間帯に、 小規模多機能型居宅介護事業所の介護支援専門員が行うことになっている業務を適切に行なうことができる場合(平成27年厚生労働省告示第95号の3)の計画作成担当者として、居宅介護支援専門員やグループ介護支援専門員やグループ介護支援専門員。							小規模多機能型居宅介護事業所の介護支援専門員を非常勤として配置している場合、非常勤として配置する時間帯以外の時間帯に、 小規模多機能型居宅介護事業所の介護支援専門員が行うことになっている業務を適切に行なうことができる場合(平成27年厚生労働省告示第95号の3)の計画作成担当者として、居宅介護支援専門員やグループ介護支援専門員やグループ介護支援専門員。								
介護職員等ベースアップ等支援加算	<input type="radio"/>		加算	17／1000	厚生労働大臣が定めた(平成27年厚生労働省告示第95号)に適合している介護職員の見込額等を実施しているものとして都道府県知事に届出した指定訪問介護事業所が、利用者に対し、指定訪問介護を行った場合。 <平成27年厚生労働省告示第95号4の3> イ 介護職員等他の職員の賃金改善について、賃金改善する費用の見込額が介護職員等ベースアップ等支援加算の算定見込額を上回り、かつ、介護職員及びその他の職員のそれぞれについて賃金改善に要する費用の見込額の三分の二以上を基本給又は決まって毎月支払われる手当に充てる賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。 ホ 訪問介護費における介護職員処遇改善加算(Ⅰ)から(Ⅲ)までのいずれかを算定していること。			介護職員等ベースアップ等支援加算	<input type="radio"/>		加算	17／1000	厚生労働大臣が定めた(平成27年厚生労働省告示第95号)に適合している介護職員の見込額等を実施しているものとして都道府県知事に届出した指定訪問介護事業所が、利用者に対し、指定訪問介護を行った場合。 <平成27年厚生労働省告示第95号4の3> イ 介護職員等他の職員の賃金改善について、賃金改善する費用の見込額が介護職員等ベースアップ等支援加算の算定見込額を上回り、かつ、介護職員及びその他の職員のそれぞれについて賃金改善に要する費用の見込額の三分の二以上を基本給又は決まって毎月支払われる手当に充てる賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。 ホ 訪問介護費における介護職員処遇改善加算(Ⅰ)から(Ⅲ)までのいずれかを算定していること。		
介護職員等ベースアップ等支援加算の取扱いは介護職員処遇改善支援補助金の取扱いに倣えよいか。				介護職員等ベースアップ等支援加算の取扱いについては、介護職員処遇改善支援補助金に関するQ&A vol. 1~4)を参照すること。(令和5年度 VOL1 問1)										新設	
介護職員等ベースアップ等支援加算について、加算額以上の賃金改善を実施しているものの、結果として、基本給又は決まって毎月支払われる手当による賃金改善額が、全体の賃金改善額の三分の二以上にならなかった場合、加算額を返還させる必要はあるか。				介護職員等ベースアップ等支援加算(以下「ペア加算」という。)については、加算額以上の賃金改善の実施に加えて、厚生労働大臣が定める基準(平成27年厚生労働大臣告示第95号)において、介護職員及びその他の職員のそれぞれについて、賃金改善に要する費用の額の三分の二以上を基本給又は決まって毎月支払われる手当(以下「ベースアップ等」という。)に充てる賃金改善計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じることを要件としている。このため、加算額以上の賃金改善を実施しているものの、利用者の数の増加等によりペア加算の加算額が賃金改善計画で想定していた額を上回り、ベースアップ等による賃金改善額が、全体の賃金改善額の三分の二以上にならなかった場合には、速やかに賃金規程を改定しベースアップ等の増額を図るべきであり、こうした措置が図られなかった場合、原則として、ペア加算の要件を満たさないため、加算額の全額返還が必要と考えられる。ただし、賃金改善期間の終盤に、予見できない事情でペア加算の加算額が賃金改善計画で想定していた額を上回り、賃金規程の改定によるベースアップ等の増額が間に合わなかつなど、合理的な事情が認められる場合は、この限りではない。この場合、翌年度以降、同様の事態が生じないよう、賃金改善計画を立てる段階で、ベースアップ等による賃金改善見込額が、全体の賃金改善見込額の三分の二を大きく超えるよう設定することが適当である。なお、いずれの場合であっても、加算額以上の賃金改善が実施されることには必要である。(令和5年度 VOL2 問1)											

新 605 認知症対応型共同生活介護費				旧 605 認知症対応型共同生活介護費					
加算・減算名	実施	体制	加算・減算	加算・減算適用要件	加算・減算名	実施	体制	加算・減算	加算・減算適用要件
夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合			減算 97/100	厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準(平成12年厚生省告示第29号)を満たさない場合 <平成12年厚生省告示第29号第3号> 指定認知症対応型共同生活介護事業所ごとに夜勤を行う介護従業者(指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第34号)第90条第1項に規定する介護従業者をいう。)の数が、当該事業所を構成する共同生活住居(介護保険法(平成9年法律第123号)第8条第20項に規定する共同生活を営むべき住居をいう。)ごとに1以上であること。ただし、同令第90条第1項ただし書の規定が適用される場合においては、当該ただし書に規定する必要な数以上であること。	夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合			減算 97/100	厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準(平成12年厚生省告示第29号)を満たさない場合 <平成12年厚生省告示第29号第3号> 指定認知症対応型共同生活介護事業所ごとに夜勤を行う介護従業者(指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第34号)第90条第1項に規定する介護従業者をいう。)の数が、当該事業所を構成する共同生活住居(介護保険法(平成9年法律第123号)第8条第20項に規定する共同生活を営むべき住居をいう。)ごとに1以上であること。ただし、同令第90条第1項ただし書の規定が適用される場合においては、当該ただし書に規定する必要な数以上であること。
介護職員等ベースアップ等支援加算	○	加算 23/1000	厚生労働大臣が定める基準(平成27年厚生労働省告示第95号)に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届出した指定訪問介護事業所が、利用者に対し、指定訪問介護を行った場合。 <平成27年厚生労働省告示第95号4の3> イ 介護職員等の他の職員の賃金改収について、賃金改収に要する費用の見込額か介護職員等ベースアップ等支援加算の算定見込額を上回りかつ、介護職員及びその他の職員のそれについて賃金改収に要する費用の見込額の三分の二以上を基本給又は決まって毎月支払われる手当に充てる賃金改収に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。 ホ 訪問介護費における介護職員処遇改善加算(Ⅰ)から(Ⅲ)までのいずれかを算定していること。	介護職員等ベースアップ等支援加算	○	加算 23/1000	厚生労働大臣が定める基準(平成27年厚生労働省告示第95号)に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届出した指定訪問介護事業所が、利用者に対し、指定訪問介護を行った場合。 <平成27年厚生労働省告示第95号4の3> イ 介護職員等の他の職員の賃金改収について、賃金改収に要する費用の見込額か介護職員等ベースアップ等支援加算の算定見込額を上回りかつ、介護職員及びその他の職員のそれについて賃金改収に要する費用の見込額の三分の二以上を基本給又は決まって毎月支払われる手当に充てる賃金改収に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。 ホ 訪問介護費における介護職員処遇改善加算(Ⅰ)から(Ⅲ)までのいずれかを算定していること。		
介護職員等ベースアップ等支援加算 Q&A			介護職員等ベースアップ等支援加算の取扱いは介護職員処遇改善 支援補助金の 取扱いに倣えよいか。 介護職員等ベースアップ等支援加算の取扱いについては、介護職員処遇改善支援補助金に関するQ&A vol. 1~4)を参照すること。(令和5年度 VOL1 間1)	実見のとおり。 介護職員等ベースアップ等支援加算の取扱いについては、介護職員処遇改善支援補助金に関するQ&A vol. 1~4)を参照すること。(令和5年度 VOL1 間1)					新設

新 606 地域密着型特定施設入居者生活介護費								旧 606 地域密着型特定施設入居者生活介護費								
加算・減算名	実施 体制	加算・減算	加算・減算適用要件					加算・減算名	実施 体制	加算・減算	加算・減算適用要件					
人員基準欠如減算		減算 70/100	看護職員又は介護職員の員数が厚生労働大臣が定める基準(平成12年厚生省告示第27号)に該当する場合 <平成12年厚生省告示第27号5> イ 指定特定施設看護職員又は介護職員の員数が、指定居宅サービス基準(平成11年厚生省令第37号)第175条に定める員数を置いていないこと。		人員基準欠如減算		減算 70/100	看護職員又は介護職員の員数が厚生労働大臣が定める基準(平成12年厚生省告示第27号)に該当する場合 <平成12年厚生省告示第27号5> イ 指定特定施設看護職員又は介護職員の員数が、指定居宅サービス基準(平成11年厚生省令第37号)第175条に定める員数を置いていないこと。								
身体拘束廃止未実施減算		減算 10/100	厚生労働大臣が定める基準(平成27年厚生労働省告示第95号)を満たさない場合 <平成27年厚生労働省告示第95号42の2> 指定居宅サービス基準第183条第5項又は第6項に規定する基準に適合していること。 <指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第37号)> (指定特定施設入居者生活介護の取扱方針)		身体拘束廃止未実施減算		減算 10/100	厚生労働大臣が定める基準(平成27年厚生労働省告示第95号)を満たさない場合 <平成27年厚生労働省告示第95号42の2> 指定居宅サービス基準第183条第5項又は第6項に規定する基準に適合していること。 <指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第37号)> (指定特定施設入居者生活介護の取扱方針)								
介護職員等ベースアップ等支援加算	○	加算 15/1000	厚生労働大臣が定める基準(平成27年厚生労働省告示第95号)に適合している介護職員の賃金改善等を実施しているものとして都道府県知事に届出した指定訪問介護事業所が、利用者に対し、指定訪問介護を行った場合。 <平成27年厚生労働省告示第95号4の3> イ 介護職員その他の職員の賃金改善について、賃金改善に要する費用の見込額が介護職員等ベースアップ等支援加算の算定見込額を上回り、かつ、介護職員及び他の職員のそれぞれについて賃金改善に要する費用の見込額の三分の二以上を基本給又は決まって毎月支払われる手当に充てる賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。 ホ 訪問介護費における介護職員処遇改善加算(1)から(Ⅲ)までのいずれかを算定していること。		介護職員等ベースアップ等支援加算	○	加算 15/1000	厚生労働大臣が定める基準(平成27年厚生労働省告示第95号)に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届出した指定訪問介護事業所が、利用者に対し、指定訪問介護を行った場合。 <平成27年厚生労働省告示第95号4の3> イ 介護職員その他の職員の賃金改善について、賃金改善に要する費用の見込額が介護職員等ベースアップ等支援加算の算定見込額を上回り、かつ、介護職員及び他の職員のそれぞれについて賃金改善に要する費用の見込額の三分の二以上を基本給又は決まって毎月支払われる手当に充てる賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。 ホ 訪問介護費における介護職員処遇改善加算(1)から(Ⅲ)までのいずれかを算定していること。								
介護職員等ベースアップ等支援加算Q&A			介護職員等ベースアップ等支援加算の取扱いは介護職員処遇改善 支援補助金の取扱いに倣えよいか。 介護職員等ベースアップ等支援加算について、加算額以上の賃金改善を実施しているものの、結果として、基本給又は決まって毎月支払われる手当による賃金改善額が、全体の賃金改善額の三分の二以上にならなかった場合、加算額を返送させる必要はあるか。		意見のとおり。 介護職員等ベースアップ等支援加算の取扱いについては、介護職員処遇改善支援補助金に関するQ&A vol. 1~4)を参照すること。(令和5年度 VOL1 間1)			介護職員等ベースアップ等支援加算(以下「ベースアップ」という。)については、加算額以上の賃金改善の実施に加えて、厚生労働大臣が定める基準(平成27年厚生労働省告示第95号)において、介護職員及び他の職員のそれぞれについて、賃金改善に要する費用の額の三分の二以上を基本給又は決まって毎月支払われる手当に充てる賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じることを要件としている。このため、加算額以上の賃金改善を実施しているものの、利用者数の増加等によりベースアップの加算額が賃金改善計画で想定していた額を上回り、ベースアップ等による賃金改善額が、全体の賃金改善額の三分の二以上にならなかった場合には、速やかに賃金規程を改定してベースアップ等の増額を図るべきであり、こうした措置が図られなかつた場合、原則として、ベースアップの要件を満たさないため、加算額の全額返還が必要と考えられる。ただし、賃金改善期間の終盤に、予見できない事情でベースアップの算定額が賃金改善計画書で想定している額を上回り、賃金規程の改定によるベースアップ等の増額が間に合わなかったなど、合理的な事情が認められる場合は、この限りではない。この場合、翌年度以降、同様の事態が生じないよう、賃金改善計画を立てて段階で、ベースアップ等による賃金改善見込額が、全体の賃金改善見込額の三分の二を大きく超えるよう設定することが適当である。なお、いずれの場合であっても、加算額以上の賃金改善が実施されることには必要である。(令和5年度 VOL2 間1)							新設	

新						旧														
607 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費						607 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費														
加算・減算名	実施	体制	加算・減算	加算・減算適用要件			加算・減算名	実施	体制	加算・減算	加算・減算適用要件									
夜勤について	減算	97/100		<p>厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準(平成12年厚生省告示第29号)を満たさない場合</p> <p><平成12年厚生省告示第29号4イロ></p> <p>イ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費又はユニット型地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費の利用者の勤務条件に関する基準</p> <p>(1) 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費を算定すべき指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準 第1号口(1)の規定を準用する。</p> <p>第1号口(1)の規定を準用する。</p> <p>夜勤を行ううる職員又は看護職員の数が次のとおりであること。</p> <p>a 指定期間入所生活介護の利用者の数及び当該特別養護老人ホームの入所者の数の合計数が25以下の特別養護老人ホームにあっては、1以上 26以上60以下は、2以上 c 61以上100以下は、3以上 d 81以上100以下は、4以上 e 101以上は、4に、100を超えて25又はその端数を増すこと1を加えて得た数以上 f 6からまでの規定にかかわらず、次に掲げる要件のいずれにも適合する場合は、指定短期入所生活介護の利用者の数及び当該特別養護老人ホームの入所者の数の合計数に応じてかからまでの規定に基づき算出される数(10分の1を乗じて得た数以上)</p> <p>夜勤時間帯を通じて、利用者の動向を検知できる見守り機器(以下「見守り機器」といいます)を当該短期入所生活介護事業所の利用者の数以上設置していること。</p> <p>ii 短期入所生活介護を通じて、夜勤を行う全ての介護職員又は看護職員が情報通信機器(以下「見守り機器等」といいます)を活用する際の管理体制及びアマの質の確保並びに職員の負担軽減に関する次に掲げる事項を実施し、かつ、見守り機器等を安全かつ有効に活用するための委員会を設置し、介護職員、看護職員その他の職員の者と共同して、当該委員会において必要な検討等を行い、及び当該事項の実施を定期的に確認すること。</p> <p>(1) 夜勤を行なう職員による居室への訪問個別に必要とする利用者への訪問及び当該利用者に対する適切なケア等による利用者の安全及びケアの質の確保</p> <p>(2) 夜勤を行なう職員の勤務時間の短縮及び勤務状況への配慮</p> <p>(3) 夜勤を行なう職員の休憩時間の体制整備</p> <p>(4) 見守り機器等の定期的な点検</p> <p>(5) 見守り機器等の安全管理の研修</p> <p>iv 指定期間入所生活介護の利用者の数及び当該特別養護老人ホームの入所者の数の合計数が、60以下の場合は1以上、61以上の場合は2以上の介護職員又は看護職員が、夜勤時間帯を通じて常時配置されていること。</p> <p>(2) ユニット型地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費を算定すべき指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準 第1号口(2)。</p> <p>2のユニットごとに夜勤を行う介護職員又は看護職員の数が1以上であること。</p> <p>口 経過時間 施設入所者生活介護の勤務条件 厚生労働大臣が定める基準 厚生労働省告示第29号4イロ イ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費を算定すべき指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準 第1号口(1)の規定を準用する。</p> <p>2のユニットごとに夜勤を行う介護職員又は看護職員の数が1以上であること。</p> <p>口 経過時間 施設入所者生活介護の勤務条件 厚生労働大臣が定める基準 厚生労働省告示第29号4イロ イ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費を算定すべき指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準 第1号口(2)。</p>				<p>厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準(平成12年厚生省告示第29号)を満たさない場合</p> <p><平成12年厚生省告示第29号4イロ></p> <p>イ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費又はユニット型地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費を算定すべき指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準 (1) 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費を算定すべき指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準 第1号口(1)の規定を準用する。</p> <p>第1号口(1)の規定を準用する。</p> <p>夜勤を行ううる職員又は看護職員の数が次のとおりであること。</p> <p>a 指定期間入所生活介護の利用者の数及び当該特別養護老人ホームの入所者の数の合計数が25以下の特別養護老人ホームにあっては、1以上 26以上60以下は、2以上 c 61以上100以下は、3以上 d 81以上100以下は、4以上 e 101以上は、4に、100を超えて25又はその端数を増すこと1を加えて得た数以上 f 6からまでの規定にかかわらず、次に掲げる要件のいずれにも適合する場合は、指定短期入所生活介護の利用者の数及び当該特別養護老人ホームの入所者の数の合計数に応じてかからまでの規定に基づき算出される数(10分の1を乗じて得た数以上)</p> <p>i 夜勤時間帯を通じて、利用者の動向を検知できる見守り機器(以下「見守り機器等」といいます)を当該短期入所生活介護事業所の利用者の数以上設置していること。</p> <p>ii 短期入所生活介護を通じて、夜勤を行う全ての介護職員又は看護職員が情報通信機器(以下「見守り機器等」といいます)を活用する際の管理体制及びアマの質の確保並びに職員の負担軽減に関する次に掲げる事項を実施し、かつ、見守り機器等を安全かつ有効に活用するための委員会を設置し、介護職員、看護職員その他の職員の者と共同して、当該委員会において必要な検討等を行い、及び当該事項の実施を定期的に確認すること。</p> <p>(1) 夜勤を行なう職員による居室への訪問個別に必要とする利用者への訪問及び当該利用者に対する適切なケア等による利用者の安全及びケアの質の確保</p> <p>(2) ユニット型地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費を算定すべき指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準 第1号口(2)。</p> <p>2のユニットごとに夜勤を行う介護職員又は看護職員の数が1以上であること。</p> <p>口 経過時間 施設入所者生活介護の勤務条件 厚生労働大臣が定める基準 厚生労働省告示第29号4イロ イ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費を算定すべき指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準 第1号口(2)。</p>												
介護職員等ベースアップ等支援加算	○	加算	16/1000	<p>厚生労働大臣が定める基準(平成27年厚生労働省告示第95号)に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届出した指定訪問介護事業所が、利用者に対して指定訪問介護を行なう場合。</p> <p><平成27年厚生労働省告示第95号4の3></p> <p>イ 介護職員等の他の職員の賃金改善について、賃金改善に要する費用の見込額が介護職員等ベースアップ等支援加算の算定見込額を上回り、かつ、介護職員及びその他の職員のそれぞれについて賃金改善に要する費用の見込額の三分の二以上を基本給又は決まって毎月支払われる手当に充てる賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じること。</p> <p>ホ 訪問介護費における介護職員遇遇改善加算(1)から(3)までのいずれかを算定していること。</p>			介護職員等ベースアップ等支援加算	○	加算	16/1000	<p>厚生労働大臣が定める基準(平成27年厚生労働省告示第95号)に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届出した指定訪問介護事業所が、利用者に対して指定訪問介護を行なう場合。</p> <p><平成27年厚生労働省告示第95号4の3></p> <p>イ 介護職員等の他の職員の賃金改善について、賃金改善に要する費用の見込額が介護職員等ベースアップ等支援加算の算定見込額を上回り、かつ、介護職員及びその他の職員のそれぞれについて賃金改善に要する費用の見込額の三分の二以上を基本給又は決まって毎月支払われる手当に充てる賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じること。</p>									
介護職員等ベースアップ等支援加算Q&A				<p>介護職員等ベースアップ等支援加算の取扱いは介護職員遇遇改善支援補助金の取扱いに似つかない。</p> <p>背景のとおり。 介護職員等ベースアップ等支援加算の取扱いについては、介護職員遇遇改善支援補助金に関するQ&A vol.1~4)を参照すること。(令和5年度 VOL1 間1)</p> <p>介護職員等ベースアップ等支援加算について、加算額以上の賃金改善を実施しているものの、結果として、基本給又は決まって毎月支払われる手当による賃金改善額が、全体の賃金改善額の三分の二以上にならなかった場合、加算額を返還させる必要はある。</p>			<p>介護職員等ベースアップ等支援加算(以下「ペア加算」といいます)については、加算額以上の賃金改善を実施する場合、介護職員等の賃金改善の実施によって、厚生労働大臣が定める基準(平成27年厚生労働省告示第95号)に於いて、介護職員及びその他の職員のそれぞれについて、賃金改善に要する費用の三分の二以上を基本給又は決まって毎月支払われる手当(以下「ペア加算等」といいます)に充てる賃金改善計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じることを要件としている。このため、加算額以上の賃金改善を実施しているものの、利用者数の増加等によりペア加算の金額が賃金改善額で算定していった額を上回り、ペアアップ等による賃金改善額が、全体の賃金改善額の三分の二以上を基本給又は決まって毎月支払われる手当に充てる賃金改善額よりも賃金改善額を下回る場合、増額するべきであり、こうした指針が公報された場合、原則として、ペア加算の要件を満たさないもの、加算額の金額超過が公報された場合、金額超過が算定していった額を上回り、賃金規程の改定によるペアアップ等の増額が公報された場合、この限りではない。この場合、翌年度以降、同様の事情が生じないよう、賃金改善計画を立てる段階で、ペアアップ等による賃金改善額が、全体の賃金改善額の三分の二以上を超過するよう改定することが望ましいである。なお、以下の場合は、加算額以上の賃金改善が実施されることが必要である。(令和5年度 VOL2 間1)</p>									新設				

新								旧													
608 看護小規模多機能型居宅介護費								608 看護小規模多機能型居宅介護費													
加算・減算名	実施	体制	加算・減算	加算・減算適用要件				加算・減算名	実施	体制	加算・減算	加算・減算適用要件									
定員超過利用減算	<input type="radio"/>	○	減算	70/100	登録者の数が市町村長に提出した運営規程に定められる登録定員を超えた場合	定員超過利用減算	<input type="radio"/>	○	減算	70/100	登録者の数が市町村長に提出した運営規程に定められる登録定員を超えた場合	定員超過利用減算	<input type="radio"/>	○	減算	70/100					
人員基準欠如減算					従業者が指定地域密着型サービス基準に定める員数をおいていないこと。	人員基準欠如減算					従業者が指定地域密着型サービス基準に定める員数をおいていないこと。	人員基準欠如減算									
サテライト型看護小規模多機能型居宅介護事業所又は当該サテライト型看護小規模多機能型居宅介護事業所の本体事業所において、訪問看護体制減算を届出している場合					<平成18年3月31日老計発第0331005号 老振発第0331018号 第2の9(4)> ①サテライト型看護小規模多機能型居宅介護事業所又は当該サテライト型看護小規模多機能型居宅介護事業所の本体事業所においてある看護体制減算を届出している場合	サテ						<平成18年3月31日老計発第0331005号 老振発第0331018号 第2の9(4)> ①サテライト型看護小規模多機能型居宅介護事業所又は当該サテライト型看護小規模多機能型居宅介護事業所の本体事業所においてある看護体制減算を届出している場合	サテ								
介護職員等ベースアップ等支援加算	<input type="radio"/>		加算	17/1000	厚生労働大臣が定める基準(平成27年厚生労働省告示第95号)に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届出した指定訪問介護事業所が、利用者に対し、指定訪問介護を行った場合。 <平成27年厚生労働省告示第95号4の3> ノ 介護職員その他の職員の賃金改善について、賃金改善に要する費用の見込額が介護職員等ベースアップ等支援加算の算定見込額を上回り、かつ、介護職員及びその他の職員のそれぞれについて賃金改善に要する費用の見込額の三分の二以上を基本給又は決まって毎月支払われる手当に充てる賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていいこと。 訪問介護費における介護職員処遇改善加算(ⅠからⅢまで)のいずれかを算定していること。	介護職員等ベースアップ等支援加算	<input type="radio"/>		加算	17/1000	厚生労働大臣が定める基準(平成27年厚生労働省告示第95号)に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届出した指定訪問介護事業所が、利用者に対し、指定訪問介護を行った場合。 <平成27年厚生労働省告示第95号4の3> イ 介護職員その他の職員の賃金改善について、賃金改善に要する費用の見込額が介護職員等ベースアップ等支援加算の算定見込額を上回り、かつ、介護職員及びその他の職員のそれぞれについて賃金改善に要する費用の見込額の三分の二以上を基本給又は決まって毎月支払われる手当に充てる賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていいこと。 ホ 訪問介護費における介護職員処遇改善加算(ⅠからⅢまで)のいずれかを算定していること。	介護職員等ベースアップ等支援加算	<input type="radio"/>		加算	17/1000	介護職員等ベースアップ等支援加算	<input type="radio"/>		加算	17/1000
介護職員等ベースアップ等支援加算 Q&A					介護職員等ベースアップ等支援加算の取扱いは介護職員処遇改善支援補助金の取扱いに倣えよいか。 貴見のとおり。 介護職員等ベースアップ等支援加算の取扱いについては、介護職員処遇改善支援補助金に関するQ&A vol.1～4)を参照すること。(令和5年度 VOL1 問1)							新設									
					介護職員等ベースアップ等支援加算について、加算額以上の賃金改善を実施しているものの、結果として、基本給又は決まって毎月支払われる手当による賃金改善額が、全休の賃金改善額の三分の二以上にならなかった場合、加算額を返還させる必要はあるか。																

609 地域密着型通所介護費

609 地域密着型通所介護費

【地域密着型通所介護の加算・減算に関する要件 概要】

- 加算・減算に関する要件について、基本的に以下の3つにおいて規定しています。

報酬告示は加算・減算の基本的要件を示すもの、留意事項通知・Q&Aはこれを補足するものとして定められています。

① 報酬告示	「指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準」(平成18年3月14日厚生労働省告示第126号)
② 留意事項通知	「指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」(平成18年3月31日老若発第0331005号・老若発第0331018号)
③ Q&A	—

- 加算・減算によっては、以下において要件の詳細を規定しているものもあります。

④ 通所介護費等の算定方	「厚生労働大臣が定める利用者等の数の基準及び看護職員等の員数の基準並びに通所介護費等の算定方法」(平成12年2月10日厚生省告示第27号)
⑤ 利用者等告示	「厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者等」(平成27年3月23日厚生労働省告示第94号)
⑥ 大臣基準告示	「厚生労働大臣が定める基準」(平成27年3月23日厚生労働省告示第95号)
⑦ 区分支給限度基準額外	「介護保険法施行規則第六十八条第三項及び第八十七条第三項に規定する厚生労働大臣が定めるところにより算定した費用の額」(平成12年2月10日厚生省告示第38号)
⑧ 3%加算解釈通知	「通所介護等において感染症又は災害の発生を理由とする利用者数の減少が一定以上生じている場合の評価に係る基本的な考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」(令和3年3月16日老若発0316第4号・老若発0316第3号)
⑨ 個別機能訓練加算等解釈通知	「リハビリテーション・個別機能訓練・栄養管理及び口腔管理の実施に関する基本的な考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」(令和3年3月16日老若発0316第3号・老若発0316第2号)

- 上記通知等のうち、令和3年度介護報酬改定により改正があった要件等については、厚生労働省HP(以下URL)に掲載しています。

令和3年度介護報酬改定について https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000188411_00034.html

加算・減算名	実施	体制	加算・減算	加算・減算適用要件	加算・減算名	実施	体制	加算・減算	加算・減算適用要件
定員超過利用減算	—	—	減算 70／100	<p>【報酬告示】別表2の2 注1 イについて、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして市町村長に届け出た指定地域密着型通所介護事業所(指定地域密着型サービス基準第20条第1項に規定する指定地域密着型通所介護事業所をいう。以下同じ。)において、指定地域密着型通所介護(指定地域密着型サービス基準第19条に規定する指定地域密着型通所介護をいう。以下同じ。)を行った場合に、利用者の要介護状態区分に応じて、現に算出した時間でなく、地域密着型通所介護計画(指定地域密着型サービス基準第27条第1項に規定する地域密着型通所介護計画をいう。以下同じ。)に記載された内容の指定地域密着型通所介護を行なうに要する標準的な時間で、それぞれ所定単位数を算定する。ただし、利用者の数又は看護職員(看護師又は准看護師をいう。以下同じ。)若しくは介護職員の員数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合は、別に厚生労働大臣が定めるところにより算定する。</p> <p>【報酬告示】別表2の2 注2 イについて、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして市町村長に届け出た指定地域密着型通所介護事業所(指定地域密着型サービス基準第20条第1項に規定する指定地域密着型通所介護事業所をいう。以下同じ。)において、指定地域密着型通所介護(指定地域密着型サービス基準第19条に規定する指定地域密着型通所介護をいう。以下同じ。)を行った場合に、利用者の要介護状態区分に応じて、現に算出した時間でなく、地域密着型通所介護計画(指定地域密着型サービス基準第27条第1項に規定する地域密着型通所介護計画をいう。以下同じ。)に記載された内容の指定地域密着型通所介護を行なうに要する標準的な時間で、それぞれ所定単位数を算定する。ただし、利用者の数又は看護職員(看護師又は准看護師をいう。以下同じ。)若しくは介護職員の員数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合は、別に厚生労働大臣が定めるところにより算定する。</p>	<p>【報酬告示】別表2の2 注1 イについて、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして市町村長に届け出た指定地域密着型通所介護事業所(指定地域密着型サービス基準第20条第1項に規定する指定地域密着型通所介護事業所をいう。以下同じ。)において、指定地域密着型通所介護(指定地域密着型サービス基準第19条に規定する指定地域密着型通所介護をいう。以下同じ。)を行った場合に、利用者の要介護状態区分に応じて、現に算出した時間でなく、地域密着型通所介護計画(指定地域密着型サービス基準第27条第1項に規定する地域密着型通所介護計画をいう。以下同じ。)に記載された内容の指定地域密着型通所介護を行なうに要する標準的な時間で、それぞれ所定単位数を算定する。ただし、利用者の数又は看護職員(看護師又は准看護師をいう。以下同じ。)若しくは介護職員の員数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合は、別に厚生労働大臣が定めるところにより算定する。</p> <p>【報酬告示】別表2の2 注2 イについて、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして市町村長に届け出た指定地域密着型通所介護事業所(指定地域密着型サービス基準第20条第1項に規定する指定地域密着型通所介護事業所をいう。以下同じ。)において、指定地域密着型通所介護(指定地域密着型サービス基準第19条に規定する指定地域密着型通所介護をいう。以下同じ。)を行った場合に、利用者の要介護状態区分に応じて、現に算出した時間でなく、地域密着型通所介護計画(指定地域密着型サービス基準第27条第1項に規定する地域密着型通所介護計画をいう。以下同じ。)に記載された内容の指定地域密着型通所介護を行なうに要する標準的な時間で、それぞれ所定単位数を算定する。ただし、利用者の数又は看護職員(看護師又は准看護師をいう。以下同じ。)若しくは介護職員の員数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合は、別に厚生労働大臣が定めるところにより算定する。</p>	<p>【報酬告示】別表2の2 注1 イについて、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして市町村長に届け出た指定地域密着型通所介護事業所(指定地域密着型サービス基準第20条第1項に規定する指定地域密着型通所介護事業所をいう。以下同じ。)において、指定地域密着型通所介護(指定地域密着型サービス基準第19条に規定する指定地域密着型通所介護をいう。以下同じ。)を行った場合に、利用者の要介護状態区分に応じて、現に算出した時間でなく、地域密着型通所介護計画(指定地域密着型サービス基準第27条第1項に規定する地域密着型通所介護計画をいう。以下同じ。)に記載された内容の指定地域密着型通所介護を行なうに要する標準的な時間で、それぞれ所定単位数を算定する。ただし、利用者の数又は看護職員(看護師又は准看護師をいう。以下同じ。)若しくは介護職員の員数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合は、別に厚生労働大臣が定めるところにより算定する。</p> <p>【報酬告示】別表2の2 注2 イについて、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして市町村長に届け出た指定地域密着型通所介護事業所(指定地域密着型サービス基準第20条第1項に規定する指定地域密着型通所介護事業所をいう。以下同じ。)において、指定地域密着型通所介護(指定地域密着型サービス基準第19条に規定する指定地域密着型通所介護をいう。以下同じ。)を行った場合に、利用者の要介護状態区分に応じて、現に算出した時間でなく、地域密着型通所介護計画(指定地域密着型サービス基準第27条第1項に規定する地域密着型通所介護計画をいう。以下同じ。)に記載された内容の指定地域密着型通所介護を行なうに要する標準的な時間で、それぞれ所定単位数を算定する。ただし、利用者の数又は看護職員(看護師又は准看護師をいう。以下同じ。)若しくは介護職員の員数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合は、別に厚生労働大臣が定めるところにより算定する。</p>			
感染症又は災害の発生を理由とする利用者数の減少が一定以上生じている場合の基本報酬への加算	○	加算	3／100	<p>合計×3%より算定する。</p> <p>厚生労働大臣が定める利用者の数の基準</p> <p>感染症や災害によって利用延人員数の減少が生じた場合にあっては、基本的には一度3%加算を算定した際と別に別の感染症や災害を理由とする場合のみ、再度同額加算を算定する。ただし、利用延人員数が100分の5以上減少していることが必要である。算定方法の具体的なものは別途感染症や災害の影響により利用延人員数が減少した場合の基本報酬への3%加算 合404年度の取扱い)を参照されたい。(令和3年度介護報酬改定に関するQ&A(vol.3) (令和3年3月26日)問2)</p> <p>新型コロナウイルス感染症は、3%加算や規模区分の特例の対象となる感染症とされています。(※)が、令和5年度も引き続き同加算や特例の対象となる感染症と考えよい。</p> <p>(※)通所介護等において感染症又は災害の発生を理由とする利用者数の減少が一定以上生じている場合の評価に係る基本的な考え方方に並んで事務処理手順及び様式例の提示について(令和3年3月16日老若発0316第4号・老若発0316第3号)別紙1</p> <p>令和4年度中の利用延人員数の減少に基づき3%加算を算定した事業所が、令和5年度に再び同加算を算定することはできるか。</p> <p>(※)令和3年度介護報酬改定に関するQ&A(vol.3) (令和3年3月26日)問21</p>	<p>厚生労働大臣が定める利用者の数の基準</p> <p>感染症や災害によって利用延人員数の減少が生じた場合にあっては、基本的には一度3%加算を算定した際と別に別の感染症や災害を理由とする場合のみ、再度同額加算を算定する。ただし、利用延人員数が100分の5以上減少していることが必要である。算定方法の具体的なものは別途感染症や災害の影響により利用延人員数が減少した場合の基本報酬への3%加算 合404年度の取扱い)を参照されたい。(令和3年度介護報酬改定に関するQ&A(vol.3) (令和3年3月26日)問2)</p> <p>新型コロナウイルス感染症は、3%加算や規模区分の特例の対象となる感染症とされています。(※)が、令和5年度も引き続き同加算や特例の対象となる感染症と考えよい。</p> <p>(※)通所介護等において感染症又は災害の発生を理由とする利用者数の減少が一定以上生じている場合の評価に係る基本的な考え方方に並んで事務処理手順及び様式例の提示について(令和3年3月16日老若発0316第4号・老若発0316第3号)別紙1</p> <p>令和4年度中の利用延人員数の減少に基づき3%加算を算定した事業所が、令和5年度に再び同加算を算定することはできるか。</p> <p>(※)令和3年度介護報酬改定に関するQ&A(vol.3) (令和3年3月26日)問21</p>	<p>厚生労働大臣が定める利用者の数の基準</p> <p>感染症や災害によって利用延人員数の減少が生じた場合にあっては、基本的には一度3%加算を算定した際と別に別の感染症や災害を理由とする場合のみ、再度同額加算を算定する。ただし、利用延人員数が100分の5以上減少していることが必要である。算定方法の具体的なものは別途感染症や災害の影響により利用延人員数が減少した場合の基本報酬への3%加算 合404年度の取扱い)を参照されたい。(令和3年度介護報酬改定に関するQ&A(vol.3) (令和3年3月26日)問2)</p> <p>新型コロナウイルス感染症は、3%加算や規模区分の特例の対象となる感染症とされています。(※)が、令和5年度も引き続き同加算や特例の対象となる感染症と考えよい。</p> <p>(※)通所介護等において感染症又は災害の発生を理由とする利用者数の減少が一定以上生じている場合の評価に係る基本的な考え方方に並んで事務処理手順及び様式例の提示について(令和3年3月16日老若発0316第4号・老若発0316第3号)別紙1</p> <p>令和4年度における算定可能である。この場合、令和5年度の同加算の算定に当たっては、減少月の利用延人員数が、令和4年度の1月当たりの平均利用延人員数から100分の5以上減少していることが必要である。算定方法の具体的なものは別途感染症や災害の影響により利用延人員数が減少した場合の基本報酬への3%加算 合404年度の取扱い)を参照されたい。(令和3年度介護報酬改定に関するQ&A(vol.3) (令和3年3月26日)問2)</p>			

加算・減算名	実施	体制	加算・減算	加算・減算適用要件	加算・減算名	実施	体制	加算・減算	加算・減算適用要件					
介護職員等ベースアップ等支援加算	○	加算	11／1 000	<p>厚生労働大臣が定める基準(平成27年厚生労働省告示第95号)に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届出した指定訪問介護事業所が、利用者に対し、指定訪問介護を行った場合。</p> <p>イ 介護職員その他の職員の賃金改善について、賃金改善に要する費用の見込額が介護職員等ベースアップ等支援加算の算定見込額を上回り、かつ、介護職員及びその他の職員のそれぞれについて賃金改善に要する費用の見込額の三分の二以上を基本給又は決まって毎月支払われる手当に充てる賃金改善に該する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。</p> <p>ホ 訪問介護費における介護職員処遇改善加算(Ⅰ)から(Ⅲ)までのいずれかを算定していること。</p>	介護職員等ベースアップ等支援加算	○	加算	11／1 000	<p>厚生労働大臣が定める基準(平成27年厚生労働省告示第95号)に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届出した指定訪問介護事業所が、利用者に対し、指定訪問介護を行った場合。</p> <p>イ 介護職員その他の職員の賃金改善について、賃金改善に要する費用の見込額が介護職員等ベースアップ等支援加算の算定見込額を上回り、かつ、介護職員及びその他の職員のそれぞれについて賃金改善に要する費用の見込額の三分の二以上を基本給又は決まって毎月支払われる手当に充てる賃金改善に該する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。</p> <p>ホ 訪問介護費における介護職員処遇改善加算(Ⅰ)から(Ⅲ)までのいずれかを算定していること。</p>					
介護職員等ベースアップ等支援加算 Q&A				<p>[Q&A]</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">Q</th> <th style="text-align: center;">A</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">① 介護職員等ベースアップ等支援加算の取扱いは介護職員処遇改善 支援 補助金の取扱いに倣えよいか。</td> <td> <p>貴見のとおり。 介護職員等ベースアップ等支援加算の取扱いについては、介護職員処遇改善支援補助金に関するQ&A vol. 1～4)を参照すること。(令和5年度 VOL1 間)</p> </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">② 介護職員等ベースアップ等支援加算について、加算額以上の賃金改善を実施しているものの、結果として、基本給又は決まって毎月支払われる手当(以下「ベースアップ等」という。)に充てる賃金改善計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じることを要件としている。このため、加算額以上の賃金改善を実施しているものの、利用者の増加等によりベースアップ等の加算額が賃金改善計画で想定していた額を超過する場合は、ベースアップ等による賃金改善額が、その他の職員の賃金の三分の二以上を基本給又は決まって毎月支払われる手当に充てられる場合には、速やかに完全規程を改定し、ベースアップ等の増額を認めるべきであり、こうした措置が図らなかった場合、原則として、ベースアップの要件を満たさないため、加算額の全額返還が必要と考えられる。ただし、賃金改善期間の終盤に、予見できない事情でベースアップの加算額が賃金改善計画書で想定していた額を上回り、賃金規程の改定によるベースアップ等の増額が間に合わなかつたなど、合理的な事情が認められる場合は、この限りではない。この場合、翌年度以降、同様の事が生じないよう、賃金改善計画を立てる段階で、ベースアップ等による賃金改善見込額が、全体の賃金改善見込額の三分の二を超えるよう改定することが適当である。なお、いすれの場合で、加算額以上の賃金改善が実施されることは必要である。(令和5年度 VOL2 間)</td> </tr> </tbody> </table>	Q	A	① 介護職員等ベースアップ等支援加算の取扱いは介護職員処遇改善 支援 補助金の取扱いに倣えよいか。	<p>貴見のとおり。 介護職員等ベースアップ等支援加算の取扱いについては、介護職員処遇改善支援補助金に関するQ&A vol. 1～4)を参照すること。(令和5年度 VOL1 間)</p>	② 介護職員等ベースアップ等支援加算について、加算額以上の賃金改善を実施しているものの、結果として、基本給又は決まって毎月支払われる手当(以下「ベースアップ等」という。)に充てる賃金改善計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じることを要件としている。このため、加算額以上の賃金改善を実施しているものの、利用者の増加等によりベースアップ等の加算額が賃金改善計画で想定していた額を超過する場合は、ベースアップ等による賃金改善額が、その他の職員の賃金の三分の二以上を基本給又は決まって毎月支払われる手当に充てられる場合には、速やかに完全規程を改定し、ベースアップ等の増額を認めるべきであり、こうした措置が図らなかった場合、原則として、ベースアップの要件を満たさないため、加算額の全額返還が必要と考えられる。ただし、賃金改善期間の終盤に、予見できない事情でベースアップの加算額が賃金改善計画書で想定していた額を上回り、賃金規程の改定によるベースアップ等の増額が間に合わなかつたなど、合理的な事情が認められる場合は、この限りではない。この場合、翌年度以降、同様の事が生じないよう、賃金改善計画を立てる段階で、ベースアップ等による賃金改善見込額が、全体の賃金改善見込額の三分の二を超えるよう改定することが適当である。なお、いすれの場合で、加算額以上の賃金改善が実施されることは必要である。(令和5年度 VOL2 間)					<p>新設</p>
Q	A													
① 介護職員等ベースアップ等支援加算の取扱いは介護職員処遇改善 支援 補助金の取扱いに倣えよいか。	<p>貴見のとおり。 介護職員等ベースアップ等支援加算の取扱いについては、介護職員処遇改善支援補助金に関するQ&A vol. 1～4)を参照すること。(令和5年度 VOL1 間)</p>													
② 介護職員等ベースアップ等支援加算について、加算額以上の賃金改善を実施しているものの、結果として、基本給又は決まって毎月支払われる手当(以下「ベースアップ等」という。)に充てる賃金改善計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じることを要件としている。このため、加算額以上の賃金改善を実施しているものの、利用者の増加等によりベースアップ等の加算額が賃金改善計画で想定していた額を超過する場合は、ベースアップ等による賃金改善額が、その他の職員の賃金の三分の二以上を基本給又は決まって毎月支払われる手当に充てられる場合には、速やかに完全規程を改定し、ベースアップ等の増額を認めるべきであり、こうした措置が図らなかった場合、原則として、ベースアップの要件を満たさないため、加算額の全額返還が必要と考えられる。ただし、賃金改善期間の終盤に、予見できない事情でベースアップの加算額が賃金改善計画書で想定していた額を上回り、賃金規程の改定によるベースアップ等の増額が間に合わなかつたなど、合理的な事情が認められる場合は、この限りではない。この場合、翌年度以降、同様の事が生じないよう、賃金改善計画を立てる段階で、ベースアップ等による賃金改善見込額が、全体の賃金改善見込額の三分の二を超えるよう改定することが適当である。なお、いすれの場合で、加算額以上の賃金改善が実施されることは必要である。(令和5年度 VOL2 間)														

新

701 介護予防認知症対応型通所介護費

【介護予防認知症対応型通所介護の加算・減算に関する要件 概要】

- 加算・減算に関する要件については、基本的に以下の3つにおいて規定しています

報酬告示は加算・減算の基本的要件を示すもの、留意事項通知・Q & Aはこれを補足するものとして定められています

① 報酬公告	「指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準」(平成18年3月14日厚生労働省告示第128号)
② 留意事項通知	「指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」(平成18年3月31日老若発第0331005号・老若振第0331005号・老若発第0331018号) ※ 同通知第3の規定により、指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の相当単位数における取扱いを参照。
③ Q & A	—

- 加算・減算によっては、以下において要件の詳細を規定しているものもあります。

④ 通所介護費等の算定方法	「厚生労働大臣が定める利用者等の数の基準及び看護職員等の員数の基準並びに通所介護費等の算定方法」(平成12年2月10日厚生省告示第27号)
⑤ 利用者等告示	「厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者等」(平成27年3月23日厚生労働省告示第94号)
⑥ 大臣基準告示	「厚生労働大臣が定める基準」(平成27年3月23日厚生労働省告示第95号)
⑦ 区分支給限度基準額外告示	「介護保険法施行規則第六十八条第三項及び第八十七条第三項に規定する厚生労働大臣が定めるところにより算定した費用の額」(平成12年2月10日厚生省告示第38号)
⑧ 3%加算解釈通知	「通所介護等において感染症又は災害の発生を理由とする利用者数の減少が一定以上生じている場合の評価に係る基本的な考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」(令和3年3月16日老健発0316第4号・老発0316第3号)
⑨ 個別機能訓練加算等解釈通知	「リハビリテーション・個別機能訓練、栄養管理及び口腔管理の実施に関する基本的な考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」(令和3年3月16日老健発0316第3号・老発0316第2号)

○ 上記通知等のうち、令和3年度介護報酬改定により改正があった要件等については、厚生労働省HP(以下URL)に掲載しています。

令和3年度介護報酬改定について https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000188411_00034.html

1

701 介護予防認知症対応型通所介護費

【介護予防認知症対応型通所介護の加算・減算に関する要件 概要】

- 加算・減算に関する要件については、基本的に以下の3つにおいて規定しています。

報酬告示は加算・減算の基本的要件を示すもの、留意事項通知・Q & Aはこれを補足するものとして定められています

① 報酬告示	「指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準」(平成18年3月14日厚生労働省告示第128号)
② 留意事項通知	「指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」(平成18年3月31日老癡第0331005号・老振癡第0331005号・老癡癡第0331018号) ※ 同通知第3の規定により、指定地域密着型サービス介護給付単位数表の相当単位数における取扱いを参照。
③ Q & A	—

- 加算・減算によっては、以下において要件の詳細を規定しているものもあります。

 - ④ 通所介護費等の算定方〔厚生労働大臣が定める利用者等の数の基準及び看護職員等の員数の基準並びに通所介護費等の算定方法〕(平成12年2月10日厚生省告示第27号)
 - ⑤ 利用者等告示 「厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者等」(平成27年3月23日厚生労働省告示第94号)
 - ⑥ 大臣基準告示 「厚生労働大臣が定めたる基準」(平成27年3月23日厚生労働省告示第95号)
 - ⑦ 区分支給限度基準額告示 「小額保険法施行規則第六十八条第三項及び第八十七条第三項に規定する厚生労働大臣が定めるところにより算定した費用の額」(平成12年2月10日厚生省告示第38号)
 - ⑧ 3%加算解釈通知 「通所介護等において感染症又は災害の発生を理由とする利用者数の減少が一定以上生じている場合の評価に係る基本的な考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」(令和3年3月16日老若栄316第4号・老若栄316第3号)
 - ⑨ 個別機能訓練加算等解釈通知 「ハビリテーション・個別機能訓練、栄養管理及び口腔管理の実施に関する基本的な考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」(令和3年3月16日老若栄316第3号・老若栄316第2号)

○ 上記通知等のうち、令和3年度介護報酬改定により改正があった要件等については、厚生労働省HP(以下URL)に掲載しています。

令和3年度介護報酬改定について https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000188411_00034.html

加算・減算名	実施	体制	加算・減算	加算・減算適用要件																										
定員超過利用減算	-	-	減算 70／100	<p>【報酬公示】別表1 第1点 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして市町村長(特別区の区長を含む。以下同じ。)に届け出た単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所(指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準)平成18年厚生労働省令第36号。以下「指定地域密着型介護予防サービス」という。)第5条第1項に規定する単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所(指定地域密着型介護予防サービス基準第3条第1項に規定する共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所をいう。以下同じ。)に届け出た単独型・併設型介護予防認知症対応型通所介護事業所(指定地域密着型介護予防サービス基準第3条第1項に規定する共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所をいう。以下同じ。)に届け出た場合</p>																										
感染症又は災害の発生を理由とする利用者数の減少が一定以上生じている場合の基本報酬への加算	○	加算	3／100	<p>⑭ 厚生労働大臣が定める利用者の数の基準</p> <p>感染症や災害によって利用延人員数の減少が生じた場合においては、基本的に一度3%加算を算定した際は別の感染症や災害を事由とする場合のみ、再度同加算を算定することが可能であるとされている(※)が、令和3年度中の利用延人員数の減少に基づき同加算を算定した事業所が、令和4年度に再び同加算を算定することはできるか。</p> <p>(※)令和3年度介護報酬改定に関するQ&A(vol.3)(令和3年2月26日)問21</p> <p>⑮ 新型コロナウイルス感染症は、3%加算や規模区分の特例の対象となる感染症とされている(※)が、令和5年度も引き続き同加算や特例の対象となる感染症と考えてよいか。</p> <p>(※)通所介護等において感染症又は災害の発生を理由とする利用者数の減少が一定以上生じている場合の評価に関する基本的な考え方並びに事務処理手順及び様式等の掲示について(令和3年3月16日老認発0316 第4号・老老発0316 第3号)別紙1</p> <p>⑯ 令和4年度中の利用延人員数の減少に基づき3%加算を算定した事業所が、令和5年度に再び同加算を算定することはできるか。</p>																										
				<p>可能である。この場合、令和4年度の算定にあたっては、減少月の利用延人員数が、令和3年度の1月当りの平均利用延人員数から100分の5以上減少していることが必要である。算定方法の具体例は別添(感染症や災害の影響により利用延人員数が減少した場合の基本報酬への3%加算 令和4年度の取扱い)を参照されたい。(令和3年度介護報酬改定Q&A vol.11 間2)</p> <p>新型コロナウイルス感染症は、3%加算や規模区分の特例の対象となる感染症である。なお、年度途中に同加算や特例の対象外にすることができる場合は、事務連絡によりお示しする。(令和3年度介護報酬改定に関するQ&A(vol.13)(令和2年2月15日)問1)</p> <p>令和5年度においても算定可能である。この場合、令和5年度の同加算の算定にあたっては、減少月の利用延人員数が、令和4年度の1月当りの平均利用延人員数から100分の5以上減少していることが必要である。算定方法の具体例は別添を参照されたい。(令和3年度介護報酬改定に関するQ&A(vol.13)(令和5年2月15日)問2)</p> <p>報酬額や支給月における利用延人員数が減少した場合の基本報酬への3%加算(令和5年度の取扱い)</p> <p>利用延人員数が3%加算の対象となる場合によると、令和5年度の利用延人員数が、令和4年度の1月当りの平均利用延人員数から100分の5以上減少している場合は、3%加算が算定される。ただし、令和5年度の1月当りの平均利用延人員数が、令和4年度の1月当りの平均利用延人員数から100分の5以上減少していない場合は、3%加算は算定されない。</p> <p>報酬額変動率の割合</p> <p>令和5年度における報酬額変動率の割合は、令和4年度の1月当りの平均利用延人員数と令和5年度の1月当りの平均利用延人員数との差を令和4年度の1月当りの平均利用延人員数で割った値である。</p> <table border="1"> <tr> <td>令和5年度</td> <td>4月</td> <td>5月</td> <td>6月</td> <td>7月</td> <td>8月</td> <td>9月</td> <td>10月</td> <td>11月</td> <td>12月</td> <td>1月</td> <td>2月</td> <td>3月</td> </tr> <tr> <td>報酬額変動率</td> <td>10%</td> </tr> </table> <p>算定方法</p> <p>令和5年度における報酬額変動率の割合を算定するには、令和4年度の1月当りの平均利用延人員数と令和5年度の1月当りの平均利用延人員数との差を令和4年度の1月当りの平均利用延人員数で割った値を算定する。</p> <p>算定結果</p> <p>令和5年度における報酬額変動率の割合を算定するには、令和4年度の1月当りの平均利用延人員数と令和5年度の1月当りの平均利用延人員数との差を令和4年度の1月当りの平均利用延人員数で割った値を算定する。</p> <p>内訳表</p> <p>令和5年度における報酬額変動率の割合を算定するには、令和4年度の1月当りの平均利用延人員数と令和5年度の1月当りの平均利用延人員数との差を令和4年度の1月当りの平均利用延人員数で割った値を算定する。</p> <p>内訳表</p> <p>令和5年度における報酬額変動率の割合を算定するには、令和4年度の1月当りの平均利用延人員数と令和5年度の1月当りの平均利用延人員数との差を令和4年度の1月当りの平均利用延人員数で割った値を算定する。</p>	令和5年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	報酬額変動率	10%	10%	10%	10%	10%	10%	10%	10%	10%	10%	10%	10%
令和5年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月																		
報酬額変動率	10%	10%	10%	10%	10%	10%	10%	10%	10%	10%	10%	10%																		

加算・減算名	実施	体制	加算・減算	加算・減算適用要件				
定員超過利用減算	-	-	減算 70／100	<p>【報酬告示】別表1 注1 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして市町村長(特別区の区長を含む。以下同じ。)に届け出た単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所(指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービス基準)による介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成18年厚生労働省令第36号。以下「指定地域密着型介護予防サービス基準」という。)第5条第1項に規定する単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所をいう。以下同じ。)又は共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所(指定地域密着型介護予防サービス基準第8条第1項に規定する共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所をいう。以下同じ。)に厚生労働大臣が定める利用者の数の基準に該当する場合、定めるところによること。</p>				
感染症又は災害の発生を理由とする利用者数の減少が一定以上生じている場合の基本報酬への加算	○	加算	3／100	<table border="1"> <thead> <tr> <th>厚生労働大臣が定める利用者の数の基準</th> <th>厚生労働大臣が定める介護予防認知症対応型通所介護費の算定方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(14) 感染症や災害によって利用延人員数の減少が生じた場合にあっては、基本的に一度3%加算を算定した際とは別の感染症や災害を理由とする場合にのみ、再度同加算を算定することが可能であるとされている(※)が、令和3年度中の利用延人員数の減少に基づき同加算を算定した事業所が、令和4年度に再び同加算を算定することはできるか。 (※)令和3年度介護報酬改定に関するQ&A(vol.3)(令和3年3月26日)問21</td> <td>可能である。この場合、令和4年度の算定にあたっては、減少月の利用延人員数が、令和3年度の1月当たりの平均利用延人員数から100分の5以上減少していることが必要である。算定方法の具体的例は別添(感染症や災害の影響により利用延人員数が減少した場合の基本報酬への3%加算 令和4年度の取扱い)を参照されたい。(令和3年度介護報酬改定Q & A vol.11 開2)</td> </tr> </tbody> </table>	厚生労働大臣が定める利用者の数の基準	厚生労働大臣が定める介護予防認知症対応型通所介護費の算定方法	(14) 感染症や災害によって利用延人員数の減少が生じた場合にあっては、基本的に一度3%加算を算定した際とは別の感染症や災害を理由とする場合にのみ、再度同加算を算定することが可能であるとされている(※)が、令和3年度中の利用延人員数の減少に基づき同加算を算定した事業所が、令和4年度に再び同加算を算定することはできるか。 (※)令和3年度介護報酬改定に関するQ&A(vol.3)(令和3年3月26日)問21	可能である。この場合、令和4年度の算定にあたっては、減少月の利用延人員数が、令和3年度の1月当たりの平均利用延人員数から100分の5以上減少していることが必要である。算定方法の具体的例は別添(感染症や災害の影響により利用延人員数が減少した場合の基本報酬への3%加算 令和4年度の取扱い)を参照されたい。(令和3年度介護報酬改定Q & A vol.11 開2)
厚生労働大臣が定める利用者の数の基準	厚生労働大臣が定める介護予防認知症対応型通所介護費の算定方法							
(14) 感染症や災害によって利用延人員数の減少が生じた場合にあっては、基本的に一度3%加算を算定した際とは別の感染症や災害を理由とする場合にのみ、再度同加算を算定することが可能であるとされている(※)が、令和3年度中の利用延人員数の減少に基づき同加算を算定した事業所が、令和4年度に再び同加算を算定することはできるか。 (※)令和3年度介護報酬改定に関するQ&A(vol.3)(令和3年3月26日)問21	可能である。この場合、令和4年度の算定にあたっては、減少月の利用延人員数が、令和3年度の1月当たりの平均利用延人員数から100分の5以上減少していることが必要である。算定方法の具体的例は別添(感染症や災害の影響により利用延人員数が減少した場合の基本報酬への3%加算 令和4年度の取扱い)を参照されたい。(令和3年度介護報酬改定Q & A vol.11 開2)							

加算・減算名	実施	体制	加算・減算	加算・減算適用要件	加算・減算名	実施	体制	加算・減算	加算・減算適用要件						
介護職員等ベースアップ等支援加算	○	加算	23／1 000	厚生労働大臣が定める基準(平成27年厚生労働省告示第95号)に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届出した指定訪問介護事業所が、利用者に対し、指定訪問介護を行った場合。 <平成27年厚生労働省告示第95号4の3> イ 介護職員等の他の職員の賃金改善について、賃金改善に要する費用の見込額が介護職員等ベースアップ等支援加算の算定見込額を上回り、かつ、介護職員及びその他の職員のそれぞれについて賃金改善に要する費用の見込額の三分の二以上を基本給又は決まって毎月支払われる手当に充てる賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。 ホ 訪問介護費における介護職員処遇改善加算(ⅠからⅣ)までのいずれかを算定していること。	介護職員等ベースアップ等支援加算	○	加算	23／1 000	厚生労働大臣が定める基準(平成27年厚生労働省告示第95号)に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届出した指定訪問介護事業所が、利用者に対し、指定訪問介護を行った場合。 <平成27年厚生労働省告示第95号4の3> イ 介護職員等の他の職員の賃金改善について、賃金改善に要する費用の見込額が介護職員等ベースアップ等支援加算の算定見込額を上回り、かつ、介護職員及びその他の職員のそれぞれについて賃金改善に要する費用の見込額の三分の二以上を基本給又は決まって毎月支払われる手当に充てる賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。 ホ 訪問介護費における介護職員処遇改善加算(ⅠからⅣ)までにいずれかを算定していること。						
介護職員等ベースアップ等支援加算 Q&A			[Q&A]	<table border="1"> <thead> <tr> <th style="background-color: #cccccc;">Q</th> <th style="background-color: #cccccc;">A</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>① 介護職員等ベースアップ等支援加算の取扱いは介護職員処遇改善支援補助金の取扱いに岱ればよいか。</td><td>貴見のとおり。 介護職員等ベースアップ等支援加算の取扱いについては、介護職員処遇改善支援補助金に関するQ&A vol. 1～4)を参照すること。(令和5年度 VOL1 問1)</td></tr> <tr> <td>② 介護職員等ベースアップ等支援加算について、加算額以上の賃金改善を実施しているものの、結果として、基本給又は決まって毎月支払われる手当による賃金改善額が、全体の賃金改善額の三分の二以上にならなかつた場合、加算額を返還させる必要はあるか。</td><td>介護職員等ベースアップ等支援加算(以下「ペア加算」という。)については、加算額以上の賃金改善の実施に加えて、厚生労働大臣が定める基準(平成27年厚生労働大臣告示第95号)において、介護職員及びその他の職員のそれぞれについて、賃金改善に要する費用の額の三分の二以上を基本給又は決まって毎月支払われる手当(以下「ベースアップ等」という。)に充てる賃金改善計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じることを要件としている。このため、加算額以上の賃金改善を実施しているものの、利用者数の増加等によりペア加算の加算額が賃金改善計画で想定していた額を上回り、ベースアップ等による賃金改善額が、全体の賃金改善額の三分の二以上にならなかつた場合には、速やかに賃金規制を改定してベースアップ等の増額を図るべきであり、こうした措置が図られなかつた場合、原則として、ペア加算の要件を満たさないため、加算額の全額返還が必要と考えられる。ただし、賃金改善期間の終盤に、予見できない事情でペア加算の加算額が賃金改善計画書で想定していた額を上回り、賃金規制の改定によるベースアップ等の増額が間に合わなかつたなど、合理的な事情が認められる場合は、この限りではない。この場合、翌年度以降、同様の事態が生じないよう、賃金改善計画を立てる段階で、ベースアップ等による賃金改善見込額が、全体の賃金改善見込額の三分の二を大きく超えるよう設定することが適当である。なお、いずれの場合であっても、加算額以上の賃金改善が実施されることは必要である。(令和5年度 VOL2 問1)</td></tr> </tbody> </table>	Q	A	① 介護職員等ベースアップ等支援加算の取扱いは介護職員処遇改善支援補助金の取扱いに岱ればよいか。	貴見のとおり。 介護職員等ベースアップ等支援加算の取扱いについては、介護職員処遇改善支援補助金に関するQ&A vol. 1～4)を参照すること。(令和5年度 VOL1 問1)	② 介護職員等ベースアップ等支援加算について、加算額以上の賃金改善を実施しているものの、結果として、基本給又は決まって毎月支払われる手当による賃金改善額が、全体の賃金改善額の三分の二以上にならなかつた場合、加算額を返還させる必要はあるか。	介護職員等ベースアップ等支援加算(以下「ペア加算」という。)については、加算額以上の賃金改善の実施に加えて、厚生労働大臣が定める基準(平成27年厚生労働大臣告示第95号)において、介護職員及びその他の職員のそれぞれについて、賃金改善に要する費用の額の三分の二以上を基本給又は決まって毎月支払われる手当(以下「ベースアップ等」という。)に充てる賃金改善計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じることを要件としている。このため、加算額以上の賃金改善を実施しているものの、利用者数の増加等によりペア加算の加算額が賃金改善計画で想定していた額を上回り、ベースアップ等による賃金改善額が、全体の賃金改善額の三分の二以上にならなかつた場合には、速やかに賃金規制を改定してベースアップ等の増額を図るべきであり、こうした措置が図られなかつた場合、原則として、ペア加算の要件を満たさないため、加算額の全額返還が必要と考えられる。ただし、賃金改善期間の終盤に、予見できない事情でペア加算の加算額が賃金改善計画書で想定していた額を上回り、賃金規制の改定によるベースアップ等の増額が間に合わなかつたなど、合理的な事情が認められる場合は、この限りではない。この場合、翌年度以降、同様の事態が生じないよう、賃金改善計画を立てる段階で、ベースアップ等による賃金改善見込額が、全体の賃金改善見込額の三分の二を大きく超えるよう設定することが適当である。なお、いずれの場合であっても、加算額以上の賃金改善が実施されることは必要である。(令和5年度 VOL2 問1)					新設
Q	A														
① 介護職員等ベースアップ等支援加算の取扱いは介護職員処遇改善支援補助金の取扱いに岱ればよいか。	貴見のとおり。 介護職員等ベースアップ等支援加算の取扱いについては、介護職員処遇改善支援補助金に関するQ&A vol. 1～4)を参照すること。(令和5年度 VOL1 問1)														
② 介護職員等ベースアップ等支援加算について、加算額以上の賃金改善を実施しているものの、結果として、基本給又は決まって毎月支払われる手当による賃金改善額が、全体の賃金改善額の三分の二以上にならなかつた場合、加算額を返還させる必要はあるか。	介護職員等ベースアップ等支援加算(以下「ペア加算」という。)については、加算額以上の賃金改善の実施に加えて、厚生労働大臣が定める基準(平成27年厚生労働大臣告示第95号)において、介護職員及びその他の職員のそれぞれについて、賃金改善に要する費用の額の三分の二以上を基本給又は決まって毎月支払われる手当(以下「ベースアップ等」という。)に充てる賃金改善計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じることを要件としている。このため、加算額以上の賃金改善を実施しているものの、利用者数の増加等によりペア加算の加算額が賃金改善計画で想定していた額を上回り、ベースアップ等による賃金改善額が、全体の賃金改善額の三分の二以上にならなかつた場合には、速やかに賃金規制を改定してベースアップ等の増額を図るべきであり、こうした措置が図られなかつた場合、原則として、ペア加算の要件を満たさないため、加算額の全額返還が必要と考えられる。ただし、賃金改善期間の終盤に、予見できない事情でペア加算の加算額が賃金改善計画書で想定していた額を上回り、賃金規制の改定によるベースアップ等の増額が間に合わなかつたなど、合理的な事情が認められる場合は、この限りではない。この場合、翌年度以降、同様の事態が生じないよう、賃金改善計画を立てる段階で、ベースアップ等による賃金改善見込額が、全体の賃金改善見込額の三分の二を大きく超えるよう設定することが適当である。なお、いずれの場合であっても、加算額以上の賃金改善が実施されることは必要である。(令和5年度 VOL2 問1)														

新				旧						
702 介護予防小規模多機能型居宅介護費				702 介護予防小規模多機能型居宅介護費						
加算・減算名	実施	体制	加算・減算	加算・減算適用要件	加算・減算名	実施	体制	加算・減算	加算・減算適用要件	
登録定員超過減算	<input checked="" type="radio"/>	減算	70/100	登録者の数が市町村長に届け出た運営規程に定められている登録定員を超えた場合	登録定員超過減算	<input checked="" type="radio"/>	減算	70/100	登録者の数が市町村長に届け出た運営規程に定められている登録定員を超えた場合	
人員基準欠如減算				従業者を指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準に定める員数を置いていないこと	人員基準欠如減算				従業者を指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準に定める員数を置いていないこと	
小規模多機能型居宅介護事業所の介護支援専門員を非常勤として配置している場合、非常勤として勤務している時間帯以外の時間帯に、居宅介護支援事業所の介護支援専門員を非常勤として配置して、居宅介護支援事業所の介護支援専門員やグループホームの計画作成等の業務を行っている場合、(平1b)、ないときは、(半1c)、(半1d)、(半1e)				小規模多機能型居宅介護事業所の介護支援専門員が行うことになっている業務を適切に行なうことができる場合、(平1b)、ないときは、(半1c)、(半1d)、(半1e)	小規模多機能型居宅介護事業所の介護支援専門員を非常勤として配置している場合、非常勤として勤務している時間帯以外の時間帯に、居宅介護支援事業所の介護支援専門員やグループホームの計画作成等の業務を行っている場合、(平1b)、ないときは、(半1c)、(半1d)、(半1e)				小規模多機能型居宅介護事業所の介護支援専門員が行うことになっている業務を適切に行なうことができる場合、(平1b)、ないときは、(半1c)、(半1d)、(半1e)	
介護職員等ベースアップ等支援加算	<input checked="" type="radio"/>	加算	17/1000	厚生労働大臣が定める基準(平成27年厚生労働省告示第95号)に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届出した指定訪問介護事業所が、利用者に対し、指定訪問介護を行った場合。 <平成27年厚生労働省告示第95号4の3> イ 介護職員その他の職員の賃金改善について、賃金改善に要する費用の見込額が介護職員等ベースアップ等支援加算の算定見込額を上回り、かつ、介護職員及びその他の職員のそれをについて賃金改善に要する費用の見込額の三分の二以上を基本給又は決まって毎月支払われる手当に充てる賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。 ホ 訪問介護費における介護職員処遇改善加算(Ⅰ)から(Ⅲ)までのいずれかを算定していること。	介護職員等ベースアップ等支援加算	<input checked="" type="radio"/>	加算	17/1000	厚生労働大臣が定める基準(平成27年厚生労働省告示第95号)に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届出した指定訪問介護事業所が、利用者に対し、指定訪問介護を行った場合。 <平成27年厚生労働省告示第95号4の3> イ 介護職員その他の職員の賃金改善について、賃金改善に要する費用の見込額が介護職員等ベースアップ等支援加算の算定見込額を上回り、かつ、介護職員及びその他の職員のそれをについて賃金改善に要する費用の見込額の三分の二以上を基本給又は決まって毎月支払われる手当に充てる賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。 ホ 訪問介護費における介護職員処遇改善加算(Ⅰ)から(Ⅲ)までのいずれかを算定していること。	
介護職員等ベースアップ等支援加算の取扱いは介護職員処遇改善 支援補助金の 取扱いに倣えよいか。 介護職員等ベースアップ等支援加算の取扱いについては、介護職員処遇改善支援補助金に付するQ&A vol.1～4)を参照すること。(令和5年度 VOL1 問1)				貴見のとおり。 介護職員等ベースアップ等支援加算の取扱いについては、介護職員処遇改善支援補助金に付するQ&A vol.1～4)を参照すること。(令和5年度 VOL1 問1)	新設					
介護職員等ベースアップ等支援加算について、加算額以上の賃金改善を実施しているものの、結果として、基本給又は決まって毎月支払われる手当による賃金改善額が、全額の賃金改善額の三分の二以上にならなかった場合、加算額を返還させる必要はあるか。				介護職員等ベースアップ等支援加算(以下「ベースアップ」という。)については、加算額以上の賃金改善の実施に加えて、厚生労働大臣が定める基準(平成27年厚生労働省告示第95号)において、介護職員及びその他の職員のそれぞれについて、賃金改善に要する費用の額の三分の二以上を基本給又は決まって毎月支払われる手当(以下「ベースアップ等」という。)に充てる賃金改善計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じることを要件としている。このため、加算額以上の賃金改善を実施しているものの、利用者数の増加等によりベースアップ加算の加算額が賃金改善計画で想定していた額を上回り、ベースアップ等による賃金改善額が、全額の賃金改善額の三分の二以上にならなかった場合には、追加で賃金規程を改定しベースアップ等の増額を図るべきであり、こうした措置が図られなかった場合、原則として、ベースアップの要件を満たさないため、加算額の全額返還が必要と考えられる。ただし、賃金改善期間の終盤に、予見できない事情でベースアップ加算の加算額が賃金改善計画で想定していた額を上回り、賃金規程の改定によるベースアップ等の増額が間に合わなかったなど、合理的な事情が認められる場合は、これ限りではない。この場合、翌年度以降、同様の事態が生じないよう、賃金改善計画を立てる段階で、ベースアップ等による賃金改善見込額が、全額の賃金改善見込額の三分の二を大きく超えるよう設定することが適当である。なお、いずれの場合であっても、加算額以上の賃金改善が実施されること必要である。(令和5年度 VOL2 問1)						

新							旧						
703 介護予防認知症対応型共同生活介護費							703 介護予防認知症対応型共同生活介護費						
加算・減算名	実施	体制	加算・減算	加算・減算適用要件			加算・減算名	実施	体制	加算・減算	加算・減算適用要件		
夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合			減算 97/100	厚生労働大臣が定める夜勤を行なう職員の勤務条件に関する基準(平成12年厚生省告示第29号)を満たさない場合 <平成12年厚生省告示第29号第10号> 第3号の規定を準用する。 <平成12年厚生省告示第29号第9号> <平成12年厚生労働省令第34号、第90条第1項に規定する介護従業者をいう。)の数が、当該事業所を構成する共同生活住居(介護保険法(平成9年法律第123号)第8条第20項に規定する共同生活を営むべき住居をいう。)ごとに以上である。ただし、同令第90条第1項ただし書の規定が適用される場合には、当該ただし書に規定する必要な数以上である。	夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 <平成12年厚生省告示第29号第10号> 第3号の規定を準用する。 <平成12年厚生省告示第29号第9号> <平成12年厚生労働省令第34号、第90条第1項に規定する介護従業者をいう。)の数が、当該事業所を構成する共同生活住居(介護保険法(平成9年法律第123号)第8条第20項に規定する共同生活を営むべき住居をいう。)ごとに以上である。ただし、同令第90条第1項ただし書の規定が適用される場合には、当該ただし書に規定する必要な数以上である。	減算 97/100	厚生労働大臣が定める夜勤を行なう職員の勤務条件に関する基準(平成12年厚生省告示第29号)を満たさない場合 <平成12年厚生省告示第29号第10号> 第3号の規定を準用する。 <平成12年厚生省告示第29号第9号> <平成12年厚生労働省令第34号、第90条第1項に規定する介護従業者をいう。)の数が、当該事業所を構成する共同生活住居(介護保険法(平成9年法律第123号)第8条第20項に規定する共同生活を営むべき住居をいう。)ごとに以上であること。ただし、同令第90条第1項ただし書の規定が適用される場合には、当該ただし書に規定する必要な数以上である。	今回の基準改正により、 ● 介護予防認知症対応型共同生活介護事業所の「 ● 介護職員等ベースアップ等支援加算」 ● 介護職員等の他の職員の賃金改善について、賃金改善に要する費用の見込額が介護職員等ベースアップ等支援加算の算定見込額を上回り、かつ、介護職員及びその他の職員のそれについて賃金改善に要する費用の見込額の三分の二以上を基本給又は決まって毎月支払われる手当に充てる賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。 ホ 訪問介護費における介護職員処遇改善加算(1からⅢ)までのいずれかを算定していること。	今回の基準改正により、 ● 介護予防認知症対応型共同生活介護事業所の「 ● 介護職員等ベースアップ等支援加算」 ● 介護職員等の他の職員の賃金改善について、賃金改善に要する費用の見込額が介護職員等ベースアップ等支援加算の算定見込額を上回り、かつ、介護職員及びその他の職員のそれについて賃金改善に要する費用の見込額の三分の二以上を基本給又は決まって毎月支払われる手当に充てる賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。 ホ 訪問介護費における介護職員処遇改善加算(1からⅢ)までのいずれかを算定していること。	今回の基準改正により、 ● 介護予防認知症対応型共同生活介護事業所の「 ● 介護職員等ベースアップ等支援加算」 ● 介護職員等の他の職員の賃金改善について、賃金改善に要する費用の見込額が介護職員等ベースアップ等支援加算の算定見込額を上回り、かつ、介護職員及びその他の職員のそれについて賃金改善に要する費用の見込額の三分の二以上を基本給又は決まって毎月支払われる手当に充てる賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。 ホ 訪問介護費における介護職員処遇改善加算(1からⅢ)までのいずれかを算定していること。	今回の基準改正により、 ● 介護予防認知症対応型共同生活介護事業所の「 ● 介護職員等ベースアップ等支援加算」 ● 介護職員等の他の職員の賃金改善について、賃金改善に要する費用の見込額が介護職員等ベースアップ等支援加算の算定見込額を上回り、かつ、介護職員及びその他の職員のそれについて賃金改善に要する費用の見込額の三分の二以上を基本給又は決まって毎月支払われる手当に充てる賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。 ホ 訪問介護費における介護職員処遇改善加算(1からⅢ)までのいずれかを算定していること。		
介護職員等ベースアップ等支援加算	○	加算 23/1000	厚生労働大臣が定める基準(平成27年厚生労働省告示第95号)に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県効率に届出した指定訪問介護事業所が、利用者に対し、指定訪問介護を行った場合。 <平成27年厚生労働省告示第95号4の3> イ 介護職員等の他の職員の賃金改善について、賃金改善に要する費用の見込額が介護職員等ベースアップ等支援加算の算定見込額を上回り、かつ、介護職員及びその他の職員のそれについて賃金改善に要する費用の見込額の三分の二以上を基本給又は決まって毎月支払われる手当に充てる賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。 ホ 訪問介護費における介護職員処遇改善加算(1からⅢ)までのいずれかを算定していること。	介護職員等ベースアップ等支援加算	○	加算 23/1000	厚生労働大臣が定める基準(平成27年厚生労働省告示第95号)に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県効率に届出した指定訪問介護事業所が、利用者に対し、指定訪問介護を行った場合。 <平成27年厚生労働省告示第95号4の3> イ 介護職員等の他の職員の賃金改善について、賃金改善に要する費用の見込額が介護職員等ベースアップ等支援加算の算定見込額を上回り、かつ、介護職員及びその他の職員のそれについて賃金改善に要する費用の見込額の三分の二以上を基本給又は決まって毎月支払われる手当に充てる賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。 ホ 訪問介護費における介護職員処遇改善加算(1からⅢ)までのいずれかを算定していること。	介護職員等ベースアップ等支援加算 Q&A	介護職員等ベースアップ等支援加算の取扱いは介護職員処遇改善 支援補助金の取扱いに倣えよいか。 介護職員等ベースアップ等支援加算について、介護職員処遇改善支援補助金にに関するQ&A vol.1~4)を参照すること。(令和5年度 VOL1 間1) 介護職員等ベースアップ等支援加算について、加算額以上の賃金改善を実施しているものの、結果として、基本給又は決まって毎月支払われる手当による賃金改善額が、全体の賃金改善額の三分の二以上にならなかった場合、加算額を返還させる必要はあるか。	介護職員等ベースアップ等支援加算(以下「ベースアップ」という。)については、加算額以上の賃金改善の実施に加えて、厚生労働大臣が定める基準(平成27年厚生労働大臣告示第95号)において、介護職員及びその他の職員のそれについて、賃金改善に要する費用の額の三分の二以上を基本給又は決まって毎月支払われる手当(以下「ベースアップ等」という。)に充てる賃金規程を改定し、当該計画に基づき適切な措置を講じることを要件としている。このため、加算額以上の賃金改善額が介護職員等ベースアップ等支援加算の算定見込額を上回り、ベースアップ等による賃金改善額が、全体の賃金改善額の三分の二以上にならなかった場合に、速やかに賃金規程を改定し、ベースアップ等による賃金改善額の増額を図るべきであり、こうした措置が図られなかった場合、原則として、ベースアップの要件を満たさないため、加算額の全額返還が必要と考えられる。ただし、賃金改善期間の終盤に、予見できない事情でベースアップの加算額が賃金改善計画書で想定していた額を上回り、賃金規程の改定によるベースアップ等の増額が間に合わなかつなど、合理的な事情が認められる場合は、この限りではない。この場合、翌年度以降、同様の事態が生じないよう、賃金改善計画を立てる段階で、ベースアップ等による賃金改善見込額が、全体の賃金改善見込額の三分の二を大きく超えるよう設定することが適当である。なお、いずれの場合であっても、加算額以上の賃金改善が実施されることを必要とする。	新設		